

令和5年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	36
基準 4. 教員・職員	63
基準 5. 経営・管理と財務	76
基準 6. 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A. 地域貢献	91
基準 B. 自校教育	99
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	123
エビデンス集（データ編）一覧	123
エビデンス集（資料編）一覧	123

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

純真学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人純真学園によって平成 23(2011)年に設置された大学である。

本学の設置母体である学校法人純真学園（以下「本学園」という。）の歴史は、学園祖・福田昌子によって「学校法人純真女子学園」が設立された昭和 31(1956)年 2 月に始まる。その際、福田昌子は女性の人間的尊厳の確立と社会的地位の向上を目指し、高度な学識と人間的教養を身につけ、豊かな知性を持ち、奉仕の精神を身につけた気品ある女性として、また純真な心を持って社会に貢献することのできる、新しい時代を担うに相応しい女性を育成することを掲げ、学園訓を「気品・知性・奉仕」と定めるとともに、学園の名称に「純真」の文字を取り入れた。

同年 4 月、私学としては福岡県において戦後 3 番目となる「純真女子高等学校」（現在の純真高等学校）を開校し、翌昭和 32(1957)年に「純真女子短期大学」（現在の純真短期大学）を、また昭和 42(1967)年に「東和大学」を開学した。

産婦人科医でもあった福田昌子は、豊富な医療経験と知識を活かして、昭和 40(1965)年に准看護師養成課程としては私学で初となる衛生看護科を高等学校に設置した。その後、平成 14(2002)年には衛生看護科を「看護科」と改称するとともに、新たに 2 年制の看護専攻科を設置して 5 年一貫制の看護師養成課程を確立した。現在までに卒業生は千数百人を数え、各々が看護師・准看護師として医療の最前線で活躍するとともに広く社会に貢献している。

一方、東和大学においても創設当初より医療電子工学科を設け、その後臨床工学技士の資格取得を目指すことのできる、当時としては九州唯一の臨床工学コースを設置した。以来長年に渡って臨床工学技士教育に尽力し、多くの優秀な医療人を社会に送り出してきた。

学園設立より 50 余年、本学園は地域社会の求める実践的職業人を多数輩出し、また教育文化の振興に寄与するなど、多大な実績を上げてきたが、新たな 50 年に向けての大きな一歩として、平成 23(2011)年 4 月、福岡市南区筑紫丘のキャンパスに本学を開学し、医療系 4 学科を九州地区で初めて同時設置した。

平成 25(2013)年度には、本学と独立行政法人国立病院機構九州医療センター（以下「九州医療センター」という。）の間で協力協定が締結された。このことにより、本学の学生教育にあたって九州医療センターの設備と機器を活用して先端医療を学ぶことが可能となり、併せてチーム医療をより実践的に学ぶことのできる環境が整った。更に平成 30(2018)年度からは、九州医療センターが設置していた附属看護助産学校(平成 30(2018)年 3 月に閉校)の校舎を借り受けることにより百道浜キャンパスを設け、筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスの 2 校地体制で純真学園大学大学院を開設するに至った。なお百道浜キャンパスについては、新型コロナウイルス(Covid-19)感染拡大の影響を踏まえて大学院の教育課程を筑紫丘キャンパスに集約することとなったため、令和 4(2022)年 3 月をもって閉鎖した。これに伴い、本学と九州医療センターの間で、連携協力に関する協定を再度締結している。

本学は、これまで本学園が積み上げてきた医療人育成の伝統を継承するとともに学園訓をそのまま建学の精神として掲げることにより、高度化する現代医療に対応できる能力と、「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材の育成を目指している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 31(1956). 2. 1 福田昌子、学園用地その他私財を寄付し、学校法人純真女子学園を設立
 4. 1 純真女子高等学校 開校
- 昭和 32(1957). 3.15 法人名を「学校法人福田学園」に名称変更
 4. 1 純真女子短期大学 開学
- 昭和 40(1965). 4. 1 純真女子高等学校に衛生看護科を開設
- 昭和 41(1966). 4. 1 福田学園中学校 開校
 純真女子高等学校を男女共学化
 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園 開園
- 昭和 42(1967). 4. 1 東亜共立大学 開学
 7. 4 東亜共立大学を「東和大学」に名称変更
- 昭和 43(1968). 7. 4 純真女子高等学校を「東和大学附属高等学校」に名称変更
 福田学園中学校を「東和大学附属中学校」に名称変更
- 昭和 48(1973). 4. 4 東和大学附属高等学校を「東和大学附属東和高等学校」に名称変更
- 昭和 54(1979). 4. 1 東和大学附属昌平高等学校 開校
- 昭和 58(1983). 4. 1 埼玉純真女子短期大学 開学
- 平成 13(2001). 11.20 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園を廃止
- 平成 14(2002). 4. 1 東和大学附属東和高等学校 衛生看護科を「看護科」に名称変更、看護専攻科を設置
- 平成 19(2007). 4. 1 法人名を「学校法人純真学園」に名称変更
 純真女子短期大学を男女共学化、「純真短期大学」に名称変更
 埼玉純真女子短期大学を「埼玉純真短期大学」に名称変更
 東和大学附属東和高等学校を「純真高等学校」に名称変更
 東和大学附属中学校を「純真中学校」に名称変更
 東和大学附属昌平高等学校を学校法人昌平学園へ移管
- 平成 23(2011). 4. 1 純真学園大学 開学 (1 学部 4 学科、入学定員 240 人)**
 10.17 東和大学を廃止
- 平成 24(2012). 3.30 純真中学校を廃止
 4. 1 純真保育園 開園
- 平成 26(2014). 3.27 純真学園大学と独立行政法人国立病院機構九州医療センターが連携協定を締結
- 平成 28(2016). 3.31 純真保育園を社会福祉法人晶（きよら）へ事業譲渡
- 平成 29(2017). 3. 7 純真学園大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」の認定を受ける（第 2 クール）
- 平成 30(2018). 4. 1 純真学園大学大学院保健医療学研究科（修士課程）を開設（2 専攻、入学定員 12 人）
 純真学園大学保健医療学部の入学定員を変更（240 人→295 人）
 独立行政法人国立病院機構九州医療センター敷地内（福岡市中央区

地行浜)に「百道浜キャンパス」を開設し、大学院教育を筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスの2か所で実施
 令和4(2022) 3.31 百道浜キャンパスを閉鎖し、大学院教育を筑紫丘キャンパスに集約

2. 本学の現況

- ・ 大学名 純真学園大学
- ・ 所在地 福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1 (筑紫丘キャンパス)

・ 学部等の構成

学部名	学科名	
保健医療学部	看護学科 放射線技術科学科 検査科学科 医療工学科	
研究科名	専攻名	分野名
保健医療学研究科 (修士課程)	看護学専攻	看護の基盤分野 臨床実践看護分野 生活支援看護分野
	保健衛生学専攻	放射線技術学分野 臨床検査学分野 臨床医工学分野

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数 (令和5年5月1日現在)

純真学園大学

学部	学科	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
保健医療学部	看護学科	100	400	99	101	85	93	378
	放射線技術科学科	80	320	90	95	75	86	346
	検査科学科	75	300	78	83	65	75	301
	医療工学科	40	160	42	43	47	38	170
保健医療学部計		295	1,180	309	322	272	292	1,195
合計		295	1,180	309	322	272	292	1,195

純真学園大学大学院

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	1年次	2年次	合計
保健医療学 研究科	看護学専攻	6	12	3	7	10
	保健衛生学専攻	6	12	4	2	6
保健医療学研究科計		12	24	7	9	16
合計		12	24	7	9	16

(2) 教員数 (令和5年5月1日現在)

学部	学科	専任教員					助手	兼任 (非常勤) 教員
		教授	准教授	講師	助教	合計		
保健医療学部	看護学科	12	7	5	13	37	2	75
	放射線技術科学科	7	2	4	2	15	0	
	検査科学科	6	4	2	3	15	0	
	医療工学科	7	2	4	0	13	1	
保健医療学部計		32	15	15	18	80	3	75
うち、大学院を 兼担する専任教員		30	14	12	1	57	—	—

(3) 職員数 (令和5年5月1日現在)

※法人事務局職員を含む。

正職員	嘱託	パート・ アルバイト	派遣	合計
47	0	7	0	54

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

純真学園大学（以下「本学」という。）の使命・目的については、「純真学園大学学則」（以下「学則」という。）第1条【資料F-3】、及び「純真学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第1条【資料F-3】に定めている。また、本学の目的をより具体化し、学部・学科及び研究科において育成する人材を明確に示したものを、「純真学園大学保健医療学部規則」（以下「学部規則」という。）第3条・第4条【資料1-1-1】及び大学院学則第6条第2項に示している。これらの目的については、本学公式ホームページ（<http://www.junshin-u.ac.jp/>、以下「ホームページ」という。）にも掲載している【資料1-1-2】。

また、学園訓であり、本学の建学の精神でもある「気品・知性・奉仕」については、その解釈をそれぞれ以下のように示している。

表1-1 建学の精神とその解釈

建学の精神	解 釈
気品	人を魅了し、良き師、良き友を得て、お互いを高めあい、他者をして犯すべからざる精神性の高さで行動すること
知性	広い視野に立ち、枝葉末節に拘泥することなく、物事の本質を見定め、考え、判断し、節度を持った行動をすること
奉仕	多くの人に支えられていることに感謝し、利害得失を捨てたときに、心の底から生まれる志に準じて行動すること

「建学の精神」及びその解釈については、本学の「大学案内」【資料 F-2 p.1】や全学生に配付している学生便覧【資料 F-5 (ページ番号なし)】を通じて周知を図っている。また、入学式やその他の式典等の機会を通じて、学生や保護者等へその意義を説明している。

1-1-② 簡潔な文章化

前項のとおり、本学の使命・目的は、建学の精神、学則及び大学院学則により定められている。また、学部・学科における教育研究上の目的は学部規則に、研究科における教育研究上の目的は大学院学則によりそれぞれ定められている。いずれも平易な文章を用い、ホームページ、学生便覧及び大学案内に具体的且つ明確に掲載されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士という専門性の高い医療従事者の養成を通じて専門性を深く追求する一方、近年特に重視されている医療分野における多職種連携に鑑み、全学共通で必修となる「チーム医療」科目群を配置し、医師や他の医療従事者の視点も学ぶことができるようにカリキュラムを工夫している。また、「純真学」科目群を導入し、建学の精神の理解を基盤として、人間力を兼ね備えた医療人を育成するなど、複眼的な視点の涵養を図っている。加えて近年では、①人工知能（AI）の普及を見据え、AI時代に活躍できる医療人を育成するための「G検定（ジェネラリスト検定）」の資格取得支援や、日本医学英語検定（4級）の取得など、各種資格の取得支援、②ICT（情報通信技術）を活用した教育サポート体制の構築、③教職員の研究倫理教育として、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）によるeラーニングプログラムの受講推進、④総務省の「異能(Inno)vation」プログラムや公益財団法人日本科学技術振興財団が主催する「放射線教材コンテスト」等への参加を通じた新しい時代の医療に向けた学生による取組みなど、医療現場で即戦力として活躍できる人材を養成するための各種取組みを行っている。

また本学大学院の個性・特色として、①短期大学や専修学校等の卒業生にも審査の上で出願資格を認めていること、②社会人入学生に配慮した教育環境や長期履修制度、③細胞検査士や医学物理士、認定看護管理者等の各種資格取得へのサポート、④医療系国家資格を生かしたアルバイトの紹介などがあげられる。

こうした個性・特色については、ホームページや大学案内【資料 F-2 pp.3-8、p.43】、広報誌『純真の翼』【資料 1-1-3】に明示するとともに、本学のディプロマ・ポリシー【資料 F-13】にも反映されている。

1-1-④ 変化への対応

本学は、時代の変化や各種関係法令の変更等に対応するため、中期計画や事業計画を通じて各種取組みを行っている。

平成 27(2015)年 4 月に診療放射線技師及び臨床検査技師養成に係る関係法令が改正され、平成 28(2016)年度に第 2 次カリキュラムの運用を開始した。また、令和 3(2021)年 4 月には看護師、診療放射線技師の養成に関する指定規則、及び臨床検査技師の承認科目が改正されたことを踏まえ、令和 4(2022)年度から第 3 次カリキュラムの運用を開始している。臨床工学技士については、令和 4 年(2022)年度に承認科目が改正され、令和 5(2023)年度から第 3 次カリキュラムの運用を始めている。

更に、平成 30(2018)年 4 月に大学院を開設し、高度化・複雑化する医療に対応できる人材育成に取り組んでいる。

こうした対応を通じて、法令遵守を図るとともに今後の 18 歳人口の減少や医療分野に

における教育研究環境の変化等、本学を取り巻く社会環境の変化に対応していくための体制を整備している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は適切に設定されているものと判断しており、具体的な明文化及び簡潔な文章化を実現している。今後、大学改革や社会的要請等も踏まえながら、その実現にあたって本学の個性・特色を十分に発揮し、また各方面に明示できるよう、更なる改善・向上に努めていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的、及び本学が設置している学部・研究科の教育研究上の目的は、前述のとおり大学の学則・学部規則、及び大学院の学則に明記されている。いずれの規程についても制定・改正は理事会での承認が必要であり、その前段階として理事会・評議員会に上申される原案が教授会又は研究科委員会での審議を経て学長により決定されている。それら制定・改正された規程は学内のコミュニティサイト（電子掲示板）に掲示され、教職員に周知されている。

現行の学則及び学部規則は以上のような手続きを経て定められている。よって、大学の目的・教育目標等について役員及び教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学園の学園訓（及び本学の建学の精神）については、純真学園本館前に「気品・知性・奉仕」の石碑を設置することにより、教職員、学生のみならず来訪者にも目に留まりやすいようにしている。また、純真学園本館 1 階に額を掲げているほか、前述の解釈を併記した額を学内の建物の入り口や学生ホール等の主だった場所に掲げている。更に、学生便覧や大学案内にも建学の精神やその解釈を掲載することで周知を図っている。

全学科 1 年次の共通科目（必修）として開講している「純真学Ⅰ」では、学長が自ら科目責任者として講義を行っており、到達目標の一つとして「純真学園大学という私学の持つ建学の精神を説明できる」ことを挙げている【資料 1-2-1 「純真学Ⅰ」シラバス】。

また、大学及び大学院の目的や学部・研究科などの教育研究上の目的についても、学生便覧に掲載しているほか、情報公開の一環としてホームページにも掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2(2020)年度に大学院が完成年度を迎え、本学としても開学 10 周年を迎えたことから、次の 10 年へ向かうための方向性として「High Quality Education (高付加価値教育)」

「High Career (高い就職実績)」「Highly Reliability (高い信頼性)」、そしてこの 3 要素が結合した「High Brand (高いブランド力)」の確立を目指すことを中期計画に定め、各部門において達成へ向けた取組みを進めている【資料 1-2-2 純真学園大学 5 ヶ年計画(令和 2~6 年度)】。この中期計画は本学の学内情報共有サイトに公開しており、教職員へ周知している【資料 1-2-3 純真学園情報共有サイト (トップページ)】。

開学以来、本学及び学部・学科・研究科が掲げる教育研究上の目的に大きな変更は生じていないが、目的を達成するための取組みについては、時代の変化や各種法令の変更等に対応してアップデートさせるため、中期計画あるいは事業計画において適宜見直しを図っている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、三つのポリシーである「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」【資料 F-13】について、建学の精神及び使命・目的並びに学部・各学科、大学院研究科・各専攻における教育研究上の目的を踏まえて策定している。特に保健医療学部の各学科においては、令和 4(2022)年度から運用を開始した第 3 次カリキュラムに合わせて三つのポリシーを改定し、令和 4(2022)年度入学生より適用している。

これら三つのポリシーは、ホームページや学生募集要項【資料 F-4】、また学生便覧【資料 F-5 pp.41-49、pp.119-123】等にも明示されており、在学生及び教職員をはじめ、受験生や社会一般に認識されるよう努めている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則第 1 条に掲げる本学の目的を達成するため、1 学部 4 学科（保健医療学部看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科）を設置している。それぞれの学科においては、医療職の養成を通じて専門性を深く追求する一方、前述のように学部全体の取組みとして、学科の垣根を越えて『純真学』や『チーム医療』に関する科目を共通で学ぶことにより複眼的な視点の涵養を図っている。このことは、医療の現場において求められる広い視野と人間に対する理解力を修得する上で有益であり、「教養豊かにして学識高き人材を養成する」という本学の目的に資するものである。

また、大学院（修士課程）では 1 研究科 2 専攻（保健医療学研究科看護学専攻、保健衛生学専攻）を設置している。それぞれの専攻においては、本学保健医療学部での各学科における専門教育及びチーム医療という全人的医療教育を基盤とし、地域医療が抱える様々な保健医療福祉上の課題を多職種連携の視点から看護学、放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学における課題を共有して学び、また研究を通して看護学系と保健衛生学系のそれぞれの専門性を深めて、地域医療で中核となって活躍することのできる人材を育成するこ

とを目指している。このことは、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与する」という本学の目的に資するものである。

本学の教育研究組織は、法令遵守及び本学の教育研究上の目的を達成するために適切な人数を配置しており、またディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って適切な教育を行っている。

以上のように、本学の教育研究組織は本学の使命・目的及び教育目的に沿った形で設置・運営されており、整合性が図られている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

以上の取組みを通じて、本学の教育理念に対する教職員の理解は進んでいると判断しており、今後はステークホルダーに対して本学の教育理念の理解を更に深めるための取組みを行う。特に高等学校の教職員、生徒及びその保護者への理解を深めていただけるよう努め、その結果として本学の理念に共感する有能で志の高い学生の入学を促進できるようにする。

また、令和4(2022)年度より運用を開始した第3次カリキュラムについて、各ポリシーの客観評価を保証するアセスメント・プランの策定に取り組む。

【基準1の自己評価】

本学園の建学の精神及び基本理念、本学の教育目的の周知は、ホームページ、大学パンフレット等、様々な媒体によって実施されており、十分に達成できている。また、本学が「看護・医療技術専門職として社会に貢献する人材」の養成を目的とする大学である点も、入試委員会、広報委員会、進路対策支援活動、臨地・臨床実習協議会、地元看護協会・技師(士)会等への支援を通じ、開学から12年を経て、卒業生の主たる就職先である医療機関に認知されてきた。

今後も本学の中期計画に定めた各種取組を着実に実施していくことにより、建学の精神に基づく本学の教育目的の達成に向けて継続的に努力していく。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学保健医療学部の4学科全てにおいて、建学の精神及び教育目的と整合性のある入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定している。本学のアドミッション・ポリシーを表 2-1 に示す。

表 2-1 アドミッション・ポリシー（保健医療学部）

看護学科	<p>【知識・技能】</p> <p>(1) 看護の専門知識を学ぶために必要な基礎学力を有している人。</p> <p>(2) 幅広い分野に知的関心を持ち、様々な技能を身につけている人。</p> <p>【思考・判断・表現】</p> <p>(1) 物事を多面的にとらえ深く考えることができる人。</p> <p>(2) 多様な情報の背景や根拠を読み解き、適切に判断できる人。</p> <p>(3) 相互理解につとめ、良好なコミュニケーションが取れる人。</p> <p>【関心・意欲・態度】</p> <p>(1) 人間と健康をとりまく社会の動向に関心がある人。</p> <p>(2) 目的意識を持ち、前向きに努力できる人。</p> <p>(3) 命を大切に思い、人に対する思いやりがある人。</p> <p>看護学科では特に次の教科に関する力を身につけておく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語（読解力） ・理科（「生物」、「化学」、「物理」の内、2 科目における知識と科学的思考力）
------	--

<p>放射線技術科学科</p>	<p>【知識・技能】</p> <p>(1) 放射線分野の専門知識を学ぶために必要な基礎学力を有している人。</p> <p>(2) 幅広い分野に興味を示し、積極的に挑戦する人。</p> <p>【思考・判断・表現】</p> <p>(1) 物事を多面的にとらえ深く考えることができ、わかりやすく説明できる人。</p> <p>(2) 多様な情報の背景や根拠を読み解き、適切に判断できる人。</p> <p>(3) 相互理解につとめ、良好なコミュニケーションが取れる人。</p> <p>【関心・意欲・態度】</p> <p>(1) 医用画像やがん治療に興味がある人。</p> <p>(2) 目的意識を持って課題を見つけ、問題を解決するための努力ができる人。</p> <p>(3) 協調性をもって人々と関わりが保てる人。</p> <p>(4) 社会貢献の重要性を理解し、献身的に業務が実行できる人。</p> <p>(5) 放射線技術を基盤に多様な分野で活躍したい人。</p> <p>放射線技術科学科では特に次の教科に関する能力を身につけておくことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語（読解力） ・数学、理科（「物理」、「化学」の知識と科学的思考力）
<p>検査科学科</p>	<p>【知識・技能】</p> <p>(1) 臨床検査技師国家資格取得に向け必要な基礎学力を有している人。</p> <p>(2) 自分の経験と知識を基に新たなことを発信することができる技術を有している人。</p> <p>【思考・判断・表現】</p> <p>(1) 自分の思考を文章にして伝えることができる人。</p> <p>(2) 物事を多面的・総合的にとらえ適切な判断ができる人。</p> <p>(3) 問題事象を分析し、わかりやすい言葉で説明できる人。</p> <p>【関心・意欲・態度】</p> <p>(1) 生命とバイオサイエンスに興味がある人。</p> <p>(2) 課題探求・問題解決に意欲を持つ人。</p> <p>(3) 協調性を持ち、独創性と柔軟な思考力を身につける意欲のある人。</p> <p>(4) 社会貢献の重要性を理解し、実行できる人。</p> <p>検査科学科では特に次の教科に関する能力を身につけておくことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語（読解力） ・理科（「生物」、「化学」の知識と科学的思考力）

医療工学科	<p>【知識・技能】</p> <p>(1) 本学科の修学に必要な基礎学力（特に数学、物理）を備えている人。</p> <p>(2) 自ら長所を伸ばす努力ができ、資格または特別な経験を持っている人。</p> <p>【思考・判断・表現】</p> <p>(1) 物事を多面的にとらえ、調べた情報や結果を基に自分なりの考えを持つ人。</p> <p>(2) 多様な情報の背景や根拠を読み解き、適切に判断できる人。</p> <p>(3) 他者の考えを理解すると共に、自分の意見を分かりやすく伝えることができる人。</p> <p>【関心・意欲・態度】</p> <p>(1) 医療工学に関心がある人。</p> <p>(2) 課題探求・問題解決に意欲を持つ人。</p> <p>(3) 協調性を持ち、創意工夫を好み、常に向上心のある人。</p> <p>(4) 社会貢献の重要性を理解し実行できる人。</p> <p>医療工学科では特に次の教科に関する能力を身につけておく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語（読解力） ・数学、理科（「物理」、「化学」の知識と科学的思考力）
-------	--

以上の内容は、学生募集要項【資料 F-4】に明記して志願者全員に告知するとともに、ホームページへの掲載、進学ガイダンス、オープンキャンパス、高校訪問等を通じて公表することにより、学内外を問わず周知が図られている。

同様に、大学院修士課程の全ての専攻においても、本学の建学の精神及び教育目的と整合性のあるアドミッション・ポリシーを策定し、大学院の学生募集要項【資料 F-4】に明記して志願者全員に告知している。大学院修士課程におけるアドミッション・ポリシーを表 2-2 に示す。

表 2-2 アドミッション・ポリシー（保健医療学研究科）

看護学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門分野の基礎知識を持ち、問題解決のために自律して行動できる人。 ○ 責任感あふれる次世代のリーダーとなるべき高度専門職業人を目指す人。 ○ グローバルな視野で物事を考え地域に貢献しようという意欲のある人。 	
保健衛生学専攻	放射線技術学分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現代医療が抱える保健・医療・福祉分野の問題解決に意欲のある人。 ○ 多職種連携の実践を通して、全人的医療に貢献したい人。 ○ 放射線技術学に関する高い専門性を身につけ、指導者・管理者を目指す人。
	臨床検査学分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現代医療が抱える保健・医療・福祉分野の問題解決に意欲のある人。 ○ 多職種連携の実践を通して、全人的医療に貢献したい人。 ○ 臨床検査に関する高い専門性を身につけ、指導者・管理者を目指す人。

分野 臨床 医工 学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全人的医療をもとに多職種連携によるチーム医療の中で指導的立場を志す人。 ○ 医療機器の開発や教育に携わることがを希望する人。 ○ 革新的医療技術の創出に関心のある人。
---------------------	---

以上の内容は、本学4年次生に進学ガイダンスを通じて周知しており、また学外実習先病院の職員へも訪問時に説明している。更にはホームページへの掲載に加え、本学卒業生や九州圏内の専門学校に対して、学生募集要項やリーフレットの郵送・案内等を実施するなどして明示・公表する体制を整えていることから、周知が図られている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

保健医療学部における入学者受入れの実施に際しては、アドミッション・ポリシーのみならず、出願資格、授業料及びその他大学が徴収する費用に関すること等の基本情報を学生募集要項等の印刷物、及びホームページを通じて公表している。またオープンキャンパスでは、各学科の教育の特徴や教育課程について説明会を実施するとともに、各学科においては職業紹介や過去の実績とともに、模擬授業に近い形で教育内容の一部も紹介している。加えて希望者には個別面談を実施し、さらなる教育内容や教育課程の詳細な説明を行っている。更に、年度初めには高校の進路指導担当者を本学に招き、本学の特徴と入試制度について説明会を開催している【資料 2-1-1 純真学園大学説明会のご案内】。

入学資格については、学則に基づいた出願資格を学生募集要項に明記している。また入学者選抜については、アドミッション・ポリシー及び文部科学省通知「大学入学者選抜実施要項」に基づき、多面的・総合的な評価・判定の実施に努めている。

大学院修士課程における入学者受入れの実施についても、アドミッション・ポリシー及び大学院入学者選抜実施要項（平成20年5月29日20文科高第168号文部科学省高等教育局長通知）に沿って、出願資格審査、筆記試験、口述試験の結果を数値化し、総合的に評価して選考している。

(a) 学生募集方法の工夫

学部における学生募集方法については、学校推薦型選抜、一般選抜（一期、二期）、大学入学共通テスト利用選抜（I期、II期）、及び社会人選抜の4つに区分している。各入試区分の試験科目の詳細は学生募集要項に示しているとおりでである。各入試区分の募集人員を表2-3に示す。

本学は学校推薦型選抜に比較して一般選抜による志願者が圧倒的多数であるという特徴があるため、学校推薦型選抜の募集人員を全体の3割、一般選抜の募集人員を一期と二期合わせて全体の6割としている。

大学院修士課程における学生募集方法については、一般選抜（一期、二期）と社会人選抜（一期、二期）の2つに区分している。いずれの区分においても出願資格は看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士のいずれかの免許を有している（又は取得見込みである）者であることを学生募集要項に明記するとともに、大学案内やホームページ

においても説明を行っている。募集人員は看護学専攻で6人、保健衛生学専攻においては放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学の各分野を合わせて6人で、両専攻合計で12人としている。

表 2-3 2023 年度入試における入学試験区分と学科の募集人数

学 科	入学定員 (人)	募集人員 (人)					
		学校推薦型選抜	一般選抜		大学入学共通テスト利用選抜		社会人選抜
			一期	二期	I 期	II 期	
看護学科	100	30	52	10	5	3	若干名
放射線技術科学科	80	24	40	8	5	3	若干名
検査科学科	75	22	40	7	4	2	若干名
医療工学科	40	10	22	4	2	2	若干名

(b) 入試区分ごとの選抜方法の特徴 (学部)

入試区分それぞれの目的に相応しい方法で選抜を実施しているが、学部における全ての入試区分において全学科共通の筆記試験を課し、志願者の学力の把握を行っている。

入試区分ごとの選抜方法の特徴は以下のとおりである。

<学校推薦型選抜>

学校推薦型選抜では、高等学校と大学との信頼関係に基づいた学校長の推薦により受け入れる指定校推薦、及び公募推薦を実施している。また、アドミッション・ポリシーに基づいた本学での学修意欲と高い基礎学力を有する学生を受け入れるため、指定校制と公募制の別を問わず筆記試験を課すとともに、面接試験及び調査書を合わせて総合的に合否を判定している。筆記試験では、論理的思考力を把握する観点から小論文を課している。

<一般選抜>

一般選抜は併願可とし、一期、二期ともに筆記試験の合計得点により合否を判定している。一期においては、本学会場に加えて長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、広島、山口に試験会場を設置し、より受験しやすいよう地方志願者の便宜を図っている。なお二期においては、本学会場でのみ試験を実施している。

<大学入学共通テスト利用選抜>

大学入学共通テスト利用選抜は、基礎学力を備えた志願者を広範に募ることを目的としている。I 期、II 期ともに本学独自の試験は課さず、指定した教科・科目の成績によって合否を判定している。

<社会人選抜>

社会人選抜は、社会人経験を有する者を受け入れることを目的として実施しており、小論文と面接試験によって合否を判定している。

(c) 入試区分ごとの選抜方法の特徴 (大学院修士課程)

大学院修士課程の入学者選抜にあたっては、出願前に入学後の研究等について志望する

専門領域の教員と研究計画や出願資格の有無、実務経験等について十分な相談を行う機会を設けている。また、受験者には入学願書に志望理由書・研究計画書等を添付させることとしており、これらの出願書類を基に筆記試験及び口述試験によって総合的に判断している。大学院修士課程における入試区分ごとの選抜方法の特徴は以下のとおりである。

＜一般選抜＞

一般選抜は、筆記試験（専門科目・英語・小論文）、及び口述試験（面接を含む口頭試問）により実施している。

＜社会人選抜＞

社会人選抜は、筆記試験（英語・小論文）、及び口述試験（面接を含む口頭試問）により実施している。

(d) 入学者選抜実施体制

入学者選抜に関する事項については、学部及び大学院の「入学者選抜規程」【資料 2-1-2、資料 2-1-3】に基づき入試委員会が審議・連絡調整を行っており【資料 2-1-4 入試委員会規程第 4 条】、入試委員会は入試区分ごとに学力試験監督要領、面接試験要領等の実施要領を作成している。また受験生の合否判定については、学部及び大学院の「入試判定会規程」【資料 2-1-5、資料 2-1-6】に基づき、学長が召集する入試判定会にて審議している。

入学者選抜については、学長を中心に、教職員の連携のもと、全学的な体制で公正且つ適切に実施している。学部・大学院修士課程ともに、入学者選抜試験の前々日に入試業務を担当する教職員向けの事前申し合せ会議を開催し、入試委員会が実施に際しての注意事項や実施要領等についての説明を行っている。更に、学長を本部長とする入試本部を設置し、入試状況の集中管理と統一した対応をとるための体制を整え、試験当日には全教職員が一堂に会する朝礼を実施して学長より改めて注意喚起を行っている。

学生センター入試広報係では、入学者選抜における出願から入学手続きまでの各業務のほか、志願者からの相談を常時受け付けている。特に身体の機能に障がいのある志願者から出願があった場合は、事前の打ち合わせを踏まえて受験環境を整える等、適正な試験を実施することとしている。

学部の入学試験問題は、入試部長が選定し、学長が承認した専門業者が作成しているが、採点は学内で実施している。

大学院修士課程の入学試験問題は、学長が委嘱した本学の教員が各専門分野に応じて作問している。また採点についても、学長が委嘱した各専門分野の教員が、作問者の解答例及びキーワードに従って実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

私立大学として安定的経営を図るとともに、大学としての社会的責務を果たすために入学定員を設定しており、これを充足すべく、できる限り正確に歩留まり率の予測を行った上で、合格判定を行っている。

各学科・各専攻における入学定員充足率及び収容定員充足率については表 2-4 のとおりである。

表 2-4 入学定員充足率・収容定員充足率（令和 5 年 5 月 1 日現在）

学部 研究科	学科 専攻	入学定員 (a)	入学者数 (b)	入学定員 充足率 (b/a)	収容定員 (c)	在籍 学生数 (d)	収容定員 充足率 (d/c)
保健医療 学部	看護学科	100	90	0.90	400	378	0.95
	放射線技術科学科	80	84	1.05	320	346	1.08
	検査科学科	75	73	0.97	300	301	1.00
	医療工学科	40	40	1.00	160	170	1.06
保健医療学部計		295	287	0.97	1,180	1,195	1.01
保健医療学 研究科	看護学専攻	6	3	0.50	12	10	0.83
	保健衛生学専攻	6	4	0.67	12	6	0.50
保健医療学研究科計		12	7	0.58	24	16	0.67

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れの方針の明確化と周知について、大学案内パンフレット及びホームページにてアドミッション・ポリシーをより明確に周知できるよう改善する。併せて、アドミッション・ポリシー・チェックリスト（入試区分の対比表）を作成し、入試区分別のアドミッション・ポリシーとの関連性を示すことを検討する。

定員の確保は毎年重要な課題であるため、今後入試委員会において入学者選抜方法や、選抜方法ごとの募集定員の見直しを行う。

また、広報委員会と連携して高校訪問やオープンキャンパスにおいて大学の特徴を伝えるとともに、大学説明会を地方入試会場の地域においても開催し、学生募集活動の強化を図ることにより、適正な入学定員充足率の確保に努める。具体的には、令和 5(2023)年度のオープンキャンパスを、5月・7月・8月・12月の4回実施する。大学説明会については、6月に本学において高校教員を対象とした大学説明会を開催する。更に、6月及び7月には出願者の多い地方会場の地域である沖縄県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に加え、福岡県内の北九州市・飯塚市・久留米市の全7か所で高校教員、生徒、保護者を対象とした大学説明会を実施する。

大学院修士課程においては、令和 5(2023)年度入試結果に基づく入学定員充足率は 0.58 だったことから、今後は定員の充足を目標とした活動を行う。特に看護学専攻では社会人が対象となる傾向が高いため、本学の学外実習先の職員を対象に、積極的な広報活動に努める。

今後も学部、大学院ともに学生募集活動の強化を図ることにより、適正な入学定員の管理に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【保健医療学部】

学修支援に関する事項は、教務委員会及び各学科において企画・検討・対応している。

教務委員会は教員及び職員で構成されており、全学的な学修支援体制の整備に関する事項(学年暦の作成、学期オリエンテーション及び時間割の策定、定期試験計画の立案など)を取り扱っている。また、Covid-19 感染拡大下において遠隔授業を実施する機会が増えたことから、遠隔授業実施に関する各学科及び事務局(教務係)の実施状況を共有し、スムーズな遠隔授業が実施できるよう体制を整えている。なお、遠隔授業の実施に際しては、必要に応じて教務係が授業をモニタリングしており、機材やアプリケーション、通信などにトラブルが生じた場合は教務係や庶務課情報管理担当がサポートを行っている。

各学科においては、学生個々へのきめ細かな学修支援を実現するため、学年別に担任制を導入し、担任及び副担任が年間を通じたクラス運営の計画立案、実施の責任を担っている。更に、SG(スモールグループ)制度を設け、全教員が少人数の学生を担当し、学修に係る学生生活全般にわたって相談できる体制を整えている【資料 F-5 令和5年度学生便覧 p.17】。

また全科目の出欠状況については、出席確認システムを通じて教務係が日々把握しており、週毎の出席状況が教務係より学部長及び各学科長へ報告されている。教員と教務係が学生の出欠状況を共有することにより、指導が必要な学生に対して随時学年担任と SG 担任が対応できる体制をとっている。

加えて、成績が低迷する学生への学修支援及び休退学防止策として、次項でも触れるように学期 GPA(Grade Point Average)1.8 未満を成績不振と定義し、対象学生を SG 教員が面談し指導を行っている。

このほか、学修支援を必要とする学生は、その背景として学生生活面や経済面での問題を抱えているケースがあるため、適宜学生委員会や健康管理センター、学生係等の関係部署とも連携して対応している。

【大学院保健医療学研究科】

学修支援に関する事項は、研究科運営会議によって運営方針が決定され、履修状況の確認が行われている。運営については、学部と同様に教務委員会を中心に教員と職員が協働して行っている。大学院生の学修支援は、修士論文・研究指導を担う研究指導教員が中心となって相談できる体制を整えている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【全学共通】

学内に健康管理センターを設置し、医師免許を有するセンター長1人、看護師1人、事務担当1人に加えて、非常勤のカウンセラー1人を配置している。障がいのある学生への対応については、専門の窓口は設けていないが、健康管理センターで相談・支援を行う旨の周知を行っており、また各学科、健康管理センター並びに関係する学生委員会及び教務委員会が適宜連携して対応する体制をとっている【資料 2-2-1 本学ホームページ>大学案内>健康管理センター】。

【保健医療学部】

各学期の開始時に、助手を除く全教員のオフィスアワーを記載したオフィスアワー一覧表【資料 2-2-2】を学生へ配付・明示している。実際には、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生も多く、急を要する場合は学生面談を随時実施している。

中途退学者の防止については、学期 GPA が 1.8 未満の場合を成績不振と定義し、学年担任や SG 担任の面談によって成績不振に陥った原因を探り、休学や退学に至る前に学修指導と生活指導を行っている【資料 2-2-3 純真学園大学における評価平均値の活用に関する内規】【資料 2-2-4 純真学園大学 成績不振学生への指導に関する申し合わせ事項】。休学者及び留年者への対応は、SG 担任を中心に面談を実施し、学修面に影響を及ぼしている原因を探り、場合によっては保護者との面談を行っている。また、出欠管理システムにて複数の欠席が確認された場合においても、面談を行って生活指導を実施している。これら面談を行った際は面談記録を Web システム上に記入し、学科内で共有することで個別の学生指導に活かしている。【資料 2-2-5 各学科における成績不振学生面談記録】。また、指導内容は学部運営会議や教授会で報告され、学修支援体制について検討されている【資料 2-2-6 令和 4(2022)年度前期 学籍異動に係る原因一覧】。

【大学院保健医療学研究科】

大学院では、学部生へのモデルとなるよう大学院生の TA 制度を導入しており、保健衛生学専攻の大学院生が TA を実施している【資料 2-2-7 純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程】【資料 2-2-8 令和 4(2022)年度前期 ティーチング・アシスタント実施計画】【資料 2-2-9 令和 4(2022)年度後期 ティーチング・アシスタント実施計画】。更に大学院生に対して、医療技術者としての資格を活かしながら修学に負担のない範囲で働くことのできる検診センターでのアルバイトやクリニックでの仕事を紹介し、医療職者としての知識・技術向上につながるよう支援している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

【保健医療学部】

学修支援体制の整備・向上に向けて、個々の教職員の能力向上を図るため、FD (Faculty Development) / SD (Staff Development) 研修による継続的な支援を行う。心理面での支援を必要とする学生や発達障がい傾向の強い学生については、教員間で疾患を持つ学生への理解と情報及び指導方針の共有、更には必要時に専門家への相談が可能な支援体制の整備を進めていく。その一環として、次年度より精神科医師の学内面談日を設置し医療機関への連携を図る予定である。

休学・中途退学の予防へ向けた取組みとしては、同一授業で複数回の欠席が確認された学生に対する面談や、学期 GPA1.8 未満の学生に対する面談を今後も継続し、学修環境の

調整や生活指導を行うことで学修困難な状況の克服を図り、中途退学・休学・留年の防止へつなげていく。また、IR データ分析に基づく支援体制の強化及び学修意欲の維持・向上にとって重要となる国家資格の取得と、その後の医療職への就職へ向けた学生のキャリアデザインを支援するため、卒業生や現場の専門職を招いた授業を積極的に企画していく。

【大学院保健医療学研究科】

大学院の学修支援については、大学院生と教員との懇談会の場やアンケートによる学生のニーズの調査を行い、実施可能なところから学修支援を行っていく。また、今後のキャリアとして、大学教員を希望する大学院生に対して、本学教員として勤務しながら修学する環境を整え、実習教育などへの参加を促していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は医療系専門職の養成校として、設置する各学科において国家試験受験資格を取得することができる（看護学科：看護師・保健師、放射線技術科学科：診療放射線技師、検査科学科：臨床検査技師、医療工学科：臨床工学技士）。これらの受験資格を取得するためには、長期にわたる臨地・臨床実習が必須となっており、その内容には社会的・職業的自立に関するものが含まれていることから、本学ではこれらの実習をインターンシップに相当するものとして捉えている。加えて、G検定（ジェネラリスト検定）、日本医学英語検定4級、第1種・第2種放射線取扱主任者、健康食品管理士、第1種・第2種ME技術者等の関連資格取得対策も実施しており、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に資する資格取得のための支援を積極的に行っている。

更に本学においては、チーム医療の実践を目指す観点から、教育課程内にチーム医療に関する科目群を設置しており、学生はこれらの科目を通じて、専門職間の連携、相互理解、協働のあり方について理解しながら自身の目指す医療職以外についても学んでいる。また、本学独自の科目群である「純真学」科目群で人間形成や社会的・職業的自立につながる教育を行っている。

また、令和 4(2022)年度入学生より、キャリア意識の醸成と医療系職種への職業理解を組織的に進めるため、これまで課外で実施していたキャリア支援セミナーを正課授業として行い、キャリア形成科目群 4 科目のうち「ライティングリテラシー」「キャリア入門」「キャリア形成論」の各科目を開講している。これらの科目では、初年次教育の一環としてアカデミックライティングをはじめとするスタディスキルについて学ぶことにより、確かな専門性を身に付けるための基礎を固めるとともに、今後の医療についての展望や求められるスキルにも目を向ける機会を設けることにより、個々の学生が主体的に卒業後の進路を

イメージし、その実現に向けて努力していく素地を形成することを目標としている。

以上の取組みを通じて、学生が入学時から自らの職業観・勤労観を養い、社会人として必要な資質能力を形成することにより、社会的・職業的な自立を果たせるよう支援している。

(a) 進路対策委員会及び就職係による支援

学生の進路に関する支援については、進路対策委員会・学生センター就職係と各学科(学年担任・SG担任・ゼミ担当教員)の連携による支援体制を整備している【資料F-2 2024大学案内p.34】【資料F-5 令和5年度学生便覧p.18、pp.24-25】。

進路対策委員会は進路対策委員長(就職部長)1人、各学科より選出された委員(教員)4人、学生センター就職係(事務)1人の計6人で構成されており、各種ガイダンスや進路支援講座等を企画・実施している【資料2-3-1 進路対策委員会規程】。

具体的には、2年次に「病院で求められる人材とは？」をテーマとした「キャリア支援講演会」を実施し、講師として臨床現場で活躍されている看護部長、技師(士)長等を招いている。また、豊富な経験を有するキャリアコンサルタントを講師に招き、「自己分析講座」「履歴書ES(エントリーシート)作成講座」「面接試験対策講座」や、接遇教育としての基本マナー習得を目指した「ビジネスマナー講座」等の各種講習会、更に3年次には、内定を獲得した4年次生による「就職活動報告会」等の各種進路支援行事を企画・実施している。

学生センター就職係には、大学を主担当とする職員2人、短大を主担当とする職員2人、大学・短大兼務の契約職員1人が配属され、常に学生の進路相談に応える体制をとっている。このうち2人は「国家資格キャリアコンサルタント」を有している。

就職係が業務を行っている「キャリア支援コーナー」には、就職活動に使用する各種書式(履歴書、進路関係活動報告書等)や就職関連資料(求人票・募集案内、病院・企業のパンフレット、インターンシップ・病院見学・奨学金の案内、卒業生が提出した就職活動報告書等)、就職関連書籍、また情報インフラとして就職情報検索用のPC6台を備えており、学生がいつでも利用できるようにしている。

求人情報の周知には、学内の学科事務室やキャリア支援コーナーに設置した求人票ファイルを学生に閲覧させている。また、学外実習中の学生用としてホームページ内にパスワードで保護された就職関連情報サイトを開設し、求人情報をはじめSPI対策、面接対策、履歴書対策などの就職試験対策の情報を24時間閲覧できるシステムを構築して学生の利便性を確保している。

進路支援行事以外の施策としては、受講講座資料を学生各自でファイルするように指導して就職活動に役立てているほか、就職試験や国家試験の受験に必要な証明写真の撮影も、撮影日を複数設定して学内で実施している。

(b) 国家資格及びその他の資格取得に関する支援

看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の各国家資格取得は、医療機関への就職の必要要件であるため、国家試験合格のための支援は本学におけるキャリア教育の重要課題として位置づけられる。

本学の国家試験支援体制は、国家試験対策部長を委員長として、委員に各学科長、及び

各学科から選出された専任教員1人で構成される国家試験対策委員会が中心となり遂行されている【資料 2-3-2 国家試験対策委員会規程】。委員会における審議事項や報告事項は、教授会や学科会議で報告され、全教員に周知徹底するようにしている。国家試験対策委員会は毎月開催し、各学科の国家試験対策案の調整、模擬試験の支援、補習授業の企画等を担当している。更に各委員が中心となって定期的に学生の個人面談を実施し、個々の学生に関する傾向の把握や不得意分野の強化などを行っている。

令和4(2022)年度における本学の国家試験結果を表2-5に示す。

表2-5 令和4年度卒業生の国家試験合格率（令和5年5月1日現在）

学科	国家資格の種類	区分	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
看護学科	看護師	全国	64,051 (58,911)	58,152 (56,276)	90.8 (95.5)
		本学	107	106	99.1
	保健師	全国	8,085 (7,477)	7,579 (7,235)	93.7 (96.8)
		本学	9	9	100.0
放射線技術科 学科	診療放射線技師	全国	3,224 (2,874)	2,805 (2,704)	87.0 (94.1)
		本学	85	84	98.8
検査科学科	臨床検査技師	全国	5,002 (4,010)	3,880 (3,589)	77.6 (89.5)
		本学	73	68	93.2
医療工学科	臨床工学技士	全国	2,706	2,311	85.4
		本学	36	33	91.7

注) 各職種ともに、「全国」は厚生労働省ホームページの数値。()内は新卒者の状況。

「本学」は新卒者における数値を示す。

令和4(2022)年度における国家試験対策は、昨年度に引き続きCovid-19対策を十分に行い、概ね対面方式で補習授業・模擬試験等を実施できている。対面方式での国家試験対策が功を奏し、本学の国家試験合格率は全ての資格において全国合格率を上回る結果を得ている。

なお、卒業年度の国家試験で不合格となった既卒者を聴講生として受け入れ、各学科専用の自習室を設けて学修しやすい環境を提供し、全補習授業及び模擬試験の参加を可能とするとともに、就職活動を含めた適切な進路指導を行っている。

その他の資格については、在学中に表2-6の資格が取得可能である。これらの資格取得は必須ではないが、取得を希望する学生に対しては、取得を目指した選択科目の設定、並びに各学科で試験対策を行うなどのサポートを行っている。令和4(2022)年度の各種資格試験の結果は表2-7に示すとおりで、在学中に様々な資格取得が可能となっている。

表 2-6 本学在学中に取得可能な資格

学科	資格	備考
保健医療学部 全学科*	G (ジェネラリスト) 検定 (認定資格)	本検定の取得を目指した科目として、2 年次に人工知能学 (選択科目) を開設。
	日本医学英語検定 (認定資格)	本検定 (4 級) の取得を目指した科目として、2 年次に英語Ⅲ (選択科目) を開設。
放射線技術科 学科	第 1 種放射線取扱主任者 (国家資格) 第 2 種放射線取扱主任者 (国家資格)	原子力規制委員会登録試験機関の試験に合格後、資格講習を受講し、取得可能。
検査科学科	食品衛生管理者 (国家資格) 食品衛生監視員任用資格 (国家資格)	所定の課程を修了することにより取得可能。本学は食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設として福岡県知事の登録を受けている。
	健康食品管理士 (認定資格)	指定された科目を受講の上、試験に合格することで取得可能。本学は (一社) 日本食品安全協会より健康食品管理士養成校の認定を受けている。
	第 2 種 ME 技術者 (認定資格)	第 2 種 ME 技術者実力検定試験に合格することで取得可能。 4 年次生全員に受験を推奨。
	中級バイオ技術者 (認定資格)	中級バイオ技術者認定試験に合格することで取得可能。 令和 4 年度から希望者に受験を推奨。
医療工学科	第 1 種 ME 技術者 (認定資格) 第 2 種 ME 技術者 (認定資格)	第 1 種・第 2 種 ME 技術者実力検定試験に合格することで取得可能。
	医療機器情報コミュニケーター (MDIC) (認定資格)	MDIC 認定セミナー (e ラーニングシステム) の受講が必要。

*保健医療学部全学科：看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科の 4 学科。

表 2-7 令和 4 年度の各種資格の合格者数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

資格	合格者数 (人)	合格者学科別内訳
G (ジェネラリスト) 検定	7	放射線技術科学科：5 人 医療工学科：2 人
日本医学英語検定 4 級	4	看護学科：1 人 放射線技術科学科：1 人 検査科学科：1 人 医療工学科：1 人
第 1 種放射線取扱主任者	5	放射線技術科学科：5 人
第 2 種放射線取扱主任者	4	放射線技術科学科：4 人
健康食品管理士	14	検査科学科：14 人

中級バイオ技術者	11	検査科学科：11人
第2種ME技術者	47	検査科学科：7人 医療工学科：40人

(c) 進学支援

進学については、学科長、学年担任、ゼミ担当教員が連携しながら小論文対策や面接指導等の入学試験対策に関する支援を行っている。令和4(2022)年度実績としては大学院に7人が進学している。

(d) 令和4(2022)年度の実績

以上の取組みの結果として、令和5(2023)年3月卒業生の進路状況は以下のとおりとなっている。

表2-8 令和4年度卒業生の進路状況（令和5年5月1日現在）

	看護学科	放射線技術 科学科	検査 科学科	医療 工学科	計
卒業生数 (A+E)	107	85	73	36	301
うち進学者数 (B+F)	3	2	5	0	10
うち就職希望者数 (C+G)	103	81	63	32	279
うち就職者数 (D+H)	103	81	63	30	277
うち国家試験合格者数 (A)	106	84	68	33	291
うち進学者数 (B)	3	2	5	0	10
うち就職希望者数 (C)	102	81	63	32	278
うち就職者数 (D)	102	81	63	30	276
うち国家試験不合格者数 (E)	1	1	5	3	10
うち進学者数 (F)	0	0	0	0	0
うち就職希望者数 (G)	1	0	0	0	1
うち就職者数 (H)	1	0	0	0	1
国家試験合格者中の 就職者数/就職希望者数	100%	100%	100%	93.8%	99.3%
就職者数/就職希望者数 (国家試験不合格者を含む)	100%	100%	100%	93.8%	99.3%

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援については、医療機関への就職を目指す場合、国家試験合格が必須であるため、国家試験合格率100%を目標に、特に学生の主体的な学修意欲を促し、全学的な支援体制を今後も継続させる。また、既卒者への対応として、卒業年度の国家試験に合格できなかった者のうち、本人が希望する場合は聴講生としての受入れや大学施設内での自主学修、模擬試験への参加受入れ、個別指導等の対応を今後も行っていく。また、国家試験に

合格した既卒者のうち、未就職者への対応として「既卒者求職申込書」による就職の意思表示の確認と就職斡旋を実施しており、今後も継続していく。

国家資格以外の資格の取得については、令和 5(2023)年度より看護学科において、AHA（アメリカ心臓協会）が公認する BLS（一次救命処置）の資格取得を推奨することとした。加えて、各学科が定める資格（看護学科：BLS、放射線技術科学科：第 1 種・第 2 種放射線取扱主任者、検査科学科及び医療工学科：第 2 種 ME 技術実力検定試験）の取得に際して、在学期間中 1 回に限り、受講料・受験料を本学が補助する取組みを始めた。これまでの取組みと併せて、学生本人のスキルアップのため、ひいては国家試験合格につなげるためにも、今後も在学中に資格が取得できるようサポートを続けていく。

学生の進路に関する相談については、進路対策委員会、学年担任、ゼミ担当教員及び就職係の連携体制が成果を上げていることから、これらの体制を更に充実させ、学生の主体的な進路選択を支援していく。また、教員を対象とした履歴書添削・面接指導研修会を FD・SD 委員会と連携して開催するなど、学生支援体制の充実を図っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(a) 学生生活全般に関わる支援

学生生活全般に関する支援については、学生委員会、各学科（学年担任及び SG 担任）、事務局学生センター学生係が連携しながら行っている【資料 2-4-1 学生委員会規程】【資料 F-5 令和 5 年度学生便覧 p.1、pp.17-21】。

学生委員会は、委員長（学生部長）1 人、各学科から選出された教員 4 人（副学生部長 1 人を含む）、学生係職員 2 人の計 7 人によって構成されている。通常月 1 回開催される定例会議では、学生生活全般に関わる案件について情報の共有及び対策を検討するとともに、厚生補導に関しても適切な対応を行っている。なお、3 月の学位授与式から 4 月の入学式及び新入生研修は連続して行われる重要な行事であることから、運営をスムーズに行うために必要に応じて臨時会議を開催している。

各学科においては、学年担任及び SG 担任が学生生活支援の主要な役割を担っている。学年担任は、学生に関する学年共通の事項の連絡を行うほか、行事や学修態度等について学科長や SG 担任と連携しながら対応している。また SG 担任は、教学及び進路関係を含め、学生の大学生活全般に関する相談等についての初期対応窓口として、重要な役割を果たしている。なお、大学院においては研究指導教員が大学生活全般に関する相談等についての初期対応窓口として機能している。

学生係は事務局における学生生活全般の対応窓口として、奨学金、学生保険、課外活動、

学生寮及びトラブル対応など、教学及び進路関係を除く学生生活の多方面についてサポートしている。

(b) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

学生の健康相談や健康管理等、健康面でのサポートについては、主に健康管理センターが各学科（学年担任及びSG担任）や学生係と連携して対応している。

保健室は週5日開室しており、看護師1人が常駐して学生の学内での負傷や急な発病時の応急処置に対応している。また、女子学生の在籍者数が多い本学の特性を考慮して、保健室は男子学生用と女子学生用の2部屋を設置し、学生のプライバシーに配慮している。

本学は全ての学科において病院・施設等での実習を行うことから、感染症予防対策が必須である。このため、定期健康診断の際に麻疹、風疹、ムンプス、水痘带状疱疹及びB型肝炎の抗原・抗体検査を実施し、これらの結果が基準値に達しない学生に対してはワクチン接種を行うよう指導している。加えて、新入生については結核感染診断補助検査（QFTゴールドプラス）も併せて実施している。これらの対応については、健康管理センターが各学科と連携して行っている。

このほかの健康面での悩み等については、健康管理センターや各学科の学年担任・SG担任や学生係が窓口となって指導・対応にあたっている。

心的支援については、各学科（学年担任及びSG担任）、学生係のほか、学生相談室が対応を行っている。学生相談室は、週4回開室しており、本学が委嘱しているカウンセラーによるカウンセリングを受けることが可能である【資料 2-4-2 学生相談室、保健室等の状況】。令和4(2022)年度はCovid-19が及ぼす心理的影響も考慮して支援を行った。学生相談室の利用件数は、令和4(2022)年度実績で579件であった。

また、学生の心の健康度・疲労度を把握するために「精神的健康度調査」(UPI: University Personality Inventory)を実施している。回答内容の分析は学生相談室が行い、心的支援が必要と考えられる学生に関する情報を学生の所属学科へフィードバックすることにより、学科における学生の心的支援をサポートしている。各学科においては、心的支援が必要な学生への面談を学年担任やSG担任が実施して状況を把握するとともに、保健室・学生相談室とも連携しながら心的支援を行っている。

本学には福岡県以外の入学生が多数在籍していることから、学生寮を設置している【資料 F-2 2024 大学案内 p.38】。学生寮は男子学生用の「向野寮」、女子学生用の「筑紫丘寮」の2つを設置しており、筑紫丘寮は大学敷地内に設置しているほか、向野寮も大学から徒歩数分と、通学に便利な位置に設置している。入居期間はいずれの寮も原則として2年間としている。

また、大学周辺で一人暮らしを希望する新入生の住居確保を支援するため、株式会社学生情報センターに業務を委託して相談会を実施するほか、近隣の物件を紹介するパンフレットを作成・配付している【資料 2-4-3 2023 住まいのご案内】。

学生の飲酒・喫煙対策として、学内での飲酒・喫煙を禁止するとともに、大学周辺の道路においても禁煙としている【資料 F-5 令和5年度学生便覧 p.11】。また、各学期開始時のオリエンテーション実施時に飲酒・禁煙に関する注意喚起を繰り返し行うことにより、周知を図っている。

(c) 課外活動支援

本学の課外活動は主として学友会が主体となっていて行われている。学友会は「建学の精神『気品』『知性』『奉仕』の理念に基づく学生の自主的活動により、学生生活の充実・会員間の親睦を図り、併せて学園の発展に寄与することを目的」として組織されており【資料 2-4-4 学友会会則第 2 条】、学生総会の開催や、併設の純真短期大学と合同で開催する「純真学園祭」の企画・運営などの活動を自主的に行っている。なお、学友会の顧問には学生部長が就任し、学生委員会及び学生係が学友会の活動をサポートしている。

学友会の下では、文化系・運動系合わせて 26 のサークル（11 サークル休部中）が活動を展開している【資料 2-4-5 2023 年度 純真学園大学サークル一覧】。各サークルには本学の教職員が顧問として就任しており、各サークル活動をサポートしている。

また資金面の援助として、課外活動費から学友会及び各サークルに対して活動費が補助されている。更に、前年度に学園訓である「気品・知性・奉仕」を具現化する顕著な活動を行ったサークルに対し、「学生部長賞」として表彰を行うとともに、通常の活動費とは別に 10 万円を補助している。令和 4(2022)年度は、Covid-19 対策の観点から前年度（令和 3(2022)年度）のサークル活動を自粛していたため、表彰の対象となるサークルはなかった。

令和 4(2022)年度は、一部規模の縮小等もあったが、Covid-19 対策をとりながら学園祭やサークル活動を再開させた。

以上の課外活動について、学生係は学生委員会と連携して経費支出に関する指導を行うほか、活動に関する諸手続き（施設利用許可や大会参加等に関する手続き）についての支援を行っている。またサークル活動自粛中における相談窓口として、楽器メンテナンスなど臨時の活動時の支援を行っている。

(d) 経済的支援

<保健医療学部>

本学独自の奨学金制度として、3 種類の純真学園大学奨学金制度（純真学園大学入学者特待生、純真学園大学在学者奨学生、純真学園大学在学者特待生）を設けている。いずれも卒業後の返済が不要な給付型として実施しており、年間授業料相当額の半額を給付している。令和 4(2022)年度は、純真学園大学入学者特待生として 5 人、純真学園大学在学者奨学生として 36 人、純真学園大学在学者特待生として 12 人の学生に対して給付した【資料 2-4-6 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）】。

奨学生の選抜は、純真学園大学入学者特待生については入学試験の成績をもとに、純真学園大学在学者特待生については 2 年次以降の在籍者から前年度の成績をもとに対象者を選抜している。純真学園大学在学者奨学生については、2 年次以降に在学中の奨学金希望者の中から、前年度の成績や経済的理由等を考慮の上で選考している。いずれの奨学生も当該年度限り有効のため、次年度も奨学金の給付を受けるためには、改めて奨学生の採用要件を満たす必要がある。

以上の情報については、学生募集要項【資料 F-4 2023 年度学生募集要項（学校推薦型選抜（指定校） p.10】【資料 F-4 2023 年度学生募集要項（学校推薦型選抜（公募）・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・社会人選抜） p.14】や学生便覧【資料 F-5 p.6】、本学ホームページ【資料 2-4-7 本学ホームページ>入試情報>学費・奨学金】に掲載する

ほか、掲示や学内説明会の開催等によって周知を図っている。

＜大学院保健医療学研究科＞

令和 4(2022)年度入学生を対象とした経済的支援については、「入学金減免」「施設設備維持費減免」及び「入学者特待生」の各制度を運用した。

「入学金減免」及び「施設設備維持費減免」は、いずれも本学保健医療学部の卒業生が本学大学院に入学した場合に適用され、入学金の全額（20万円）及び施設設備維持費（年額 20万円）のうち 5万円を減免するというものである。令和 4(2022)年度入学生のうち、これらの制度の適用を受けた者は 1人であった。

「入学者特待生」については、本学保健医療学部卒業生のうち、通算 GPA3.0 以上のものが本学大学院に入学した場合に適用され、年間授業料の半額（40万円）が免除されるというものであるが、令和 4(2022)年度入学生でこの制度の適用を受けた者はいなかった。

令和 5(2023)年度入学生を対象とした経済的支援については、上記各制度のうち「入学者特待生」の制度を廃止し、新たに「純真学園大学大学院奨学生」の制度を開始した【資料 2-4-8 純真学園大学大学院奨学金規程】。この制度においては、本学保健医療学部の卒業生以外も含め、一般選抜試験及び社会人選抜試験合格者のうち優秀者（各専攻科が将来有望と認めた者）若干名に対し、年間納入金相当額の全額を給付する。また、対象期間は標準履修学生で 2年間、長期履修学生で 3年間である。令和 5(2023)年度入学生のうち、「入学金減免」及び「施設設備維持費減免」の適用を受けた者は 6人、大学院奨学生の適用を受けた者は 3人である。

以上の情報については、大学院の学生募集要項【資料 F-4 別紙】や学生便覧【資料 F-5 pp.6-7】、本学ホームページ【資料 2-4-9 本学ホームページ＞純真学園大学大学院】に掲載し、周知を図っている。

学外の奨学金制度

学生の経済的支援として、学生係において日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、地方自治体や民間企業等育英団体奨学金の募集に対する申請支援を行っている。

令和 4(2022)年度の日本学生支援機構奨学金制度利用者（実数）は学部生・大学院生併せて 723人となっており、そのうち学部生の利用者は給付型 160人、貸与型第一種 371人、第二種 479人（重複利用者あり）となっている。また、大学院生の利用者は貸与型第二種 1人である（令和 4(2022)年 3月時点）。

自治体その他の団体による奨学金は 13人が利用している。

このほか、就職係において病院・施設等が実施している奨学金の情報を収集しており、掲示等で学生への情報提供を随時行っている。

大学院については、全ての専攻において厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練）の指定を受けており、要件を満たした学生は利用可能となっている。更に、社会人で学生指導の経験のある大学院生に対しては、本学助手・非常勤助手として勤務しながら修学できるよう環境調整を行っている。

学納金納入延期制度

本学では、原則として学納金を前期及び後期の 2回に分けて納入することとしているが、

やむを得ない事由がある場合は、本学が指定する納入期日までに「学納金納入延期願」を提出することにより、納入金の分納及び延納を認めている。令和 4(2022)年度の「学納金納入延期願」の提出件数は、前期分で 21 件、後期分で 31 件であった。

(e) 保護者連絡会

令和 4(2022)年度の保護者連絡会は、Covid-19 対策を取りながら 12 月 17 日(土)に対面で実施した。学長及び後援会長の挨拶、4 学科長による学科の現状説明、国家試験対策部長、就職部長及び学外実習対策部長による学生指導や支援体制等の説明内容については 12 月 21 日(水)～12 月 28 日(水)の期間限定で、YouTube にて動画配信も行った。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対する経済的な支援や課外活動への支援については、Covid-19 の状況を踏まえて、引き続き学生委員会、各学科及び学生係をはじめとする事務部門が情報を共有し、連携することで学生生活をより充実したものとするために継続的に改善を図っていく。学生の健康面及び心的支援については、保健室と学生相談室の利用率が増加傾向にあり、健康や心に問題を抱える学生が増えつつある状況に鑑み、令和 3(2021)年 4 月より健康管理センター機能の充実化を図っている段階である。今後も業務内容の見直しを含めて、健康管理センターの整備と支援体制について改善を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(a) 校地

本学における校地、校舎及び施設、設備等の教育環境については、教育目的達成のため適切に整備されている【資料F-8 キャンパスマップ】。

本学が所在している筑紫丘キャンパスは、福岡市中心部の天神地区から西鉄電車で約7分の住宅街に囲まれた福岡市南区筑紫丘（最寄り駅：西鉄大橋駅）にあり、市街地の喧騒から隔てられた落ち着いた立地環境にある。校地等の面積は36,199.9㎡（校舎等敷地：21,277.1㎡、運動場用地：9,503.2㎡、その他：5,419.6㎡）を有している。

キャンパス内には、多くの樹木が植えられ、令和元(2019)年に「Medical Learning Center」(MLC)を建設した際に学生の憩いの場として「語らいの杜」を整備した。また、講義棟

周囲にも伝統ある「純真の杜」もあり、授業の合間に学生が食事や休憩できるスペースを配置している。

運動場（用地：9,503.2㎡）については、キャンパスからバスで15分の場所にある福岡県那珂川市に整備しているほか、その他のスポーツ施設としてキャンパスから徒歩約5分の位置にテニスコート（2面）を設けている。

(b) 校舎・設備

本学の校舎には、本館（図書館、事務局、教員研究室、大学院生研究室等）、1号館（講義室及び教員研究室）、2号館（放射線技術科学科、検査科学科及び医療工学科実習棟）、3号館（検査科学科実習棟）、4号館（医療工学科研究室）、MLC（講義室、カフェ、看護学科実習棟）があり、これら校舎の合計面積は34,428.2㎡である。このほか、学生が運動できる施設として体育館を整備している【資料 F-5 令和5年度学生便覧 pp.29-34（キャンパス見取図）】。1号館講義棟には242人を収容可能な大講義室を、MLCには396人を収容できる「さくらホール」を、本館には1,202人を収容できる「純真ホール」を整備しており、全学共通科目等に対応しているほか、その他の校舎も、各学科の科目展開に必要な規模の教室や実習室を整備している。

大学院については、本館5階に学生の居室となる専用の大学院生研究室、1号館には講義や研究発表を行うゼミ室を整備しており、2号館、3号館に設けられている各学科のゼミ室、演習室、実験・実習室を学部と共用している。

なお、学部と大学院の施設共用については、大学院が昼夜開講制を導入し、研究科共通科目、専攻共通科目、分野専門科目については月曜日、水曜日及び金曜日の夜間と土曜日の昼間に開講しており、また特別研究の指導については、学生と実施日時を調整の上、学部生の使用頻度が少ないゼミ室で行っているため、現状で特に問題は生じていない。

校地・校舎・施設設備に関する大学設置基準と本学の現状との対比は表2-9に示すとおりである【資料 2-5-1 校地、校舎等の面積】。大学が立地する筑紫丘キャンパスの校地面積は68,297.8㎡（うち本学専用面積23,906.9㎡）、校舎面積は34,428.2㎡（うち本学専用面積26,223.1㎡）であり、いずれも本学専用面積だけで大学設置基準に定められた基準を満たしている。

表 2-9 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	本学の専用面積	大学設置基準上の必要面積
校地面積	23,906.9㎡	11,800.0㎡
校舎面積	26,223.1㎡	11,908.0㎡

専任教員には、学生への教育・指導を円滑に行うため、個室の研究室を確保している。また、助手には共同の研究室を複数整備している。更に、教員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、教育の活性化を図る目的で、各学科の専用ミーティング室を設けている。

(c) 校地・校舎及び施設・設備の維持運営

施設・設備の安全管理、メンテナンス及び法令に基づく定期点検等の校地・校舎及び施設・設備の維持管理については、法人事務局財務課管財係を担当部署としており、一部業務については委託会社を選定する等により適切に実施している。

校舎の耐震化については、旧耐震基準に基づく建造物について平成 26(2014)年度に大規模な耐震補強工事を実施しており、私立学校校舎等実態調査に基づく令和 5(2023)年 4 月 1 日現在の純真学園（系列校である純真短期大学、及び埼玉純真短期大学を含む）の耐震化率は 96.74%である【資料 2-5-2 建物の耐震化率（令和 5 年 4 月 1 日現在）】。

(d) 学生寮

本学の敷地内に女子学生専用の「筑紫丘寮」が、また大学より徒歩数分の場所に男子学生専用の「向野寮」があり、それぞれを本学学生及び併設の純真短期大学の学生が利用している【資料 F-2 2024 大学案内 p.38】。

筑紫丘寮は鉄筋コンクリート造 5 階建ての建物で、全室個室となっている。寮全体の定員は 107 人であるが、そのうち 50 人分を本学学生用に割り当てている。個室の室内にはクローゼット・ユニットバス・エアコン・ミニ冷蔵庫・IH コンロを備えており、また共用施設には乾燥機やパソコンルーム等を備えている。防犯面では 1 階玄関をオートロックとしており、更に 24 時間監視カメラを稼働させている。

向野寮は鉄筋コンクリート造 5 階建ての建物で、「筑紫丘寮」と同様に全室個室となっている。定員は本学学生及び短期大学学生を合わせて 53 人となっている。個室の室内にはユニットバス・エアコン・電気温水器を備えているほか、共用施設として洗濯機・乾燥機・自炊用キッチン及び談話室を備えている。防犯面では 1 階玄関をオートロックとしている。

なお、いずれの寮も入寮期間は原則として 2 年間となっている。

寮の管理は民間業者に委託しており、寮監を 1 人ずつ各寮に常駐させている。また学生の寮生活を把握するため、寮監には日報を提出させており、寮内での生活指導やトラブル対応については、学生委員会と学生係が連携して対応にあたっている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(a) 実習施設等

本学の各学科では医療系国家資格の取得を目標としているため、各資格の取得に必要な学内実習施設を多数設置している（表 2-10）。

表 2-10 学内の実習施設

区分	建物名	実習施設名
保健医療学部共通	2 号館	学部共通実習室 1～2
看護学科	MLC	看護学実習室 1～3、Learning Commons、Simulation Room 1～2
放射線技術科学科	2 号館	基礎系実験実習室 1～3、基礎応用系実験実習室、応用系実験実習室 1、超音波回診用室、一般撮影室 1～3、暗室、CR 室、CT 操作室・CT 室、MRI 室・制御室、XTV 操作室・X-TV 室

検査科学科	2号館	解剖学実習室、生理機能検査学演習室、生理機能検査学実習室 1～3、
	3号館	学生実習室 1～3
医療工学科	2号館	生体計測実習室、治療機器学実習室、工学実験室、体外循環実習室、血液浄化実習室、人工呼吸器実習室

情報教育に関する PC 設備は、学部生用として 1 号館 2 階、3 階、5 階に整備され、講義以外の自習やサークル活動にも幅広く活用されている。また大学院生用は本館 5 階に整備している（表 2-11）。ウェブサイトからの情報を入手するための Wi-Fi 環境も学内全ての建物で整備している。

表 2-11 学内の PC 設備

設置場所	教室名称	クライアント 端末台数	管理部署
1号館 5階	PC 実習室 1	80 台	庶務課 (情報管理担当)
1号館 5階	PC 実習室 2	40 台	
1号館 2階	PC 実習室 3	68 台	
1号館 3階	放射線技術科学科 パソコン実習室	110 台	放射線技術科学科
本館 5階	大学院生研究室	24 台	庶務課 (情報管理担当)

(b) 図書館

純真学園本館の地下 1 階にある純真学園図書館は、本学と純真短期大学の共用施設であり、面積は 1,312.0 m²である。

純真学園図書館の総蔵書数は 60,328 冊で、このうち大学分は 34,291 冊（和書 31,283 冊、洋書 3,008 冊）である。この他に視聴覚資料 2,048 点、雑誌 183 種類（和雑誌 102、洋雑誌 81）を大学分として所蔵している。データベースは 7 種類、電子ジャーナルは 16 種契約している。また、電子書籍を 286 点所蔵している。これら資料については、医療系大学の教育及び研究活動に資することを念頭に、学科選定資料やシラバス掲載の教科書・参考書、自習用リクエスト図書等を購入し、充実を図っている。

蔵書の廃棄は、「純真学園図書館資料収集管理規則」【資料 2-5-3】、「純真学園図書館資料廃棄に関する細則」【資料 2-5-4】及び「純真学園図書館収蔵資料の除籍に関する細則」【資料 2-5-5】に基づき、廃棄の基準を満たした資料を次年度 5 月の図書館運営委員会の承認を得て、年度単位で処理を行うこととしている。

館内には、閲覧室、自習室のほか、OPAC（蔵書検索システム）専用 PC（1 台）、契約データベース閲覧等に供する情報検索用 PC（12 台）、貸出用 PC（7 台）、視聴覚資料閲覧スペース（2 ブース、DVD・VHS デッキ各 1 台設置）、CD プレイヤー視聴コーナー（2 ヶ所）、文献複写用コピー機（1 台）、ミーティングルーム（2 室）を配置している。館内座席は 246 席設けているが、定期試験前や学外実習帰学日、国家試験前には満席になるため、

ホームルームや一部教室を学生自習室として開放することで対応している。

運営スタッフは館長のほか、司書 3 人と職員 1 人を配置している。

図書館運営についての審議及び連絡調整を行う機関として、館長が委員長を兼ねる図書館運営委員会が設けられている【資料 2-5-6 純真学園図書館運営委員会規程】。

図書館は原則として平日及び土曜日に開館しており、祝日については授業日であれば開館している。また、開館時間は平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 としている。令和 4(2022)年度の開館日数は 259 日であった。

令和 4(2022)年度の入館者総数は 27,811 人で、1 日あたり平均で約 107 人が利用しており、そのうち約 79%が大学生の利用である。大学生への年間貸出冊数は令和 4(2022)年度実績で 8,161 冊となっており、これを大学生 1 人あたりの年間貸出冊数に換算すると約 6 冊となる【資料 2-5-7 令和 4 年度図書館運営状況】。

学外者の利用については、病院職員（臨地・臨床実習指導者）等への閲覧・複写サービスを行っている。また、地域貢献の一環として、例年は夏休み期間中に近隣の中学生・高校生及び福岡市南区在住の方、福岡市南区に通勤されている方へ図書館を無料開放しているが、令和 4(2022)年度も前年度に続き Covid-19 対策の観点から開放を見送った。

図書のデータは OPAC にて公開しており、本学所蔵データを国立情報学研究所の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録することにより、国内の大学図書館等との間で学術情報の有効利用を図っている。また、未所蔵資料については NACSIS-ILL 等他機関との連携により、利用者のニーズに応えている。図書館の情報（開館日、Library Letter（図書館だより）、利用案内等）はホームページを介して、学内外に公開している。また『純真学園大学雑誌』の紀要論文を「純真学園大学機関リポジトリ」を通じてインターネット公開している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学敷地内については、本館をはじめ 1 号館、2 号館、3 号館、MLC がバリアフリーとなっており、車いす用スロープ、エレベーター、多目的トイレを設置している。このほか、身体障がい者のための車椅子の整備や危険箇所の点検を行い、改善を図っている。4 号館は 4 階建てで、エレベーター、多目的トイレなどバリアフリー構造を有していないため、講義室や実習室として使用しておらず、特段問題は発生していない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義による授業形態は、1 学年を基本クラスとし、各学科各学年の在籍者数に応じてホームルームを割り当てて授業を行っている【資料 2-5-8 令和 5 年度 ホームルーム配置図】。学内演習・実習に関しては、クラスサイズは大きいものの、複数の教員が少人数グループを分担して指導しており、実質的な少人数対応となっている【資料 2-5-9 令和 5 年度 演習・実習室収容人数と在籍者数一覧】。また、英語系科目では、40 人程度の習熟度別クラス体制で実施している。

令和 4(2022)年度も Covid-19 の拡大に伴う遠隔授業を実施したが、各学科各学年によって感染状況が異なり、対面授業が必要な実習科目も多数あったことから、大学として一斉休講とはせず、感染者や濃厚接触者の増加数を鑑みてクラス単位での遠隔授業を行ってい

る【資料 2-5-10 令和 4(2022)年度 遠隔授業実施状況一覧】。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に関して大きな問題はないが、一部の校舎では供用開始後 20 年以上が経過し、老朽化による不具合が時折生じている。今後も教職員による巡視点検をはじめ、施設・設備に関する学生アンケートの調査結果を注視し、教育・研究環境の改善・充実のために、計画的に予算化を図りながら更新・改修等を行っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【保健医療学部】

本学では「学生満足度調査」（年 1 回実施）及び「学修等に関するアンケート」（旧「学生の学修成果の把握に関するアンケート」、年 1 回実施）と、「授業評価アンケート」（年 2 回実施）を通じて、学生の学修状況について情報収集を行っている。

学生満足度調査【資料 2-6-1 学生満足度調査（質問項目）】では、全体的な授業やカリキュラム、教職員の対応、学内設備等に対する満足度の調査を、また学修等に関するアンケート【資料 2-6-2 学修等に関するアンケート（質問項目）】では、学内施設や学生サポートに関する満足度、学修経験、達成実感などを調査している。IR 室で集計・分析されたアンケート結果は関係教職員に共有され、各学科や委員会等での改善へ向けた取組みに活用している。

授業評価アンケート【資料 2-6-3 令和 4 年度後期授業評価アンケート（質問項目：講義科目用、演習・実験・実習科目用、卒業研究用）】では、個別の科目における授業の内容や方法、授業の到達目標についての達成実感や満足度等を調査することで意見を汲み上げている。IR 室で集計・分析されたアンケート結果は、対象となる教員に配付され、学生へのフィードバックについて報告義務を課している。また、学修支援に対する学生の意見は、学年担任や SG 担任、科目担当教員等を通じて関係部署に伝達され、学科会議や教授会、教務委員会、学生委員会等で検討している。

【大学院保健医療学研究科】

在籍者数の少ない大学院生に対しては、平成 30(2018)年度の開学当初より、研究科長・研究科長補佐と大学院生との意見交換会（大学院懇談会）を開催し、大学院生からの意見・

要望の把握を行っていた。令和 2 (2020)年度及び令和 3(2021)年度においては、Covid-19 対策の観点から大学院懇談会の開催を見送り、大学院独自のアンケートを作成・実施し、意見集約に努めた。令和 4(2022)年度については、Covid-19 への感染対策を講じながら、3 年ぶりに大学院懇談会を開催し、併せて大学院生アンケートも実施した【資料 2-6-4 令和 4 年度大学院懇談会実施結果報告】【資料 2-6-5 大学院生アンケート（質問項目）】。

また、社会人大学院生の中には、研究手法に関する知識が不足している学生もいたことから、学会主催の研修などの紹介を行った。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生が大学生活において感じ考えている大学に対する意見・要望は、各学科の学年担任・SG 担任から学生委員を通じて学生委員会に汲み上げられるほか、サークル顧問、学生係などを通じて寄せられるものもあり、これらの意見・要望は、学生委員会で適宜検討し、必要な対策を行っている。

このほか、学生の意見を集めるための方法として学長・副学長と学生代表者との意見交換会を設けていたが、令和 2(2020)年度以降については Covid-19 対策の観点から開催を見送っている。

なお、これまでに実施した学生からの要望への対応としては、学内の無線 LAN(Wi-Fi)環境整備（平成 29(2017)年度以降、段階的に整備）や、本学と最寄り駅を結ぶシャトルバスの増便（平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度に実施）などがある。

これらの支援に対する学生の満足度については、前述した学生満足度調査や学修等に関するアンケートにて測定されており、集計・分析されたアンケート結果は関係教職員に共有され、各学科や委員会等での改善へ向けた取組みに活用している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【保健医療学部】

学修環境に関する学生の意見・要望は、主に学生満足度調査及び学生の学修成果の把握に関するアンケートを通じて把握している。アンケート結果は、IR 室で集計・分析の後に関係教職員へ伝達され、改善計画の立案へとつなげている。立案された改善計画を基に、法人への提案・予算計上がなされ、授業効果を高めるために、教育機材及び施設・設備の調整が行われている。

【大学院保健医療学研究科】

学修支援と同じく、令和 4(2022)年度は大学院懇談会及び大学院生アンケートをそれぞれ実施し、意見集約に努めた。また Covid-19 感染拡大下での授業展開のために大学院生研究室の PC を整備した結果、授業のみならず、外部研修もオンラインによる受講が可能となった。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

【保健医療学部】

学生からの意見や要望を把握するために、各種アンケート調査は継続して実施する。ま

た、学生個々の相談に関しては、SG 担任を中心に対応し、大学全体としての改善が必要な場合は、SG 担任や学年担任を通じて学科会議、学生委員会、教務委員会への提案を引き続き行っていく。加えて、令和 5(2023)年度より学生からの意見を受け付けるための投書箱を 1 号館 4 階に設置し、月に 1 回学生委員会において投書箱を確認している。集められた意見については学生委員会にて内容の確認や改善策の検討を行うが、必要に応じてその他関係部署へ伝え、対応を依頼する。また集められた意見に対するフィードバックは原則、学内掲示にて行うこととしている。

学生へのアンケートに対する結果、及びそれを受けての改善計画については、文書等を通じて学生へフィードバックを行っていく。また、教職員への情報開示を併せて行い、学修支援体制及び学生環境整備のための改善計画立案につなげていく。

学生の学修状況の分析については、今後アセスメント・プランの策定に合わせて測定指標や分析方法の見直しを行っていく。一方、個々の学生に応じた支援は、科目責任者及び SG 担任によるところが大きいため、教員への支援体制を充実させる方策について検討する。

学修環境の改善については、予算計上及び執行が次年度となるものが多いため、緊急性の高いものに関しては、即時対応できるよう、予備費での対応、補正予算等の対応を今後引き続き実施する。また、改善内容についても適宜、文書等での開示を行い、学生満足度の向上に努める。

近年、高校までの履修範囲や学習深達度の差が広がっている傾向にある。初年次教育の充実を図るため、本学園が併設する純真高等学校との連携により、入学時基礎学力試験と、各学科専門科目の基盤を再構築することを目的とするリメディアル教育を引き続き継続させ、より高い教育効果をめざした検討を行っていく。

【大学院保健医療学研究科】

大学院生研究室の PC を整備することで、授業のみならず外部研修もオンラインによる受講が可能となった。今後、学外でのオンライン受講ができるように PC の貸出などの学修環境の整備を検討していく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備等（以下「学生支援」とする。）については毎年適切に実施している。この評価結果はホームページで公開し、事業計画に反映させることで学生支援に関する PDCA の仕組みを構築し、この体制の改善・向上につなげている。

Covid-19 に関連して学生支援方法の変更を余儀なくされた部分もあるが、学生の意見を反映しながら対応することが可能であるため、今後も感染対策を実施しながら学生支援の充実を図っていく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【保健医療学部】

「気品・知性・奉仕」の精神を備えた純真な人を養成するという本学の建学の精神に則り、各学科において示された知識・能力・態度を身につけ、且つ所定の単位を修得した者に対して、各国家試験受験資格並びに卒業を認定し、学士の学位を授与するとして、学科別のディプロマ・ポリシー【資料 F-13】を策定している。ディプロマ・ポリシーはホームページに掲載するとともに、学生便覧に提示することにより学生を含むステークホルダーに周知している。加えて、入学時ガイダンス及びクラスアワーを通じて説明し、学生が意識して学修に取り組めるよう工夫している。

【大学院保健医療学研究科】

学部と同様、本学の建学の精神に則り、多職種連携能力を更に向上させ、生活者の視点で地域の保健・医療・福祉への諸問題の解決と予防・健康増進及び高い生活の質を目指す社会へ貢献できるための汎用・実践能力と管理・指導能力を持った人材を養成することを教育目的とし、各専攻・分野（看護学専攻、保健衛生学専攻・分野）別にディプロマ・ポリシー【資料 F-13】を策定している。ディプロマ・ポリシーはホームページに掲載するとともに学生便覧に提示し、ガイダンスにおいて説明することにより学生を含むステークホルダーに周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

保健医療学部のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は「純真学園大学保健医療学部履修規程」【資料 3-1-1】として策定し、学生便覧にて学生に周知している。

学生便覧にはディプロマ・ポリシーとともにカリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップ、科目ナンバーを示している。これにより、学生が科目とディプロマ・ポリシーとの関連性や科目間の繋がり、履修の順次性を捉えられるよう工夫している。

大学院保健医療学研究科の修了認定基準は、「純真学園大学大学院学則」【資料 F-3】「純真学園大学大学院保健医療学研究科履修規程」【資料 3-1-2】として策定し、学生便覧にて学生に周知している。また、修士論文の審査基準については、ディプロマ・ポリシー

を踏まえて「学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準」【資料 3-1-3】を策定し、本学ホームページにて公表している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【保健医療学部】

(a) 成績評価

単位の認定は、履修規程第2条～第26条の定めに従い、科目の履修と試験等に基づく学修の成績評価によって厳正に行っている。成績評価方法については、各科目の担当教員がディプロマ・ポリシー及び履修規程に則り、成績評価基準及び評価方法を決定し、それらをシラバスに明記するとともに初回の授業で説明して学生に周知している。シラバスに記載された評価基準及び評価方法は、教務係に集約され、教務委員会で内容をチェックした上で学生に提示している。

授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験、再試験とすることを履修規程第18条～第22条に規定している。やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験等の結果、学修の評価が不合格となった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うこととしている。

「成績通知書」は学生用Webサービスシステムに表示されるが、その記載事項について問い合わせたい点がある場合は、定められた期間内に教務係に「成績評価確認願」を申請できるようにしている【資料F-5 令和5年度学生便覧p.74】。「成績評価確認願」が出された場合、科目責任者が回答し、教務係を通じて学生へ通知される。また、定期試験の受験資格に必要な授業への出席状況、定期試験の可否について学生自身が学生用Webサービスシステムで確認し、履修状況を把握できるようにしている。

成績評価及び単位認定の基準については、以下のとおりとしている【資料 F-5 学生便覧 pp.71-73】【資料 3-1-4 成績評価基準】。

表 3-1 成績評価基準

成績	成績点	評価点 (GP)	達成水準	判定
A+	97 - 100	4.0	学習目標を十分満たし、秀でて いる	合格
A	93 - 96	4.0		
A-	90 - 92	3.7		
B+	87 - 89	3.3	学習目標を満たしている	
B	83 - 86	3.0		
B-	80 - 82	2.7		
C+	77 - 79	2.3	学習目標をほぼ満たしている	
C	73 - 76	2.0		
C-	70 - 72	1.7		

D+	66 - 69	1.3	合格と認められる最低水準を 満たしている	
D	60 - 65	1.0		
F	59 以下 もしくは定期試験及び追再試験又 は再試験を欠席した者、受験資格 のない者	0.0	合格と認められる最低水準を 満たしていない	不合格

なお、上記の評語以外に、T（既修得単位などの単位認定科目）、W（履修中止科目）という表記でそれぞれを示している。単位認定科目、履修中止科目のいずれについても、GPAの計算対象からは除外している。

(b) 既修得単位等の認定

本学入学前に大学又は短期大学等において修得した単位は、学則第39条の定めるところにより、教育上有益と認めるときは60単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定している。これに該当する学生は、入学時ないし後期開始時に所定の手続きにより願い出て、教務委員会及び当該授業科目の担当教員による判定の後、教授会の議を経て学長により単位認定される【資料3-1-5 入学前の既修得単位等の認定に関する規程】。令和4(2022)年度については1人からの申請を受理し、既修得単位の認定を行っている。

また、学則第40条に定める「他の学科における授業科目の履修等」による単位認定、学則第41条に定める「他の大学等における授業科目の履修等」による単位認定、及び学則第42条に定める「大学以外の教育施設等における学修」による認定については、令和4(2022)年度現在実績はない。

(c) 進級要件

進級要件は履修規程第 27 条に定めている。進級要件は学科により異なるが、基本的には各年次に配当される必修科目に未履修がないこと、また、履修した必修科目のうち単位未修得（不合格）科目が1科目以内で、且つ基盤教育科目の単位を含む基準以上の単位を修得していることが各学科共通の要件となっている。

定期試験の受験資格に関わる授業への必要出席回数及び遅刻・早退の取扱いについては、履修規程第15条～第17条に定めており、出席回数不足による単位未修得の事態を防ぐため、出欠の記録を徹底するとともに、欠席の多い学生については学年担任又はSG担任が必要に応じて面談を実施するなどの対応が定着している。このようにして、履修成立の要件は厳格に守られている。年度末には履修規程に従って進級判定に関わる教授会が開催され、進級の可否を決定している。原級留置となった学生については、直ちに保護者宛に文書による通知がなされ、三者面談等を実施して今後の対応を確認している。

最終学年においては、年度初めの履修登録時に、卒業に必要な単位、特に国家試験の受験資格として必要な科目の履修状況の確認を学生・SG担任ともに行い、履修登録漏れがないよう対応している。

(d) 卒業要件

卒業要件は学則第 44 条、学部規則第 11 条【資料 3-1-6】及び履修規程第 29 条に定めている。卒業要件単位数は全学科 124 単位としている。

(e) 成績の通知

成績評価の結果は、Webサービスシステムを介して学期ごとに学生個々に通知するとともに、保護者へも郵送している。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有を図り、面談等においてもスムーズな意思疎通を可能としている。

【大学院保健医療学研究科】

(a) 成績評価

単位の認定は、保健医療学研究科履修規程第 2 条～第 25 条の定めに従い、科目の履修とレポート、プレゼンテーション、ディスカッション、試験等に基づく学修の成績評価によって厳正に行っている。評価方法については、シラバスに明記して周知している。また、入学時ガイダンスにおいて、学生便覧を用いて単位認定基準、修了認定基準の全体説明を行うとともに、指導教員による個別の履修指導を行っている。大学院生の半数が社会人であり、長期履修制度を利用して修学しているため、大学院生個人の学修環境に沿った指導を心掛けている。「成績評価確認制度」は、学部同様に大学院でも導入している。なお、保健医療学部で運用している GPA 制度について、大学院では設けていない。

(b) 本学外修得単位等の認定

本学大学院入学前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、本人の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、10 単位を限度として本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる【資料 3-1-7 入学前の既修得単位等の認定に関する規程】。学部同様に入学時に申請することとしているが、令和 4(2022)年度に申請した者はいなかった。また、他の大学院との協議に基づき、在学中に他大学院等において修得した単位を、同じく 10 単位を限度として認定することができるとし、教育上有益であると認めるときは利用可能となっているが、令和 4(2022)年度に申請した者はいなかった【資料 3-1-8 単位互換に関する取扱規程】。

(c) 進級要件

進級要件は定めていない。

(d) 修了要件

修了要件は大学院学則第 19 条に定めている。なお、職業を有する等の事情により、2 年以上の在学期間を必要とする場合には、予め 3 年間の履修期間を認める長期履修制度を設けている【資料 3-1-9 長期履修学生に関する規程】。

(e) 学位審査基準及び学位審査手続き

学位審査規程【資料 3-1-10】に学位審査手続きを定め、学生便覧に提示している。また、前述のとおり修士論文の審査基準を策定し、本学ホームページ上で公表している。

(f) 成績の通知

成績評価結果は、Web サービスシステムを介してセメスターごとに大学院生個々に通知している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定については、学則（学部・大学院）、学部規則、履修規程、学生便覧に詳細に規定・掲載しており、今後も継続して学生に周知できるよう計画的にガイダンスの内容として盛り込む。

ディプロマ・ポリシーに沿った評価基準については、学力を測る指標となる GPA に加え、今後は人間力を測るルーブリック評価の導入も検討し、アセスメント・プランの策定につなげる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【保健医療学部】

本学は、教育課程編成方針を「カリキュラム・ポリシー」【資料 F-13】として定め、学生便覧及びホームページに明示している。

学部の教育課程は、令和 3(2021)年 4 月に看護師・診療放射線技師・臨床検査技師の各養成課程に係る指定規則等の改正が行われたことから、学内に新カリキュラム検討部会を設置して検討を重ねた。この結果、令和 4(2022)年度入学生より新カリキュラムの適用を開始し、看護学科・放射線技術科学科・検査科学科については学科専門科目を改定するとともに、医療工学科を含め全学科共通で実施していた「教養教育科目」及び「共通専門科目」を「基盤教育科目」に一元化する改定を併せて行った。医療工学科の学科専門科目については、臨床工学技士の養成に係る指定規則の改正が令和 4(2022)年 4 月に行われたことから、他学科より 1 年遅れて令和 5(2023)年度入学生より新カリキュラムの適用を開始している。

以上を踏まえ、教育課程の見直しと並行して新カリキュラムに対応した三つのポリシーの見直しを行った。新たな三つのポリシーは、カリキュラム・ポリシーも含め、令和 4(2022)年度より適用を開始している。

【大学院保健医療学研究科】

学部と同様、教育課程編成方針を「カリキュラム・ポリシー」【資料 F-13】として定め、学生便覧及びホームページに明示している。

本研究科におけるカリキュラム・ポリシーに基づき、大学院設置の趣旨及び必要性に則り、且つ本学の保健医療学部教育を土台として、大学院における人材養成の目標を実現するための教育課程を編成している。その教育課程は『研究科共通科目』『専攻共通科目』『分野専門科目』『特別研究』から構成されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部・学科及び研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、学校教育法施行規則の趣旨を踏まえ、大学の建学の精神や教育目的に沿って明確に定められている。また、それぞれのディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけるため、カリキュラム・ポリシーの下で基礎から専門へと体系的に教育課程を編成している。

これに加えて、学部においては学修目標を達成するための教育課程の体系及び学修成果を可視化し、各科目とディプロマ・ポリシーとの関係・整合性を確保するために、カリキュラムマップを作成するとともに科目ナンバリングを行っている【資料 F-5 令和5年度学生便覧 pp.106-115】。このことにより、授業の順序性、科目の水準、科目間の関連性を明確にしておき、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(a) 高大接続への取組みと初年次教育

学校推薦型選抜入試・社会人選抜入試の合格者を対象とした入学前準備教育を行うとともに、入学時に新入生全員を対象として実施する基礎学力試験の成績を踏まえ、教育課程外で現役の高校教員や非常勤講師による国語、数学、生物、化学、物理の基礎科目のリメディアル授業を各科目6コマ実施している。この取組みを通じて、新入生の学修状況や課題が明確化するため、関連する必修科目責任者やSG担任の間で新入生の学修状況に関する情報を共有するとともに、支援を要する学生への学修支援も可能となっている。

本学における初年次教育は、「大学で学ぶ『意味』の理解」「大学で学ぶための『基本技法』の修得」「大学で学ぶための『視点と方法』の修得」「『社会人基礎力』の養成」「『医療専門職』への自覚」の5つを目的に、関連科目を配置して展開している【資料 3-2-1 純真学園大学の『初年次教育』】。「大学で学ぶ『意味』の理解」では、自校教育の一環である「純真学Ⅰ」で求められる社会人・医療人を認識し個々の志を明らかにする授業を組み入れ、「キャリア入門」で大学4年間の学修の在り方を理解させている。「大学で学ぶための『基本技法』の修得」では、「情報科学基礎」「情報科学入門」において使用頻度の高いワード、エクセル、パワーポイントを中心に基本操作を学ぶとともに、情報セキュリティ、情報リテラシー及び本学における情報資源の活用に関する授業を実施している。また「ライティングリテラシー」では、レポートや論文作成に求められるアカデミックライティング能力として論理的な考え方や適切な表現能力を身に付けることを目指している。「大学で学ぶための『視点と方法』の修得」では、「キャリア入門」において大学で学修を進める上で必

要な「聞く・話す・調べる」といったスタディスキルの基本的知識と技法を身につけさせている。『社会人基礎力』の養成の一環として、「キャリア形成論」で現場の師長・技師（士）長によるキャリア講演会、就職・病院実習報告会等を通して、職業生活の舞台となる社会の実際を学び、「ボランティア」で地域におけるボランティア活動を経験することで、社会の構成員としての自覚や責任感を育成することを目標としている。『医療専門職』への自覚では、チーム医療科目の「医療連携の基礎」「医療連携の構築」で目指す医療職と他職種との関わりを学び、「早期臨床体験実習」で実際の医療現場を見学することで、医療人を目指す学生としての自覚と日々の学修に対するモチベーションの向上に繋げている。これら初年次教育を通して、入学早期から「大学で学修を進めるために必要な心構えとスキルの修得」「卒業までの学修の見通しと学修目標の設定」「医療専門職業人意識の涵養」を目指している。

(b) 編成方針に沿った体系的編成（保健医療学部）

本学の教育課程は、『教養教育科目』『共通教育科目』『専門教育科目』の3区分から『基盤教育科目』『専門教育科目』の2区分に再構築し、全ての科目にナンバリングを行い、科目の分野、学修段階（レベル）や履修順序をカリキュラムマップとして明示することで、順次性のある体系的な教育課程の構築や可視化を図っている。また、カリキュラムマップには、学生が卒業までに修得すべき授業科目の配置やディプロマ・ポリシーとの関連性を体系的に示している。

各学科の教育課程における専門教育科目（専門基礎科目・専門科目）は以下のとおりである。

看護学科

<専門基礎科目>

専門基礎科目は『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』『健康支援と社会保障制度』の2区分 27 科目で構成している。

『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』では、看護実践力の基盤となる人体の構造と機能を学ぶ科目を配置し、専門科目における講義・演習と関連付けて学修させている。特に全4科目で構成した「診断治療学」では、主な疾病の診断・治療や生命現象の理解を強化するとともに、「遺伝学」「感染免疫学」「栄養学」「生化学」で健康に関わる様々な環境要因を学修する。『健康支援と社会保障制度』では、社会制度や現象をとらえる手段を学ぶ「関係法規」「保健統計学」「疫学Ⅰ」「社会福祉論」を必須科目として設置し、法的・科学的根拠に基づいた健康支援について学修する。また、地域社会に暮らす人々の健康を支援する上で不可欠な倫理を学ぶ「生命・医療倫理学」を選択科目として配置している。

<専門科目>

専門科目は、『基礎看護学』、『成人看護学』、『老年看護学』、『母性看護学』、『小児看護学』、『精神看護学』、『地域在宅看護論』、『公衆衛生看護学』『統合看護』の計9区分 58 科目で構成している。なお、選択科目のうち7科目 16 単位については、保健師課程専攻学生の必修科目としている。

各区分における看護学実習は3年次に開講し、知識の統合と看護実践力の修得を図る。新設した『地域在宅看護論』に設置した1年次開講科目「地域看護学実習」では、地域で暮らす人々の生活を理解し、医療現場でのコミュニケーション実習である「基礎看護学実習Ⅰ」、2年次の看護過程実習である「基礎看護学実習Ⅱ」、そして発達段階における看護実践能力を養う各領域別実習と、生活者としての対象理解を基盤とした段階的な実習カリキュラムとなっている。

『老年看護学』では、高齢者を対象とした看護の視点を明確化し、「老年看護学実習」を180時間から90時間に短縮するとともに、『成人看護学』との差別化を図った。

『統合看護』では、講義科目「医療安全」「看護管理」と「統合実習Ⅰ」を配置し、講義・実習を通して、看護管理を学修する。また、問題解決型思考と研究力を身につける「看護研究」「卒業研究」を配置し、「統合実習Ⅱ」では、多様な場で実践されている看護について自身が設定したテーマに基づき、理論や文献活用も含めた看護実践能力を深める実習を各専門領域にて準備している。

放射線技術科学科

<専門基礎科目>

専門基礎科目は、『医学の基礎』『理工学的基礎および放射線科学の基礎』の2区分31科目で構成している。

『医学の基礎』では、人体の組織や臓器構造と画像との関係、生体の病的変化、疾病の病因などを学ぶ科目を必修科目として配置している。3・4年次には、「基礎医学特論」や、救急医学の基礎的知識や対処法を学ぶ「救命救急医療」、国際化に向けて英語表現などを学ぶ「医学文献英語」を配置している。『理工学的基礎および放射線科学の基礎』では、「放射線計測学」を配置している。また放射線取扱主任者（第1種・第2種）等に必要な「放射線取扱特論Ⅰ」「放射線取扱特論Ⅱ」を選択科目として配置している。3年次後期に「放射線基礎科学特論Ⅰ」を配置している。

<専門科目>

専門科目は、『診療画像技術学領域』『医用画像情報学領域』『核医学領域』『放射線治療領域』『放射線医療安全管理領域』『臨床実習』及び「卒業研究」を含む『総合科目』の54科目64単位で構成されている。

『診療画像技術学領域』は、正常人体の各種検査画像の理解、医用画像機器の構成・動作原理の理解、各種画像の特徴及び機能画像と臨床画像との関係性、臨床現場に関する講義や実験を配置している。『医用画像情報学領域』は、デジタル画像処理技術や画像解析技術学ぶ科目を配置している。『核医学領域』では、核医学検査に使用する装置や、放射性医薬品について学ぶ科目を配置している。『放射線治療領域』は、がんの放射線治療の対象となる腫瘍、放射線治療に用いられる高エネルギー放射線治療装置の構造や特徴を学ぶ科目を配置している。『放射線医療安全管理領域』は、放射線安全管理の基礎的な知識や適切な安全管理法、各関連法規・規則を学ぶ科目を配置している。『臨床実習』は、4科目10単位で構成している。この4科目は全て必修で、臨床現場で体験することを目的としている。

『総合科目』は、10科目14単位で構成しており、うち7科目7単位を選択科目としている。3年次後期の臨床実習に必要な知識と技能を深め、活用できるように「臨床実習講

座」を配置している。更に専門性に関連した4科目を3年次に選択科目として配置した。マンモグラフィの知識と技術を修得する「乳腺検査学」、死因究明制度に活用されるオートプシーイメージング(Ai)の概念と倫理を学ぶ「オートプシーイメージング(Ai)学」、重粒子線治療や高エネルギー放射線治療に必要な線量計測法を学ぶ「高エネルギー線量計測学」、環境中に存在する放射線からの人体への影響を深める「環境放射線特論」を配置している。4年次前期には、CT、MRI等の画像処理作成技術、核医学画像、放射線治療に必要な線量計算などの理解を深める科目を配置している。専門科目全ての習熟度を総括的に把握するために「放射線科学特論」を4年次に配置している。

『卒業研究』は、研究過程を通して問題発見能力、問題解決能力、研究計画能力、ディスカッション能力、プレゼンテーション能力及び論文作成能力を養うことができる人材養成を目指している。

検査科学科

<専門基礎科目>

専門基礎科目は『医学の基礎』『臨床検査学の基礎』『医療工学』の3区分21科目で構成し、その多くは1年次に配置している。

『医学の基礎』では、医療に携わる者として共通認識しておくべき知識や心構え、人体の構造や各臓器・組織・細胞についての理解、疾病の成因、予防医学と疫学的分析手法の理論と技術を学ぶ科目を必修科目として配置している。『臨床検査学の基礎』では、医療における臨床検査の役割や心構え、機器を安全に使用するため知識を養う科目を必修科目として配置している。『医療工学』では、医用機器の構造や動作原理を理解し、利用技術・安全対策を学ぶ科目を必修科目として配置している。

<専門科目>

専門科目は『臨床病態学』『形態検査学』『生物化学検査学』『病因・生体防御検査学』『生理機能検査学』『総合検査学』『臨地実習』及び『卒業研究』の8中区分54科目で構成している。

『臨床病態学』は疾患の成り立ちや病態、疾患と臨床検査データの関連性を理解する科目、『形態検査学』は血液異常と疾患との関連性、臓器・組織・細胞等の形態、寄生虫とその検査法を学ぶ科目、『生物化学検査学』は血清や尿等の分析法や疾患との関連性、遺伝子検査の原理・理論・応用、放射線の性質・測定・安全取扱いを学ぶ科目、『病因・生体防御検査学』は感染症・アレルギー・輸血等の検査に必要な知識と技術、病原微生物の検査法を修得する科目、『生理機能検査学』は生理学的検査法の理解及び検査結果と臨床診断との関連性を学ぶ科目をそれぞれ必修科目として配置している。『総合検査学』は臨床検査の専門分野の知識を統合した「臨床検査特論」、統計処理技法、検査情報管理、データ管理を学ぶ科目、卒業研究に対応できる基礎能力を養うための「専門ゼミナール」を必修科目として配置している。その他、「法医学」や不妊治療に関する「生殖補助技術論」など特色ある科目や、健康食品管理士及び食品衛生管理者、食品衛生監視員の資格取得に関連する科目群を選択科目として配置している。

『臨地実習』は、医療や臨床検査に対しての総合的な理解、医療職としての責任感や協調性を高めることにつながるもので、3年次後期に必修科目として配置している。

『卒業研究』は、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実験することで、生涯に渡っての研究テーマを見つけることに繋げる必修科目として配置している。

医療工学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は『基礎医学』『医工学』の2区分26科目で構成し、その多くは1年次から2年次に配置している。

『基礎医学』では人体の構造や各臓器との関係、疾病の原因・病態・診断・治療・予後、人体における感染防御システム、予防医学と疫学的分析法などを学ぶ科目を必修科目として配置している。また、全人的医療を学ぶ「医療倫理学」や、国際化社会に対応するために「国際保健学」を選択科目として配置している。『医工学』では、電気・電子工学に関する分野、生体計測器・生体材料に関する分野、医用情報処理や医用機器・医用工学分野を学ぶ科目を配置している。

＜専門科目＞

専門科目は『医用機器学』『臨床工学』『総合臨床工学』『臨床実習』及び『卒業研究』の5区分34科目で構成している。

『医用機器学』では、臨床で応用されている計測機器・治療機器・生命維持装置の工学的理解とその適性且つ安全な使用法や保守点検を実践的に学ぶ科目を必修科目として配置している。『臨床工学』では、体外循環・呼吸療法・血液透析に関する知識と技術に加え、臨床工学技士としての業務を行う上で必要な関連疾患の病態と治療を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、より専門的に最新の生命維持管理装置による治療・管理を理解するために「循環制御特論」「呼吸管理特論」「代謝管理特論」を選択科目として配置している。『総合臨床工学』では、1年次から4年次まで臨床工学技士に必要な医学と工学の知識を段階的且つ体系的に修得するための「ME 講座1～3」「CE 講座1～3」を必修科目、専門的な臨床工学の知識を修得するための「CE 講座4・5」を選択科目として配置している。また専門医療職としての生命科学に対する生物学的基礎知識のみならず、社会的人間としてのヒトを理解するために「生命科学概論」を2年次前期に、4年次には人工臓器開発の現状を理解することで医療機器の研究開発に携わることができる素養を身に付ける「人工臓器学」を、日進月歩の最新医療機器を用いた治療方法について学ぶ「最新医療特論」を、病院内での医療機器を経営・経済的観点から総合的に管理するために必要な知識を修得する「病院管理学（関係法規）」を必修科目として配置している。なお、医療安全に関する知識を更に深めるために「医療安全学」を選択科目として配置している。

『臨床実習』は、専門分野で学んだ生命維持管理装置の操作及び保守管理に関する知識と技術が、実際の臨床現場でどのように使われているのかを体験することで、医療や臨床工学に対しての総合的な理解や、医療職としての責任感、協調性を高めることにつながるもので、3年次後期に必修科目として配置している。

『卒業研究』は、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実験することで、科学的思考や研究する姿勢を身に付け、生涯にわたっての研究テーマを見つけることにつながるもので、4年次通年の必修科目として配置している。

『卒業研究』は、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実体験することで、科学的思考や研究する姿勢を身に付け、生涯にわたっての研究テーマをみつけることにつながるもので、4年次通年の必修科目として配置している。

(c) 編成方針に沿った体系的編成（大学院保健医療学研究科）

研究科共通科目

保健医療学研究科全体の共通科目として、看護学専攻では5科目5単位を、保健衛生専攻では4科目4単位を必修とし、チーム医療を牽引していくリーダー養成につながる科目群とともに、「予防・健康増進」及び「生活の質の向上」の推進に欠かせない健康増進に関する知識を修得する科目群として位置づけている。医療政策や医療マネジメント分野、災害時の多職種連携、医療情報システムといった高度専門職業人に求められる高度な実践能力と、問題解決のための研究を自ら実践できる研究能力を養うための基盤となる科目を配置している。また、研究者としての倫理規範を理解するために、一般財団法人公正研究推進協会が実施している「研究者・技術倫理（Association for the Promotion of Research Integrity : APRIN）」のe-learningプログラムを修めることを義務づけている。

看護学専攻

看護学専攻は、「看護の基盤分野」と「臨床実践看護分野」、「生活支援看護分野」の3分野を置き、看護の専門性を追求している。教育課程においては、これら3分野が共通で学修する「専攻共通科目」と、各分野の専門性を探究するための「分野専門科目」、及び「特別研究」を配置している。

＜専攻共通科目＞

専攻共通科目は必修5科目を含む12科目で構成している。看護理論の成り立ちや看護における研究の意義と特徴の理解、解剖・生理学的知識に基づく画像や検査データを考慮したフィジカルアセスメント技術、人間の心の健康状態を把握するための理論を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、高度専門職業人に必要な看護管理学の諸理論や看護教育における理論と技法、患者の満足度を高めるための看護の質や医療全体の質の向上を図る方法などを学ぶ科目を選択科目として配置している。

＜分野専門科目＞

分野専門科目は、選択した分野ごとに各分野における特有の看護現象の理論について学びを深めることができるように特論科目を配置し、更に各分野の看護の現状及び研究の動向を把握するための演習科目を配置して、特別研究につながる内容としている。選択した看護分野科目から3科目6単位を取得し、他の看護分野の概論に位置する看護特論の1科目2単位を含む8単位以上の取得を課している。

—看護の基盤分野—

看護の基本理論、看護技術の構造、組織における人材育成や組織マネジメントに関する理解を深める「看護の基盤特論」、組織における人材育成や組織マネジメントに関して多角的に分析する方法を学ぶ「看護管理特論」、教育カリキュラム・教育方法・評価について学ぶ「看護教育特論」、看護技術の礎となる安全・安楽を目指した技術を学ぶ「看護技術特論」の中から科目選択できるように配置し、看護政策における現代及び将来的な課題について

理解を深め、組織における人材育成や組織マネジメントに関して多角的に分析する方法を学ぶ「看護の基盤演習」を配置した。

—臨床実践看護分野—

小児から高齢者まで健康の段階に応じた個人や家族の特徴を理解して、生活が健康の回復に及ぼす影響について考察を深める「臨床実践看護特論」、様々な発達段階にある個人や家族が進歩する治療に対して意思決定でき、治療の効果を十分に発揮できるための看護に必要な理論と方法論の理解を深める「小児看護特論」「成人急性期看護特論」「成人慢性期看護特論」「老年看護特論」の中から科目選択できるように配置し、様々な発達段階にある個人や家族を対象として、健康の段階に応じた看護実践方法を分析し、探究する「臨床実践看護演習」を配置した。

—生活支援看護分野—

女性の健康並びに地域で暮らす医療ニーズの高い療養者・障害者とその家族の特徴を学び、保健・医療・福祉のニーズを包括した看護を実践する「生活支援看護特論」、地域で暮らす人々に関わる看護職が相談・調整的役割を果たすために必要な理論や療養者・障害者が健康で自立した生活を送るために必要な看護実践に関する理論と方法論を理解する「ウイメンズヘルスケア特論」「メンタルヘルスケア特論」「在宅看護学特論」の中から科目選択できるように配置した。更に、地域における新たな看護のあり方を探究する「生活支援看護演習」を配置した。

<特別研究>

特別研究は1科目6単位を必修として科目を配置している。各分野における先行研究について原書を講読し、各分野で行ってきた特論及び演習を通して、各自の研究課題を明確にし、課題解決へ向けた研究に取り組む。

保健衛生学専攻

放射線技術学分野、臨床検査学分野、臨床医工学分野の3分野共通で学修する「専攻共通科目」と、各分野の教育目標を達成するための「分野専門科目」及び「特別研究」を配置している。

<専攻共通科目>

専攻共通科目は必修3科目を含む10科目で構成している。各分野における科学研究の種類・特徴や論理的思考、最新の研究テーマを題材により専門的な研究手法と科学研究の理論と方法、医療技術系における他職種の学術的な理論や科学的な思考及び専門的医療技術を幅広く学ぶ科目を必修科目として配置している。また、各分野で使用されている医療機器を課題解決のための先端技術や方法論の理解と研究への応用につなげる科目や、医療保険制度・診療報酬体系など医療制度と医療の質との関係、教育的指導を行う上で必要な知識、技術を学び、指導者・管理者としての資質を身につける科目等を選択科目として配置している。

<分野専門科目>

分野専門科目は特論、演習の教育科目から構成した。特論では、それぞれの分野における専門の内容を各医療職の視点で理解し、課題を発見して研究に結びつくようにした。演習は、各専任教員が各々の研究分野における高い専門性のある研究内容について、研究方

法、研究理論、結果や考察の考え方、倫理観等について教育を進め、特別研究に関わる考え方に結びつく内容としている。選択した領域科目から特論、演習の2科目3単位を取得し、同一又は他領域の特論、演習の2科目3単位を含む6単位以上の取得を課している。

—放射線技術学分野—

応用放射線技術学領域では、放射線物理学における最新の理論と方法論を修得する「放射線物理学特論」、「放射線物理学演習」、様々な放射線の人体に対する影響について解析を行う「放射線生物学特論」「放射線生物学演習」を配置している。臨床放射線技術学領域では、臨床における医用画像機器の原理や医用画像の分析・評価を行う「医用画像解析・情報学特論」「医用画像解析・情報学演習」、放射線治療に関する最新の理論と方法論を修得する「放射線治療技術学特論」「放射線治療技術学演習」を配置している。

—臨床検査学分野—

病因解析検査学領域では、生体防御に関わる免疫機構や感染因子について解析する「病因・生体防御検査学特論」「病因・生体防御検査学演習」、血液や尿といった体液中の生体分子の代謝と疾患との関連性や病態解析を行う「生体化学検査学特論」「生体化学検査学演習」を配置している。病態機能検査学領域では、循環器系や呼吸器系の生体機能解析を行う「生体機能検査学特論」「生体機能検査学演習」、組織・細胞レベルで病態の解析・診断や疾病の要因を解析する「病態検査学特論」「病態検査学演習」を配置している。なお、細胞検査士の資格取得を目指す「細胞診学特論」「細胞診学演習」を病態機能検査学領域に設けている。

—臨床医工学分野—

臨床工学領域では、循環器系、代謝系、呼吸器系疾患に対する医工学治療を行う「臨床工学特論」「臨床工学演習」、臨床医工学領域で扱う医療機器、人工臓器に関する機能、性能評価を実施するためのレギュラトリーサイエンスに関わる「臨床医工学特論」「臨床医工学演習」を配置している。医療機器学領域では、予防・診断を目的とした医療機器の操作・保守管理・開発に関わる「予防・診断医療機器学特論」「予防・診断医療機器学演習」、治療・福祉を目的とした医療機器の操作・保守管理・開発に関わる「治療・福祉医療機器学特論」「治療・福祉医療機器学演習」を配置している。

<特別研究>

特別研究は1科目10単位を必修としている。研究指導を受ける教員の掲げる指導領域について、研究計画から論文作成までの過程において、各自の専門領域における研究課題を探求し、新しい知見を導き、研究論文を作成することを通して、自身の専門性を高めるとともに、地域の保健・医療・福祉に寄与できる研究力を修得する。

(d) 教育課程の適正な実施と単位制度の実質を保つための取組み

学部教育課程では、年次別登録単位数の上限を全学科一律に47単位としている。この数字は決して少なくないが、学外実習を組み込むカリキュラムの年次偏向を反映しているためである。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、GPAを活用し、50単位を上限として履修科目の登録を認めることで学修の機会を確保している【資料3-2-2 保健医療学部履修規程 第4条】。

本学が導入しているWebサービスシステムを利用することにより、履修登録をはじめ、

シラバス・授業の出欠・成績等について、教員にあっては入力・確認が、事務職員及び学生にあっては確認がいつでもできるようにしている。

シラバスは、学修成果の内部質保証の観点に基づき、新カリキュラムの導入に合わせて教務委員会で様式を検討し、令和 5(2023)年度シラバス【資料 F-12】から項目を追加及び変更して、学生により分かりやすくなるよう改善を図っている。具体的な追加項目として、まず「DP-1・DP-2・DP-3」の項目は当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を明記し、「履修要件」の項目は例えば「当該科目の単位取得が後に開講される科目の履修要件となっている」場合や「学外実習科目の履修要件となっている場合」などに記載することとしている。「特記事項」の項目は、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業や、ICTの活用を取り入れた授業の場合に記載することとしている。また、内容を変更した項目として、「学修内容」は従来よりも詳細に記載することとし、「予習・復習の内容および学修時間」の項目は、従来の「事前・事後学修方法および備考」の項目を「授業計画表」に移動させるとともに詳細に説明することで、「学修内容」の項目の充実化と併せて、学生が日々の学修に取り組みやすくなるようにしている。

これらシラバスは科目責任者が作成し、教務係において集約している。その後、教務委員会で成績評価の内容及び方法、事前・事後の学修時間などが適切に提示されているかがチェックされている。

またシラバスには、カリキュラム・ポリシーに基づいた到達目標と成績評価の方法が明示され、それに即した成績評価がなされており、単位認定、進級及び卒業認定等の基準を適切に定め、厳正に適用している。各科目の評価方法、評価基準のシラバスへのよりわかりやすい記載に努め、成績評価における公平性を確保しており、シラバスの整備はカリキュラム・ポリシーに基づいて適切に行われている。

加えて、履修中止制度や GPA を用いた履修登録単位数の上限設定を設けることによって、学生自身の学修状況に合わせた履修計画を立案できるよう教育支援を行っている。

3-2-④ 教養教育の実施

【基盤教育科目】

基盤教育科目は、人文・自然・社会に関する諸科学を基盤として、幅広い教養と豊かな人間性の涵養とともに、国際的な視野・見識を深めるための一般教養系科目群である『科学リテラシー』『情報リテラシー』『人間と社会の理解』『外国語』の4中区分、本学独自科目群である『純真学』『チーム医療』の2中区分、及び『キャリア形成』の計7中区分に分けて編成している。卒業要件総単位数に占める基盤教育科目の量的配分については、学科によって相違はあるが、各養成課程に係る指定規則等の改正によって専門教育科目に占める必修科目の割合が増えたこともあり、必修 17 単位～22 単位、選択 6 単位～10 単位以上、計 25 単位～30 単位以上の取得が卒業要件となっている。

<一般教養系科目群>

『科学リテラシー』に 5 科目、『情報リテラシー』に 4 科目、『人間と社会の理解』に 10 科目、『外国語』に 8 科目を配置し、これらの一般教養系科目は、各学科において養成する医療職の専門性に鑑み、特に必要とする基礎知識を身につけさせるために必修とする科目を学科ごとに設け、それ以外を選択としている。更に付加価値教育への取組みとして、AI

プランナー・コンサルタントとして医療現場で活躍できる能力育成を目的とした「G 検定」取得を目指す「人工知能学」を配置している。

一般教養系科目は専門科目と比べて非常勤講師の比率が高いため、非常勤講師への対応は事務担当として教務係の専属嘱託職員を配置するとともに、教務委員会が教育内容の評価及び運営を担っている【資料 3-2-3 非常勤講師の支援体制】。

<純真学科目群>

『純真学』は、医療人に共通して求められる基盤的な資質と汎用的能力の育成を目的として、1年次から3年次に計4科目を必修ないし選択必修科目として配置している。「純真学Ⅰ」は、純真学を学ぶにあたっての導入科目と位置づけ、建学の精神の理解とともに自由で幅広い思考体系を養うことを目的に必修科目として1年次に配置している。「ボランティア」は地域におけるボランティア活動を通して、「客観的な視点」を身につけること目的に選択必修科目として2年次に配置している。「異文化交流」は本学とMOUを締結しているアジアを中心とした海外の大学での研修を通して、国際的な視野を広げることを目的に選択必修科目として2年次に配置している。「純真学Ⅱ」は一流とされる人の視点・思考を知り、古典・伝統・文化関連施設の訪問体験を通して、建学の精神の理解とともに社会人としての「自己探究」を促すことを目的に必修科目として3年次に配置している。

『純真学』の運営は「純真学専門部会」が担っている。純真学専門部会は「純真学専門部会規程」【資料 3-2-4】に則り、年間計画の策定、学科間及び非常勤講師との調整、評価及び改善、予算及び決算などについて審議している。

<チーム医療科目群>

『チーム医療』は、インタープロフェッショナル教育（多職種連携教育 InterProfessional Education、以下「IPE」という。）科目と位置付け、全科目を必修科目としている。1年次の「医療連携の基礎」では、本学で養成する医療職について全般的な職務内容と役割を演習形式で学び、2年次の「医療連携の構築」では、医療チームとして構成されることの多い医療7職種の専門性や役割を学び、チーム医療の必要性の理解を深める科目として配置している。3年次は各学科の病院実習でチーム医療の実際を学び、4年次に「総合チーム医療」を配置して、全学科の学生が学科混成チームとしてグループ討論を通して共に学ぶ科目として展開している。

『チーム医療』の運営は「多職種連携教育専門部会（IPE 専門部会）」が担っている。IPE 専門部会は「多職種連携教育専門部会（IPE 専門部会）規程」【資料 3-2-5】に則り、年間計画の策定、学科間及び非常勤講師との調整、評価及び改善、予算及び決算などについて審議している。

<キャリア形成科目群>

『キャリア形成』は新カリキュラムから導入した5科目からなる科目群で、1年次必修科目の「ライティングリテラシー」では、レポート作成やメールの送受信といった学生生活・社会生活に必要な文章表現力を学び、同じく1年次必修科目の「キャリア入門」では、大学で学修を進める上で必要な「聞く・話す・調べる」といったスタディスキルの基本的知識と技法を身につける科目として配置している。1年次から3年次までの通年必修科目の「キャリア形成論」では、早期に医療専門職としての意識を涵養し、卒業までの見通しと目標を設定する科目として配置している。2年次から3年次の通年必修科目として展開

する「キャリアスキル演習」では、自己を知り、卒業後の進路を明確にして実践的な進路対策スキルを身に付ける科目として配置している。なお、2年次に選択科目として展開する「医学英語」は、医学・医療の現場で活かせる実践的な英語能力育成を目的とした「医学英語検定4級」取得を目指す科目として配置している。

『キャリア形成』の運営は「進路対策委員会」が担っている。進路対策委員会は「進路対策委員会規程」【資料3-2-6】に則り、年間計画の策定、学科間及び非常勤講師との調整、評価及び改善、予算及び決算などについて審議している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

医療系大学の特徴として、各学科の教育課程においてアクティブ・ラーニングの要素を持った演習・実習科目が数多く配置されている。これらの科目においては、同一授業において複数の教員が同時に学生の教授にあたるため、お互いの教授活動を直接体験する機会ともなっている。

また、各授業の最終日には授業評価アンケートを実施し、学生の意見の汲み上げと、評価指標に基づく得点評価を行っている。授業評価アンケートは、一部の例外を除き専任教員・非常勤講師を問わず全科目で実施しており、アンケート結果の年間上位3人に選ばれた専任教員にはベストレクチャー賞並びに補助として研究助成金が贈られている【資料3-2-7 教育助成に関する規程】。なお、ベストレクチャー賞受賞者による公開模擬授業を毎年実施することにより、他の教員が教授方法を改善・向上させる機会としている【資料3-2-8 第4回FD・SD研修会の開催について】。

このほか、授業方法の改善を図るためのFD活動の一環として、教員間の相互授業参観を前期・後期ともに実施している。相互授業参観では、参観後に授業担当者と授業参加者との意見交換を行う時間を設定し、そこから得た知見を参加者がレポートにまとめ、科目責任者に渡している。

なお、Covid-19の感染拡大や天候不良に伴い、令和4(2022)年度も一部で遠隔授業を実施し、オンライン授業に必要なツールの導入と周知、e-learningシステムの導入、学修フィードバックの徹底等、遠隔授業における効果的な授業展開方法や学修環境の整備に取り組んでいる。

(a) 基盤教育科目での工夫

<学科混成の合同授業>

『チーム医療』は、他学科の学生とともに学ぶことに主眼を置き、全学科必修の合同授業として全学的に取り組んでいる。また、1年次から4年次まで段階的に学ぶ構成としており、特に4年次はチーム医療の実践に必要な思考力・行動力・判断力という総合力の育成に重きを置いている。特に、チーム医療の実践に必要な行動力の強化を目的に、チームワークを発揮するために必要な要素について学修し、医療現場での活用について検討している。

『純真学』科目群においても、他学科の学生とともに学ぶことを意識付けるよう全学科合同授業を取り入れながら全学的に取り組んでいる。特に、現在の複雑化した医療を支え得る医療人養成のために、各学科の専門科目による教育だけでは培うことのできない感性

豊かな人間性や多様な価値観といった医療人に共通して求められる基盤的な資質の育成に役立っている。

(b) 学科別専門科目での工夫

各学科共通の取組み—学外実習対策委員会による支援

本学では、安全で質の高い臨地・臨床実習（以下、「学外実習」という。）が行われるように「学外実習対策委員会」が設置され、学外実習に関する全学的な事項の審議及び連絡調整を行っている。

学外実習対策委員会は委員長（学外実習対策部長）1人、各学科長4人、各学科から選出された委員（教員）4人の合計9人で構成されており、学外実習の教育水準確保、学外実習指導者研修会の実施、学外実習における学生支援、学外実習施設の確保、学外実習に関わる学外関係者との連絡調整等に関する事項を審議し、学外実習実施の支援を行っている【資料 3-2-9 学外実習対策委員会規程】。また臨地（臨床）教育に協力する学外の医療機関等の優れた実習指導者に対する称号として臨床教授等があり、各学科から推薦のあった臨床教授等候補者を検討し、臨床教授等選考委員会への推薦を経て選出している【資料 3-2-10 臨床教授等の称号の授与に関する規程】【資料 3-2-11 臨床教授等選考委員会規程】。

令和4(2022)年度は以下の3つの目標を掲げて活動を行った【資料 3-2-12 令和4年度第10回学外実習対策委員会議事録】。

① 学外実習前技能習得到達度評価導入後の効果について検討

令和4(2022)年度より「学外実習前技能習得到達度評価」を放射線技術科学科と検査科学科において実施し、その効果について学外実習前後でのアンケート調査にて検討を行った。臨床工学技士については令和5(2023)年4月からの適用に向けて学外実習前後における技能修得到達度評価の科目設定を行った。

② 就職先を意識した実習施設の開拓と配置について

就職先を意識した施設の開拓と学外実習教育の充実を図ることを意識して新規実習施設開拓を行った。新規開拓により学外実習施設を確保することで実習中にCovid-19の影響で中止になったケースでも、後日実習先を変更した上で、残りの実習を行うことができた。

③ 学外実習評価の均てん化に向けた取組み

学外実習は現状、履修内容に応じて複数の施設に受け入れをお願いしている。そのような中で実習施設間での学外実習評価が適正で標準的に行われるようにしなくてはならない。学外実習評価の均てん化に向けて大学としてどのような取組みが必要かを検討し、令和5(2023)年度からルーブリック評価を導入することとした。

看護学科

<学内演習>

学内演習では、専門科目における演習科目にて、看護技術の修得と看護過程展開演習を行っている。演習は、各領域において実習に必要な看護実践力の修得を前提とした内容で構成され、ルーブリックをはじめとする尺度を用いた評価を行っている。Covid-19の拡大

に伴う臨地実習の制限を経験して以来、シミュレーション教育の強化に取り組んでおり、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーションモデルと演習風景の撮影によるリフレクション学習等、様々な教育手法を用いて展開している。基礎看護学領域及び成人看護学領域においては、ICTを活用したアクティブ・ラーニングも導入しており、演習前後の学生の主体的学習をサポートしている。

＜学外実習＞

学外実習では、1年次開講科目「地域看護学実習」「基礎看護学実習Ⅰ」、2年次開講科目「基礎看護学実習Ⅱ」、3年次開講科目「急性期看護実習」「慢性期看護実習」「老年看護学実習」「母性看護学実習」「小児看護学実習」「精神看護学実習」「地域・在宅看護学実習」、4年次開講科目「統合実習Ⅰ」「統合実習Ⅱ」の全12科目23単位を履修する。保健師課程専攻学生はこれに加えて、「公衆衛生看護学実習」5単位を履修する。

臨地実習に必要な各種感染症抗体価検査は、1年次に麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及びB型肝炎ウイルスについて実施しており、その結果に基づき、医療関係者のためのワクチンガイドラインに沿った予防接種の個別指導を行っている。また、季節性インフルエンザ予防ワクチン及びCovid-19予防ワクチンの接種についても積極的に奨励している。体質等にて予防接種を受けられないやむを得ない理由がある学生については、実習可能な施設での実習配置を検討し対応している。

学外実習のオリエンテーションに必要な内容は「臨地実習要綱」に明示しており、各実習の目的・目標、開講時期、履修要件、実習方法、評価・単位認定、個人情報取扱い、インシデント・事故・感染防止と対策、保険等について説明している【資料3-2-13 臨地実習要綱（新カリキュラム版）2023年度（看護学科）】。また、各臨地実習先における学生指導者との打ち合わせ及び評価会議を実施しており、大学・指導者間で実習内容の共有を図っている。また、これらの運営・調整、課題解決は、学科内に設置した臨地実習対策委員会が担っており、特に、感染対策に関しては、各施設の特異性を踏まえ、常に双方で事例に対する検討・審議をしながら進めた。

臨地実習の場は72施設に及び、連携協定を締結している九州医療センターを中心に福岡県内、及び一部の臨地実習については佐賀県内の施設にて実習を展開している。

実習施設との連携を深め実習指導体制を強化することを目的として、毎年1回「臨地実習協議会」を実施しているが、令和4(2022)年度は7月2日にWeb会議にて開催した【資料3-2-14 2022年臨地実習協議会・実習指導者研修会（プログラム）】。当日は、実習中止や制限に伴う大学での補完演習の取組み事例を紹介し、各領域分科会にて、実習指導の改善や工夫、課題について意見交換した。参加施設は27施設、参加者36人であった。配信上のトラブルもなく、Covid-19流行下の看護学実習において、実習施設と大学との連携を図る貴重な意見交換の場となった。

このほかの取組みとして、3年次後期の開講科目である「母性看護学実習」内における「地域子育て支援実習」、及び4年次前期の開講科目である「統合実習」の一環として、本学公開講座である「育児（体験）教室」の企画・運営を行っている。この取組み自体は平成29(2017)年度から実施しているが、当初は地域子育て支援実習の「実習先」の1つとして選択可能という位置づけであった。しかし、令和2(2020)年度以降はCovid-19の流行に伴い、学外施設等での実習が困難となったこともあり、それまで対面形式で実施していた

「育児体験教室」をオンラインの「育児教室」に変更するとともに、令和3(2021)年度からは母性看護学実習の履修者全員が「育児教室」の企画・運営に携わることとなった。

学生はグループごとに分かれ、指定された回の「育児教室」について教員の指導・助言を得ながら主体的に企画・運営を行っている。令和4(2022)年度の「育児教室」はオンラインで計6回開催されたが【資料3-2-15 オンライン公開講座2022 ママとパパのための育児教室(チラシ)】、このうち統合実習で母性看護学を選択した4年次生は前期期間中に開催された1回(6月25日開催分)を担当し、母性看護学実習を履修する3年次生は後期開催分(計5回)の中から担当回を割り振られた。

この中で学生は、オンラインという制限された環境下でも参加者が育児体験をできるよう、妊婦体験やおむつ交換・沐浴・授乳・抱っこの練習に際しては各家庭にあるものを代用するなどの工夫をしたことにより、参加者から高い評価を得たこと、また動画撮影や実演の本番前に練習として手技を繰り返したことで技術習得につながったことなどの結果、達成感や満足感を得ることができ、また母性看護学への関心を高めるといった効果が得られている【資料3-2-16 オンライン育児教室の実際と学修効果(純真学園大学雑誌第13号、pp.101-111)】【資料3-2-17 純真の翼第10号 p.35】。

放射線技術科学科

＜学内演習・実習＞

診療放射線技術学に関する実習は、講義で学んだ理論・知識・技術を統合させ、臨床に必要な実践能力と態度を涵養することを目的としている。学内実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後にそれぞれに実習科目を設定して、講義で学んだ知識と技術の統合を図るとともに、臨床実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせている。アクティブ・ラーニングとして、臨床現場で想定される課題を自ら調べさせて、一人ひとり実技試験で実演させ、教員による評価を受ける。実習終了後に授業評価アンケートを実施して問題点等を教員にフィードバックし、教授内容・方法を改善している。

学内演習・実習科目として、1年次に1科目、2年次に4科目、3年次に6科目を必修科目として配置している。そして4年次には4科目を選択科目として配置している。

＜学外実習＞

学外実習として、1年次(8月から9月、又は2月から3月のいずれか半日間)、「早期体験実習」として福岡県、佐賀県内にある医療関連施設に分散して見学実習を例年実施している。また臨床実習は、3年次後期に10週間実施している。学内教育で修得した放射線技術科学に関する知識・技術が実際の臨床現場でどのように用いられているかを知り、また医療チームの一員として、保健医療分野における診療放射線技師の役割と責任について理解を深めさせ、医療人としての自覚を育てていくとともに、医療職として求められる実践力や態度とは何かを自覚させている。

臨床実習の実施にあたっては、事前に麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及びB型肝炎ウイルスについて抗体検査を実施し、医療関係者のためのワクチンガイドラインに従い、必要に応じてワクチン接種を行い、その結果を実習先に提出している。また各実習科目について「実習要綱」を作成し、個人情報保護、感染予防、災害時(台風や地震等)における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなど実習に対する注意点、

心構え等の基本的な知識・技術を事前に学修し、職業人としての意識を高めて臨床実習に臨むこととしている。

実習施設については、福岡県を中心とする中国・九州地区の実習施設と協力し、臨床現場の実践的な知識が修得できるように連携を図っている。令和4(2022)年度の実習先は56施設である。事前に臨床実習施設希望調査を実施した上で、学生の希望やGPAなどを考慮し、最終的には学科会議で実習先を決定している。

実習中に事故が発生した場合は、臨床実習指導者及び担当教員の指導の下、学生に事故報告書と事故・破損等報告書を提出させる。合わせて、事故の再発防止のために学科で状況・原因等を分析する。

臨床実習終了後には「臨床実習報告会」を開催し、学生が臨床実習でどのようなことを学んだのかを再確認させ、学修効果を高めている。また、各実習施設を担当する責任教員を配置して、実習先の臨床実習責任者と本学教員との相互連絡体制を構築している。

特に、各臨床実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、施設側臨床実習指導者と合同で臨床実習協議会を毎年度開催している。令和4(2022)年度は、「臨床実習を考える」として、前年度における「臨床実習全体の総括」、「臨床実習の経験と学生指導」、「学生臨床実習報告」並びに「今年度の実習計画」が報告された。教育講演では「臨床現場から発しているメッセージ ～そして、学生に求めたい姿～」のタイトルで平松雅樹先生(東京慈恵会医科大学附属病院)による講演が行われた。【資料3-2-18 純真学園大学 放射線技術科学科 令和4年度臨床実習協議会プログラム】。

検査科学科

<学内演習・実習>

臨床検査学に関する演習・実習は、講義で学んだ知識を統合させ、臨床検査に必要な実践能力と態度を涵養することを目的としている。学内演習・実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後にそれぞれに演習・実習科目を設定して、臨地実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせている。アクティブ・ラーニングとして、演習・実習ごとに各班に割り当てられた課題について自ら調べ、パワーポイントを用いた発表会を実施している。教授方法の改善を進めるために演習・実習終了後に授業評価を実施し、問題点等を教員にフィードバックして教授内容・方法を改善している。

学内演習・実習科目として、1年次に3科目、2年次に8科目、3年次に7科目を必修科目として配置し、3年次後期及び4年次前期に選択科目を配置している。

<学外実習>

学外実習である臨地実習は、3年次後期に展開し、学内教育で修得した臨床検査に関する知識・技術が実際の医療現場ではどのように用いられているかを知り、学内教育と臨地実習の両者の相乗効果によって、より高い学修効果を期待するものである。実習期間は8週間(新カリキュラムでは9週間)で、臨地実習病院は福岡県を中心に九州地区の医療機関95施設と連携している。

臨地実習では、医療現場で行われている臨床検査の一連の流れを実際に体験し、的確な判断のもとに行動できる基礎能力や、正確な検査結果を導くための適切な対応といった実践的能力を身につけさせている。同時に、医療チームの一員として、保健・医療・健康分

野における臨床検査技師の役割と責任について理解を深めさせ、医療人としての自覚を育てている。

臨地実習前には、麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及び B 型肝炎の抗体検査を実施し、その結果を実習先に提出している。

実習の実施にあたっては「臨地実習要項」【資料 3-2-19 令和 4 年度臨地実習要項（純真学園大学保健医療学部検査科学科）】を作成の上、臨地実習オリエンテーションを実施し、実習に対する心構え等の基本的な知識・技術を事前に学修してから実習に臨むこととしている。

実習中に事故等が発生した場合は、今後の再発防止のために事故・破損等報告書の提出を義務づけている。

臨地実習終了後には「臨地実習報告会」を開催し、学生に臨地実習で体験した事を発表させ、学んだことを再確認することで学修効果を高めている。

また、各実習施設を担当する教員を配置して、実習先の臨地実習指導者と本学教員との相互連絡体制を構築している。実習前には実習病院に赴いて臨地実習指導者と臨地実習に関する内容を確認し、実習終了後には学生の実習態度、成績、トラブルの有無等について意見交換して次年度への改善に向けて取り組んでいる。

更に、年に 1 回、臨地実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、臨地実習指導者と本学教員合同で臨地実習協議会を開催して意見交換を行い、実習先と連携して学生の指導にあたることにしている。また教授方法の改善を進めるために実習終了後に実習評価を実施し、問題点等を現場の指導員にフィードバックし教授内容・方法を改善している【資料 3-2-20 令和 4 年度 臨地実習協議会・指導者会議プログラム】。

医療工学科

<学内実習>

工学・医工学・臨床工学の各分野において、講義や演習等で学んだ基本的な原理及び特性に関する知識をより深めるために 7 科目の学内実習を必修科目として配置した。

多くの医療機器は電気回路を使用しており、その制御には電子回路が重要な役割を果たしている。臨床工学技士としてそれら医療機器を保守点検するためには、電気及び電子工学的知識が必要である。そのため 2 年次後期に電気及び電子工学の講義で学んだ知識の理解を深めるために「電気電子実習」を配置している。3 年次前期には、各種医用治療機器（電氣的治療機器、機械的治療機器、手術用機器等）の適切な操作と保守点検が行える能力を養うために「医用治療機器学実習」「生体計測装置学実習」「生体機能代行装置学実習」を配置している。3 年次後期には、生命維持装置の中心となる、体外循環・血液浄化・人工呼吸器の構造、原理についての知識を深め、基本的操作方法を修得するために「体外循環医学実習」「呼吸療法学実習」「血液透析学実習」を配置している。

生命維持装置に関する実習においては、実習班ごとに割り当てられた実際の疾患に対し、実習開始前に確定診断、臨床症状、手術手技等のリサーチを行い、実習開始時にパワーポイント等を用いた発表を行う事で、治療に対するイメージ作りを行っている。

<学外実習>

学外実習である臨床実習は 3 年次の学生を対象に 11 月より 6 週間行っている。実習内

容は人工心肺業務（45 時間以上）、血液透析業務（45 時間以上）、集中治療室・手術室業務（45 時間以上）、ME 機器管理業務など（15 時間以上）となっている。臨床実習施設は 14 大学病院を含む 72 施設である。

実習開始前には、臨床実習に必要な基本的な知識と技術を再修得させるためのオリエンテーションを実施し、個人情報保護、感染予防、災害時（台風や地震等）における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなどの注意を行い、医療に携わる職業人としての意識を高めて実習に送り出している。臨床実習前には『臨床実習の手引き』【資料 3-2-21】を配付している。また、実習前にラテックスアレルギー病歴聴取や負荷テスト、及び麻疹、風疹、ムンプス、水痘带状疱疹及び B 型肝炎ワクチンについて抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下の場合はワクチン接種を義務づけ、その結果を実習先に提出している。

実習中に事故が発生した場合は、状況・原因等を分析し、今後の再発防止のために臨床実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。実習中の事故の対応と手続きについては、『臨床実習指導要領』【資料 3-2-22】に記載している。

実習終了後は、学生が企画・進行する臨床実習報告会を行い、実習施設紹介、実習内容、その成果及び反省点等をプレゼンテーションする。この報告会には、次年度の実習に対する自覚を促し、学修意欲を鼓舞するため 3 年次生も聴講させている。

また、年に 1 回施設側指導者と臨床実習協議会を開催している。この会議では、施設側の実習指導者から実習実施時期、レポート、実習採点方法、欠席時の対応等臨床実習に関する感想、意見等を聞き、今後の臨床実習のあり方を検討している。

(c) 大学院開講科目での工夫

保健医療学研究科

<研究科共通科目>

看護学専攻及び保健衛生学専攻の大学院生が合同で参加する共通科目の多くは、講師の講義とともに、大学院生のプレゼンテーションによって学修する授業スタイルをとっている。また、学部から直接大学院へ進学した学生と、臨床で実践者として働く社会人がともに議論する空間となることで、より実践的な知識・技術を学ぶ機会となっている。

特に、本学の特色ある科目の一つである「多職種連携医療論Ⅱ」では、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の資格を有する教員がオムニバスで授業を展開するだけでなく、現役の医療職者の講義、連携協定を結んでいる九州医療センターでの感染症対策チーム、栄養サポートチーム、緩和ケアチーム、退院支援部門での臨床演習を体験することによって、チーム医療における専門職の役割と協働の必要性を考える機会となっている【資料 3-2-23 「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス】。

(d) 学年暦での工夫

本学では令和 3(2021)年度より、短期集中的学修による教育効果の向上を目的に、クォーター制学年暦を導入している。その運用は完全クォーター制ではなく、従来のセメスター制を残した上で授業の実施方法としてクォーター制をアドオンする『クォーター制・セ

メスター制併用学年暦』としている。即ち、学則上の学年暦は従来通り前期と後期のセメスター制で、履修登録・学納金の納入・学籍異動は前期・後期の2回とする一方、授業は科目の特性や学修効果を鑑みて「クォーター科目」と「セメスター科目」とに分け、クォーター科目はクォーターごと、セメスター科目はセメスターごとに定期試験を実施して成績を確定させるが、修得単位の成績通知書への反映は前期・後期の学期末としている。

なお、前期授業終了後にクォーター制導入に関するアンケート調査を学生と教員に実施し、その内容を教務委員会で検証して見直しを行い、後期から改正時間割にて運用を行うなど、より学修効果を高めるための改善に取り組んでいる。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

令和4(2022)年入学生より本学では第3次となる新しいカリキュラムを導入し、初年次教育とキャリア教育の充実化、及び各学科の専門科目の強化を図り、『人間力』『専門知識と技術』『チーム医療実践力』を兼ね備えた医療人の養成を行うこととしている。確実な国家資格の取得と医療人としての付加価値につながるキャリア教育を今後も推し進めていく。

シラバスは、新カリキュラムの導入に併せて様式を改訂し、ディプロマ・ポリシーとの関連性や事前・事後学修を含めた学修の質と量について、学生により分かりやすくなるよう改善を図っている。Covid-19のような感染症の拡大や台風・大雨といった災害発生時に登学できない学生に対応するための遠隔授業の在り方や、必要となる環境整備を更に行うなど、リスクに備えることが重要である。これらの取組みは、医療系大学で実施が不可欠な演習や実習の在り方を検討する機会とする。

学外実習については、九州医療センターとの連携協定締結により、高度医療施設での実習が可能となり、学外実習指導者との連携が取りやすい状況にある。また、大学院の「多職種連携医療論Ⅰ・Ⅱ」の授業においても、九州医療センターの現役スタッフの協力により、大学院生との意見交換の場も設けられており、今後も引き続き連携を強化しながら、将来の医療専門職を共に育てる意識を共有し、実習教育体制の充実を図る。

看護学科の母性看護学実習におけるオンラインでの「育児教室」については、参加者・学生の双方から好評を得られているものの、対面でのコミュニケーションに比べて制約があり、また通信機器や学生のICTスキルにも影響を受けるなどの課題が明らかになってきている。令和5年(2023)度は対面形式での「育児体験教室」開催に戻すことから、これらの課題改善に取り組みながら継続していく。

授業方法の工夫・開発のために、現在取り組んでいる相互授業参観、ベストレクチャー受賞者の公開模擬授業は継続的に実施していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【保健医療学部】

(a) 各開講科目を通じた評価 (成績評価、授業評価アンケート、達成度自己評価システム)

基準項目 3-1 で触れたとおり、本学ではディプロマ・ポリシーに基づいた成績評価・単位認定の基準が定められており、また本学開講科目全てについて、到達目標と成績評価方法がシラバスに明示されており、それらに沿った成績評価がなされている。

各開講科目の最終授業時には、FD・SD 委員会による授業評価アンケートを実施している。このアンケートは、一部の科目を除き、原則として専任教員・非常勤講師を問わず全ての科目を対象としており、Web アンケートシステムを利用して実施している【資料 3-3-1 令和 4 年度後期授業評価アンケートの実施要領】。授業評価アンケートは、科目の開講形態に応じて「講義科目」「演習・実験・実習科目」及び「卒業研究科目」の 3 つに分かれているが、質問項目は「学生の自己評価」「教員の授業内容」「教員の授業方法」「全体評価」及び自由記述欄で構成している【資料 3-3-2 令和 4 年度後期授業評価アンケート (質問項目：講義科目用、演習・実験・実習科目用、卒業研究用)】。この試みを通じて、より授業形態に即した質問項目を設定することにより、アンケートの精度を高めることを目指している。

加えて、本学ではシラバスに明示している各科目の到達目標に対して、学生自身が自己の到達度を評価する「達成度自己評価システム Assessmentor」を導入している。学生は、各科目の最終授業時に授業評価アンケートとともに Assessmentor にもアクセスし、履修した科目の到達目標ごとに自らの到達度を自己評価し、5 段階評価で入力する。このことにより、学生は自らの主観による達成度評価と、教員による客観評価としての成績評価の両面から履修科目の振り返りを行うことができるようにしている。

(b) 学修・資格取得・就職状況を通じた評価

学修状況に関する間接評価として、IR 室が毎年、全学科・全学年を対象とした「学修等に関するアンケート」(旧「学生の学修成果の把握に関するアンケート」)【資料 3-3-3】を実施している。設問は、大学生活 (一日の学修時間、読書、食事、睡眠、アルバイト、ICT 機器の使用等)、学修環境・学生サポート (図書館その他大学施設の使用や学生サポートに対する満足度等)、学修経験 (授業方法の工夫、教員からのサポート、学生自身の学修への取組姿勢、修得できた知識・能力等) で構成されており、この集計結果は学内で共有し、問題点の把握と対策に努めている。

また、本学は全ての学科で医療職者の養成を教育目的に挙げていることから、国家試験対策委員会及び進路対策委員会が中心となって年間の活動方針を掲げ、学生の学修支援を担う学年担任・SG 担任と協働し、国家試験に対する学生の学修支援や就職活動の実績把握に努めている。

国家資格を含む資格取得については、各学科からの情報を国家試験対策委員会が集約し、国家試験の結果に基づく要因分析がなされている。令和 4(2022)年度の国家試験合格状況

及び各種資格の取得状況については、基準 2-3 で触れたとおりである。

就職・進学状況については、各学科及び就職係で情報を収集し、進路対策委員会で共有している。令和 4(2022)年度卒業生に関する就職・進学状況についても、同じく基準 2-3 で触れたとおりである。また、卒業生の就職先にアンケートを送付し、本学卒業生に対する就職先からの評価を聴取している【資料 3-3-4 2022 年度卒業生に関するアンケート（質問項目）】。

【大学院保健医療学研究科】

大学院における学修成果は、科目ごとに実施されるレポート等での評価と、特別研究の成果物である修士論文の内容によって評価している。

大学院生は、各々の研究テーマに沿って、1 年次に研究計画書の提出と研究倫理審査を申請している。提出された内容は研究科委員会の議を経るため、指導教員だけでなく研究科委員会の構成員による助言を受けることも可能となっている。2 年次には、前期の中間発表会及び後期の修士論文審査会を経て最終的な学位審査が行われている。

大学院生からの学修成果に関する間接評価としては「大学院生アンケート」【資料 3-3-5】において「回答者の属性」「教育全般」「学修環境」「学生支援」及び自由記述による調査を行っており、この集計結果は関係教職員で共有して問題の把握及び改善につなげている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【保健医療学部】

(a) 各開講科目を通じた評価（成績評価、授業評価アンケート、達成度自己評価システム）のフィードバック

学生が履修した科目の成績評価について、学生には各学期の終了時に Web 学生カルテシステムを通じて通知されるほか、Assessmentor にも履修した科目の評価（評語）や GPA が反映される。

また教員については、表 3-2 のとおり職務に応じて成績情報の閲覧権限を設定している。この権限に基づき、必要に応じてシステム又は印刷物により成績情報を確認し、学生への学修指導を行っている。

表 3-2 学生の成績情報に関する教員の閲覧権限

教員	閲覧権限
学科長	学科に所属する全学生の成績が閲覧可
学年担任	担当する学年に所属する全学生の成績が閲覧可
SG 担任	担当する SG に所属する学生の成績が閲覧可

授業評価アンケートについては、その集計結果を教員にフィードバックするとともに、集計結果に対する各専任教員からの意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点等を集約している【資料 3-3-6 令和 4 年度授業評価アンケート結果からの振

り返りフォーム】。また、この集約した内容から、授業改善に関する内容及び学生への受講姿勢への要望について抜粋した資料を、前期の授業ガイダンスにて学生に公表し、教員・学生の双方向からの改善を求めている。

また、授業評価アンケートを活用した学修指導の改善として、基準 3-2-⑤でも触れたとおり、前期・後期の授業評価アンケートを通じて評価の高かった教員 3 人に「ベストレクチャー賞」を授与するとともに、ベストレクチャー賞受賞者による模擬授業を FD として実施している。

更に、基準 4-2-②でも触れるように教員間の相互授業参観を実施することで、教員相互の意見を授業改善に反映できる機会としている。

(b) 学修・資格取得・就職状況を通じた評価のフィードバック

国家試験対策及び就職・進学支援については、国家試験対策委員会及び進路対策委員会において国家試験合格率及び就職率を踏まえて総括を行い、次年度の取組みへと反映させている【資料 3-3-7 令和 4 年度 各学科・各委員会目標（達成度：国家試験対策委員会、進路対策委員会）】。また、就職先から聴取した本学卒業生に関するアンケートについては、就職係にて集計の上、集計結果を各学科へフィードバックしている。

【大学院保健医療学研究科】

大学院においては、中間発表会及び修士論文審査会が公開にて行われることから、大学院生は教員からの助言を直接受ける機会を得ている。また、複数の教員がその場に参加することによって、互いの指導内容をリフレクションすることが可能となっている。

また、大学院生アンケートの集計結果を関係教職員で共有し、教育内容・方法や大学院生への指導方法の改善への参考に供している。

加えて、基準 2-6 でも触れたとおり令和 4(2022)年度は 3 年ぶりとなる大学院懇談会を開催した。この懇談会においては教員と大学院生が直接懇談することにより、学修成果を含む大学院での教育活動・学生生活全般について情報を共有し、問題点の共有や改善策の検討が可能となっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の成績評価の向上へつなげるため、入学時基礎学力試験の分析結果に基づき、教務委員会と各学科が連携して新入生への履修指導を行うとともに、科目責任者との情報共有を今後も継続し、基礎学力の底上げを図っていく。

授業評価アンケートについては、現状としてアンケート結果から学生に不利益となるような重大な問題は確認されていないが、今後、授業改善を強く求められる事例が生じた場合は、学部長等を通じて担当教員への教育的指導を実施する。また、授業評価アンケートの結果や教員間の授業参観で得られた意見については、教員及び学生に対して情報提供を行うなどして改善を図り、更なる教育の質の向上を図る。

達成度自己評価については、学生の入力率を向上させるため、これまで別々のシステムで実施していた授業評価アンケートと達成度自己評価の両方を令和 5(2023)年度より Assessmentor で実施することとしている。

大学院生に対しては大学院生アンケート及び大学院懇談会を今後も継続して開催し、その結果を集計・分析して今後の教育改善につなげていく。

【基準3の自己評価】

「気品・知性・奉仕」の精神を備えた純真な人を育成するという本学の建学の精神に則り、学部（学科別）・大学院のディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページに掲載するとともに学生便覧に提示することによりステークホルダーに周知している。

単位認定、進級及び卒業認定については、学則、履修規程、学生便覧に沿って円滑に実施されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に運用している。

教育課程及び教授方法については、教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、これらの方針に基づく教育課程を編成している。令和4(2022)年度から運用を開始した第3次カリキュラムは、第2次カリキュラムの評価も踏まえて構成しており、教育内容の精選を今後も進めていく。

学修成果の点検・評価として、学修・資格取得・就職状況等の調査や授業評価アンケートの実施、達成度自己評価システムの運用等を行っているが、成果に基づいた教育への反映にはまだ改善の余地がある。今後は、カリキュラム評価に基づく教育方法・内容の見直しとアセスメント・プランの策定が必要であり、引き続き改善を図っていく。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

学長は、「学長選考規程」【資料 4-1-1】に基づき理事会に設置される「学長候補者選考委員会」において選考された候補者の中から、理事会が選任している。

学長は、本学園の理事会においては、一方では大学の代表者として大学に関する事項を理事会に上程する立場であり、他方では法人の理事として本学園の意思決定に加わり法人の経営管理の責任を分担する立場でもある。このことによって、法人と大学の間で合意を形成する役割を果たしている。

学長は、法令、学則及び諸規程に基づいて、大学を代表して校務をつかさどり、所属職員を統督している。また、学長は理事長と協議の上、理事会の議を経て副学長、学部長及び研究科長を選任する【資料 4-1-2 副学長選任規程】【資料 4-1-3 学部長選任規程】【資料 4-1-4 研究科長選任規程】ほか、副学長・学部長と協議の上で、研究科長補佐、各学科長及び各種委員会の長を選任している【資料 4-1-5 役職者等選任規程】。

学長は、教育研究に関する重要事項を審議する教授会の議長となるほか、以下の機関・委員会についても自ら議長（委員長）としてリーダーシップを発揮している。

表4-1 学長が議長である機関・委員会（令和5年度）

委員会等	根拠規程	備考
学部運営会議（Ⅰ・Ⅱ）	学部運営会議規程 第4条【資料4-1-6】	
内部質保証チーム	内部質保証の方針 第2条【資料4-1-7】	令和5年度より新設
内部質保証協議会	内部質保証協議会規程 第2条第2項【資料4-1-8】	令和4年度まで「将来計画協議会」
自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会規程 第3条第2項【資料4-1-9】	
IR委員会	IR委員会規程 第2条第2項【資料4-1-10】	
教学マネジメント委員会	教学マネジメント委員会規程 第3条第2項【資料4-1-11】	令和4年度まで「教育改革検討委員会」
中期計画策定委員会	中期計画策定委員会規程 第2条第2項【資	

	料4-1-12】	
奨学生委員会	福田昌子記念育英学生規程 第3条第2項 【資料4-1-13】	

本学では、大学改革をはじめとするさまざまな課題に対応していく必要があることから、学長がリーダーシップを発揮し、全学的な視点から効果的なガバナンス体制を構築できるよう、平成 27(2015)年度から副学長を置いている。副学長は、学長の所掌事項が教学その他の大学運営の多岐にわたることから、適切な意思決定ができるよう学長を補佐する役割を担っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

平成 27(2015)年 4 月の改正学校教育法施行により教授会の役割及び学長の決定権が明確化されたことを受け、本学でも組織及び規程の見直しを実施した。この見直しを経て、令和 5(2023)年 5 月現在で以下のように大学の意思決定に関する組織体制を整備している。

(a) 副学長・学部長

学長の補佐体制を強化するため、副学長及び学部長を各 1 人配置している。

副学長は、学校教育法第 92 条第 4 項の規定に則り、学長を助けるとともに、学長裁定書【資料 4-1-14】に基づき指示された範囲における学務をつかさどっている。

また保健医療学部長（以下、「学部長」とする。）は保健医療学部における学務をつかさどるとともに、学長によるリーダーシップの発揮を助けている。

(b) 教授会（学部）

教授会規程第 3 条【資料 4-1-15】に基づき、教授会が審議する事項を以下のとおり定めている。

- ① 学生の入学、退学、休学、復学、卒業等に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程に関する事項

上記事項のほか、教授会は教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができることとしている。

(c) 研究科委員会（大学院）

研究科委員会規程第 3 条【資料 4-1-16】に基づき、研究科委員会が審議する事項を以下のとおり定めている。

- ① 教育、研究に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 学位の授与に関する事項
- ④ 学生の入学、修了、休学、復学、自主退学、除籍等に関すること
- ⑤ 学生の厚生補導に関すること
- ⑥ 学生の賞罰に関すること

⑦ その他、研究科に関すること

以上により、学校教育法等の関連法令を遵守するとともに、副学長、学部長、教授会及び研究科委員会の権限並びに役割を明確化し、学長を頂点とする大学の意思決定組織を整備している。また、以上の内容を定めた各種規程については本学の学内情報共有サイトに公開しており、教職員への周知を図っている【資料 4-1-17 純真学園情報共有サイト（トップページ）】。

全学的な教学マネジメントの実施については、本学が1学部1研究科のみを有する小規模大学であることから、教授会及び研究科委員会がその実施を担うこととなる。教授会及び研究科委員会は、各学科ないし各専攻が教務委員会を通じて教育課程に関する規程の改正提案を行った場合、① 大学の設置目的に沿っているか、② 大学の教育理念に沿っているか、③ 教育目的が実現可能か、などの観点から審議を行う。

なお、保健医療学部の各学科については、教育課程の見直しに伴い平成 28(2016)年度入学生より第 2 次カリキュラムを実施し、令和 2(2020)年 3 月に第 2 次カリキュラムの最初の学生である 6 期生が卒業した。更に令和 4(2022)年 4 月入学の 12 期生からは、各種法令改正に対応して見直しを行った第 3 次カリキュラムを実施している（看護学科・放射線技術科学科・検査科学科で実施。医療工学科については令和 5(2023)年度入学の 13 期生より実施）。

また、大学院保健医療学研究科については、修士課程を平成 30(2018)年度に開設し、令和 2(2020)年 3 月に 1 期生が修了した。なお、4 期生までで 23 人の修士号取得者を輩出している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

組織体制については「純真学園大学 組織規程」【資料 4-1-18】により定めている。また、事務組織は各部署に必要とする職員を適切に配置している。

教学マネジメントの遂行にあたり、本学では以下のとおり事務職員を配置・参画させる体制をとっている。

(a) 事務局長

事務組織の代表として、評議員会に評議員として加わっているほか【資料 F-10 理事・評議員・監事一覧】、表 4-2 に示す各種会議体に構成員、又はオブザーバーとして参画している【資料 4-1-19 純真学園大学 入試判定会規程 第 3 条】【資料 4-1-20 純真学園大学大学院 入試判定会規程 第 3 条】【資料 4-1-21 純真学園大学大学院 奨学金規程 第 4 条】。

表 4-2 事務局長が出席する会議（令和 5 年度）

構成員として出席	学部運営会議Ⅰ・Ⅱ、研究科運営会議、内部質保証協議会、中期計画策定委員会、教学マネジメント委員会、IR 委員会、自己点検・評価委員会、入試判定会、奨学生委員会
オブザーバーとして出席	教授会、研究科委員会、教育職員選考委員会

(b) 教務係

教務係長が委員として教務委員会に加わっており、教職協働でカリキュラムの運営や改正作業にあたっている【資料 4-1-22 教務委員会規程】。

(c) IR室

学生の実態について、専任の事務職員が在籍状況や成績の推移等に関するデータを収集・分析して学長・副学長・学部長に報告を上げているほか、アンケートにより学修成果や学修行動に関するデータの収集・分析作業を行っている【資料 4-1-23 IR室規程】。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長補佐体制、及び内部質保証への取組みを強化するため、令和 5(2023)年度より「純真学園大学内部質保証の方針」を定め、この方針に基づき組織体制を一部改編した。今後はこれまでの取組みを基礎としながら、新たな体制の下で全学的な教学マネジメント体制の構築を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

(a) 教員数の充足

学部・学科等の教員数について、本学の大学設置基準上必要な最低専任教員数は「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」である加算定員を含めて51人であるが、本学の助教以上の教員数は80人で、基準を大幅に上回っている。また、設置基準による各学科別の教員数の基準を大幅に上回っているほか、必要教授数についても基準を上回っている。教員数の充足率の高さは、保健医療系大学に共通する学内演習・実習科目及び学外実習科目等の実技・実験を伴う科目の多いことに由来する。本学の教育課程は、看護学科・放射線技術科学科にあっては看護師・保健師及び診療放射線技師の養成について定めた学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）と関係があり、また検査科学科及び医療工学科にあっても「臨床検査技師等に関する法律」及び「臨床工学技士法」に基づき「厚生労働大臣が指定する科目」を開講していることから、大学設置基準とともに関係法令にも沿うものとなっている。教員数及び教員の専門領域との整合性については、1学部4学科（保健医療学部：看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科）において十分に確保されている。また、専任教員としてカウントしていないが、看護学科では学外実習を支

援するため非常勤助手が3人配置されている【資料4-2-1 教員組織】。

なお、大学院の担当教員は令和 5(2023)年 5 月 1 日現在で 57 人（科目のみ担当者 3 人を含む）であるが、その全員が学部と兼担している。このうち 45 人は研究指導教員であり、大学院設置基準上、本学大学院に必要とされる研究指導教員数である 12 人を大きく上回っている。

(b) 教員の資格等

教員の学位の種類及び分野と、担当する科目や専門分野との整合性については、学内に設置される教育職員選考委員会によって妥当性が吟味されている。

また、看護学科及び放射線技術科学科については、それぞれ保健師学校・看護師学校（看護学科）、診療放射線技師学校（放射線技術科学科）の指定を受けていることから、両学科における有資格者及び臨床経験を有する者の配置については、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則」が求める内容に沿って、適切に行っている【資料4-2-2 指定規則に定める有資格者数】。

(c) 教員構成のバランス

教員組織を活性化するための適切な措置として、年齢、性別、出身大学等に関する偏向を防ぐため、任期制や公募制を取り入れ、原則、公募による本学の規定に沿った教育職員選考委員会による採用となっている。

教員の年齢構成（表 4-3）については、本学における 50～54 歳、55～59 歳、60～64 歳の教員の構成比が、全国平均より高くなっている。一方、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳、45～49 歳の教員の構成比は、全国平均より低い。また教員の配置及び非常勤講師等の活用に関しては、自己点検・評価の結果も踏まえ、年次ごとに見直す計画である。

表 4-3 教員の年齢別構成（令和 5 年 5 月 1 日現在）

		25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
本学	人数	0	4	4	7	6	9	14	19	13	7
	比率	0%	4.8%	4.8%	8.4%	7.2%	10.8%	16.9%	22.9%	15.7%	8.4%
(私大) 全国	人数	263	3,136	8,638	12,026	13,980	15,019	14,043	14,784	14,220	11,024
	比率	0.2%	2.9%	8.1%	11.2%	13.0%	14.0%	13.1%	13.8%	13.3%	10.3%

※ 教員数には助手を含む。

※ 全国（私大）の人数は「令和元年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

教員の男女比率については、表4-4に示すように、看護学科における女性教員の比率が76.9%と特に高いが、学部全体としては男性教員が55.4%、女性教員が44.6%と、バランス

の良い結果となっている（文部科学省統計による私立大学における女性教員の割合は29.6%）。

表 4-4 教員の男女比（令和5年5月1日現在）

		教員数及び割合		
		男性	女性	計
保健医療学部	看護学科	9 (23.1%)	30 (76.9%)	39
	放射線技術科学科	12 (80.0%)	3 (20.0%)	15
	検査科学科	12 (80.0%)	3 (20.0%)	15
	医療工学科	13 (92.9%)	1 (7.1%)	14
純真学園大学計		46 (55.4%)	37 (44.6%)	83
全国（私大）		75,472 (70.4%)	31,661 (29.6%)	107,133

※ 教員数には助手を含む。

※ 全国（私大）の人数は「令和元年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

(d) 教育担当時間の配分

専任教員の教育担当時間の配分については、本学の場合、保健医療系大学として必要な演習、実験、実習等の科目数が多く、また各国家資格取得に必要な知識・技能の養成を各教員がそれぞれの専門性に応じて担当しているため、単純に教科目数だけから担当時間や責任と業務負担を計ることはできない。このため、専門領域によって若干の格差は生じるものの、全体としては各学科の学科長を中心に調整を行い、専任教員間で教育担当時間の配分に過度の格差が生じないように配慮している。

(e) 教員の採用及び昇任

教員の採用及び昇任に関する事項は、学則第8条第2項【資料F-3】及び「教育職員選考規程」第5条【資料4-2-3】によって教育職員選考委員会の役割であることを規定している。本学の教員採用・昇任の方針は、「教育職員選考委員会規程」【資料4-2-4】及び「教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項」【資料4-2-5】によって示している。原則的に、大学設置基準に定める条件を満たし、且つ、本学の教育の理念を理解し、人格及び学識に優れ、研究、教育上の能力と熱意が認められる人材を求め、「資格・能力」「教育歴・研究歴」「研究業績」「社会活動」について審査・選考するとしている。

本学教員の昇任は、毎年、定例的な昇格の審査による。本学では全ての教員について毎年度、教育、研究、学内・社会貢献等の教育研究活動実績報告の自己申告を求め、学長、副学長、学部長で査定をしている。学内で昇任者に相当する該当者があるかについて、毎年、学科長等が規程に従って書面によって申し出て、該当者があった場合には、教育職員選考委員会は、上述の規程を勘案し、教員配置のバランスに配慮して決定している。

また、本学は開学時より専任教員について任期制を採用している。任期制については、「教育職員の任期制に関する規程」【資料4-2-6】及び「任期を定めた教育職員の任用に関する細則」【資料4-2-7】に基づいて運用している。

そのほか、本学には以下のような教員を置くことができ、これらの教員の選考は関連する規程に基づき行っている。

- ・ 客員教授、客員准教授及び客員研究員【資料4-2-8 客員教授等に関する規程】
- ・ 特別任用教員【資料4-2-9 特別任用教員規程】
- ・ 非常勤講師【資料4-2-10 非常勤講師に関する規程】
- ・ 名誉教授【資料4-2-11 名誉教授規程】

(f) 教員の資質・能力向上への取組み（教員評価体制）

本学の建学の精神や教育目的の実現に向けてふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図るため、毎年度本学専任教員に対して教員評価を実施している。令和4(2022)年度はこの実施方法について見直しを行い、新たな評価制度を試験的に開始した。新たな教員評価では、その目的を以下のとおりとしている。

《教員評価の目的》

- 1) 教員が自己の教育、研究、社会貢献・国際交流、組織運営等諸活動を点検し、評価することにより、自己の意識改革を促すとともに、本学の教育研究活動等の活性化を促進する。
- 2) 本学が進むべき方向性を掲げた長期目標や中期目標・中期計画に関する取組に携わる教員を積極的に評価することにより、各目標の円滑な達成を目指す。
- 3) 教員の実績等を客観的かつ公正に評価し、評価結果を人事評価へと反映させる。

以上の目的に基づき、専任教員に対して「教育」「研究」「学内貢献」「社会貢献」の4領域に関する自己評価を「勤務評価記録書」【資料4-2-12】に記入し、提出することを求めている。この4領域のうち教育領域については、更に「学部」と「大学院修士課程」の2区分に分けて自己評価するようにしている。

また教員評価の流れとしては、① 提出された勤務評価記録書に基づき、所属長（学科所属教員については学科長、学科長については学部長、副学長・研究科長・学部長については学長）が評価者として評価を行う、② 評価結果を教員評価委員会が取りまとめてその内容をチェックし、必要に応じて評価結果の調整を行う、③ 最終的に学長が評価結果を審査し、評価結果の決定を行う、という計3段階のプロセスを経て評価結果が確定するシステムとしている。このシステムを運用することにより、客観的かつ公正な評価を行うことを担保している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質向上、教育指導方法の検討・改善を図るため、「FD・SD委員会」を設置し、授業評価アンケートの実施、相互授業参観を行うとともに、教育・研究・大学運営に関する研修会の企画・運営・評価、事業計画に基づく学外研修への参加状況の把握等を行っている【資料4-2-13 FD・SD委員会規程】。FD・SD委員会は委員長（1人）、各学科選出

の委員(4人)と、事務局から庶務課担当で構成されており全学的な体制となっている。加えて、オブザーバーとして授業評価アンケートの実務を担当する IR 室職員も委員会に出席している。FD・SD 委員会の活動内容については、広報誌『純真の翼』【資料 4-2-14】で周知を図っている。

(a) 授業評価アンケートの実施

授業評価アンケートについては、FD・SD 委員会が企画立案及び実施結果を踏まえた改善・向上の取組みを行い、実施に関する実務は IR 室が担当する分業体制が確立している。

FD・SD 委員会は、学期ごとのアンケート実施にあたって実施要領【資料 4-2-15 令和 4 年度後期授業評価アンケートの実施要領】を作成するとともに、質問内容や実施方法についても適宜見直しを行っている。また、アンケート結果に基づいた意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点をまとめた「授業評価アンケート結果からの振り返りフォーム」【資料 4-2-16】についても FD・SD 委員会で集約を行い、学生へのフィードバックを行っている。

IR 室は、実施要領に基づき Web アンケートシステムを用いた授業評価アンケートの実施に関する実務を担っている。また回答期間終了後に集計作業を行い、その結果を FD・SD 委員会に報告するとともに各教員へフィードバックしている。

(b) FD・SD 研修会の実施(学内)

建学の精神である「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材育成のために、教員の教育・研究能力の向上や事務職員を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることを目的に FD・SD 活動を実施している。教員を対象とした講演会・研修会として、① 教育活動能力の向上、② 研究能力の向上、③ 大学運営・組織構築に関する内容を FD・SD 委員会が企画し、運営しており、令和 4(2022)年度は 6 回の研修会を行った【資料 4-2-17 令和 4 年度 FD・SD 研修会一覧】。また、大学全体だけでなく、各学科の特性を活かした部門別研修会を実施している【資料 4-2-18 学科別 FD・SD 報告書】。

出張等の業務のため研修会に参加できなかった教職員については、研修会を収録した動画を Web 上で視聴することによって情報の共有ができるようにしている。

研修会実施後には研修内容に関する意見・感想等をアンケートにより収集しており、次年度の研修会計画に反映させている。また、アンケート結果は教授会で報告し、研修で得た知識・情報の定着を図り、人材育成のための学内環境の醸成を図っている【資料 4-2-19 2022 年度 FD・SD 委員会の目標と総括】【資料 4-2-20 FD・SD 研修会アンケート結果】。

(c) 相互授業参観

例年、学生に対して実際に行っている授業を教員がピア・レビューする教員間の相互授業参観を行っている。令和 3(2021)年度は Covid-19 流行のため中止していたが、令和 4(2022)年度は再開した。相互授業参観に参加した教員の延べ人数は前期で 48 人、後期で 17 人であった【資料 4-2-21 2022 年度相互授業参観 実施一覧(前期・後期)】。ピア・レビューによって、多様な授業のデザインや様々な工夫を知る機会となり、相互授業参観実施後のアンケート調査において、参観が大変有意義であったことが示されている。

(d) 学外での研修

他大学における FD・SD の取組みに触れ、本学における FD・SD 活動の参考とするため、例年 2 月～3 月に開催される「FD フォーラム」(主催：大学コンソーシアム京都)に FD・SD 委員を派遣している。令和 4(2022)年度については Covid-19 感染拡大の影響により FD フォーラムがオンライン開催となったこともあり、教員 1 人のみの参加となった。FD フォーラムの内容は直後に開催される FD・SD 委員会で参加者から報告されており、次年度以降の FD・SD 活動の参考として活用されている。

その他の各委員会においても、所掌する学務に関する知識・技能の習得に資する学外研修参加のための予算措置をはかり、教職員の参加を支援している。なお、公的資金による研究会、研修会への参加後には、出張報告書の提出を義務づけることにより、参加内容の学内へのフィードバックを図っている。

また、臨床経験や教育経験の少ない助教及び助手を対象に、教員自主研修制度【資料 4-2-22 教員自主計画研修要領】【資料 4-2-23 教員自主計画研修要領細則】を設け、各自の課題解決のための学外研修の機会を与えている。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の構成及び人数については、大学設置基準等の関係法令を遵守しつつ、学部・学科・研究科の運営に必要な人員の適正な配置に努めていく。

教員評価制度については、令和 5(2023)年度を試験運用の期間と位置付けており、令和 6(2024)年度以降の本格運用に向けて制度の運用に関する詳細を整えていく。

教員への FD については、教職員個々の資質・能力を向上させ、ひいてはそれを大学組織全体の質向上につなげるため、引き続き FD・SD 研修会の実施及び内容の充実を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 2(2020)年 4 月に改正した FD・SD 委員会規程【資料 4-3-1】においては、新たに第 2 条として「定義」を設け、FD 及び SD の定義を明確化した。この定義は大学設置基準に準じた内容であるが、定義を明確化することにより、学内における FD・SD 活動をより意識的に行うことを意図している。

この定義に基づき、授業以外の諸活動に関する改善・向上活動を「SD」と位置付けたこ

とにより、大学運営や学生支援などに関する研修については、教員のみならず事務職員も「SD」として参加している【資料 4-3-2 FD・SD 研修会の内訳（令和 4 年度）】。

また、事務局においても事務職員を対象とした独自の SD を企画・実施している。令和 4(2022)年度は、「気になる学生への対応について」をテーマに SD 研修会を実施した【資料 4-3-3 事務職員 SD 研修会（次第）】。

また、業務の円滑な遂行と改善のためには事務職員の高い能力が必要となるため、資質向上と能力開発を図る目的で、日本私立大学協会をはじめとする各関係団体等の企画する研修会等に事務職員を積極的に派遣している。なお、Covid-19 が流行した令和 2(2020)年度以降は、オンラインでの研修参加の機会が増えている。

そのほか事務局においては、毎日の業務開始時に各部署の役職者を対象とする朝礼を行い、当日の行事（同一キャンパス内に所在する併設の高等学校及び短期大学に関するものを含む）や各部署からの連絡・注意事項、今週の行事予定等を共有している。各部署の役職者は、朝礼終了後、各部署においてミーティングを実施することにより、部署内における情報共有を図っている。また業務終了時にも同様に終礼を行うことにより、当日の申し送り事項や翌日の行事などを確認し連携を図っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、事務職員の資質向上について、中期計画の重点事項として取り組むこととしている。事務職員が教員と協働して大学運営を行うために、個々の業務を自己点検・評価し、積極的に改善していくことにより事務職員の資質向上を目指し、最終的に自己の業務の範囲を限定することなく、新たな企画提案ができる職員チームの構築を目指す。

また、業務改善として、今までに構築してきた業務システムを見直し、無理や無駄を洗い出すことにより業務の簡素化・合理化を図るとともに、マニュアル化することにより担当者以外でも業務を担える環境作りを進めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

学内での研究を実施するための研究室を教授から助教まで教員全員（助手を除く）に付与している。更に、教員が実験などを行うための個人及び共同研究室を 4 学科共に領域ごとに配置している。

研究機器の購入は毎年 5,000 万円程度を予算化し、4 学科で順番・交代に高額機器を購

入している。研究機器の一部は学生の研究や演習にも使用している。

このほか、本学の教員又は大学院生であって九州医療センターとの共同研究を実施しようとする場合は、共同研究計画申請書を臨床研究専門部会長に提出して臨床研究専門部会の審査を受け、その後に九州医療センターの特別研究員としての認定を受けることにより、九州医療センターでの研究協力者への協力依頼やサンプル提供を受けることができるようになっている【資料 4-4-1 臨床研究専門部会規程】。

また、基準 4-2-②で触れたように、臨床経験や教育経験の少ない助教及び助手を対象に、教員自主研修制度を設け、各自の課題解決のための学外研修の機会を与えている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

倫理委員会は、本学の教授 3 人（委員長である倫理委員長 1 人を含む）、倫理・法律面の有識者 1 人、市民の立場を代表しうる有識者 1 人の計 5 人で構成されている【資料 4-4-2 倫理委員会規程】。委員会では本学の教員又は学生が行う人を対象とする研究について審査を行っており、大学院生の研究についても研究倫理審査の対象としている。

倫理委員会では、国が策定・公表している「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正（令和 4(2022)年 6 月）に伴い、申請書類の見直し（研究計画書に沿った項目立て、チェック形式、計画書と説明同意文書の雛形の作成）を行っている。また、同指針の改正等については、その都度全教員へ情報提供を行い、改正内容の周知に努めている。

研究倫理審査申請の前提条件として、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する APRIN e ラーニングプログラム（以下「eAPRIN」とする。）の受講を義務付けている。eAPRIN 受講の目的は、世界基準の研究倫理に関する理解を深めることであり、受講対象者全員が受講を修了するよう支援を行い、受講を修了した者には学長名で修了書を発行している。この結果、令和 4(2022)年度末の時点で、在籍している専任教員及び大学院生の全員が eAPRIN の受講を修了している。

このほか、外部資金に関する不正を防止し、適正な運用を行うため、関連規程を整備するとともに、競争的資金不正防止部会を設置して厳正に運用している【資料 4-4-3 競争的資金等の取扱い規程】【資料 4-4-4 競争的資金等にかかる不正行為に関する取り決め】【資料 4-4-5 競争的資金不正防止部会規程】【資料 4-4-6 公的研究費の不正防止に関する基本方針】【資料 4-4-7 競争的資金等不正防止計画】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(a) 資源配分の構造

本学における研究活動への資源は、基盤（経常）的研究資金と、学内の競争的研究資金の 2 種類に大別される。前者は「個人研究費」、後者は「共同研究費」及び「優秀個人研究費」として運用されている【資料 4-4-8 研究費助成に関する規程】。

このほか研究活動の活性化のため、文部科学省科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得を積極的に奨励している。最近 5 年間における文部科学省科学研究費補助金の採択件数は以下のとおりとなっている。

表 4-5 科学研究費補助金の獲得状況（最近 5 カ年）

	採択件数（件）※1			配分金額（千円）※1		
	新規	継続※2	合計	直接経費	間接経費	合計
平成 30 年度	2	8	10	2,680	804	3,484
令和元年度	7	7	14	8,790	2,637	11,427
令和 2 年度	6	9	15	9,745	2,924	12,669
令和 3 年度	5	16	21	10,350	3,083	13,433
令和 4 年度	3	26	29	9,906	2,922	12,828

※1 研究分担者に係る採択件数及び配分金額を含む。

※2 前任校からの継続を含む。

(b) 基盤（経常）的研究資金（＝個人研究費）の運用

個人研究費については、規程に基づき助教以上の専任教員に対して一律で年間 30 万円、また助手に対して同じく年間 15 万円を配分している。更に、大学院において「特別研究」を担当する主研究指導教員に対して、学生 1 人につき年間 15 万円を別途配分している。

(c) 学内の競争的研究助成の制度化の状況とその運用

学内の競争的研究助成（共同研究費・優秀個人研究費。以下「学内研究費」という。）として、年間で総額300万円の助成を行っている。この制度を利用しようとする専任教員は、毎年7月末までに研究テーマを申請し、審査、採択を経て学内研究費の配分を受けている。

学内研究費は採択された翌年の4月から使用可能で、研究が終了した翌年度に開催される研究助成報告会において、研究内容・成果を報告・発表することとしている。令和4(2022)年度は、FD・SD研修会の中で発表した【資料4-4-9 第5回 FD・SD研修会の開催について】。更に、当該分野の学会発表や学術雑誌投稿、本学広報誌等を通じて学内外へ公表することとしている【資料4-4-10 『純真の翼』第10号pp.15-18】。

(d) 研究活動に関する報告書の提出

毎年、教員全員に 1 年間を通じた研究活動記録（成果のまとめ）の提出を求め、研究活動に対して意識づけとしている。令和 4(2022)年度については、教員評価方法に関する変更が生じたことから、新たな様式での提出を求めている【資料 4-4-11 勤務評価記録書】。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学内研究助成の充実と研究環境の整備を図る一方、研究公正の担保につながる倫理教育や不正防止に向けた取組みを継続的に進めていく。また、研究活動のさらなる活性化を図ることによって、科学研究費補助金等の外部資金の獲得件数増加につなげていく。

【基準 4 の自己評価】

学長は役職者の選任や教授会その他の委員会で議長を務めるなど、多くの場面でリーダーシップを適切に発揮している。大学運営に関する学長補佐体制については、副学長、学部長及び研究科長が選任されており、権限の明確化と適切な分散を図っている。

教員配置については、法令及び教育課程に即した適切な人員配置を進めるとともに、昇進・昇給についても規程に基づき適切に実施している。また、FD・SD の定義を明確化するとともに FD・SD 委員会を中心として組織的に FD・SD を実施することにより、教職員の資質・能力の向上と教職協働へつなげている。

研究支援については、規定に基づいて学内の研究資源を適切に配分するとともに、研究倫理に関する研修や不正防止の体制構築を進めている。外部資金の獲得については、3 年連続で科学研究費補助金の獲得件数・金額が増加していたが、令和 4(2022)年度は Covid-19 の影響により研究活動に支障が生じた結果、研究継続となった事案が多数見られた。引き続き学内で外部資金の獲得を奨励・支援し、継続的な外部資金の確保につなげていく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人純真学園 寄附行為」第 3 条【資料 F-1】において、本学園の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、人間及びその社会をより良い方向に変革しうる人材の育成を目的とする。」として明確に定めている。また、令和 5(2023)年 4 月 1 日付で制定・公表した本学園のガバナンス・コード【資料 5-1-1】においても、「第 1 章 経営の安定性・継続性の確保」の中で「危機管理を含めたコンプライアンスの在り方」として、法令順守のための体制を整えることが明記されている。

以上に基づき、経営の規律及び誠実性を担保するため、「学校法人純真学園 就業規則」第 32 条、第 39 条【資料 5-1-2】において職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、公益通報や競争的資金の取扱いに関する規程等を整備し、関係法令とともに遵守している【資料 5-1-3 学校法人純真学園 公益通報規程】【資料 5-1-4 純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程】。加えて、前述のガバナンス・コードにおいて情報公開に係る「第 4 章 情報の公開と公表」を定めるとともに、私立学校法及び学校教育法施行規則に定められた各種情報を本学及び本学園のホームページ上に公開している【資料 5-1-5 本学ホームページ>情報公開】【資料 5-1-6 本学園ホームページ>情報公開】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定された本学園の目的を達成するため、最高意思決定機関として理事会を設置し、またその諮問機関として評議員会を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な組織として総務課及び財務課の 2 課で構成される法人事務局を設け、目的達成のための運営体制を整えている【資料 5-1-7 学校法人純真学園 組織規程】。

また本学園における教学部門として、本学の目的を達成するための中期計画【資料 5-1-8 純真学園大学 5ヶ年計画（令和 2～6 年度）】を策定するとともに、その実現へ向けて教授会【資料 5-1-9】、研究科委員会【資料 5-1-10】、学部運営会議【資料 5-1-11】及び研究科運営会議【資料 5-1-12】を定期的開催し、中期計画及びそれを踏まえた事業計画【資料 F-6】の達成に向けて必要な審議・検討・調整を行うなど、使命・目的の実現へ向けた継続的努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(a) 環境保全への配慮

キャンパス環境の整備については、キャンパス内各所に花や植物を植えるなど美化に努めている。環境整備にあたっては近隣のシルバー人材センター及び剪定業者と契約しており、校内の清掃、敷地内の樹木の手入れや除草作業を定期的に行っている。

省エネルギー対策としては、学園全体の取組みとしてクールビズ（夏季：5月～10月）を導入し、節電協力の掲示等を各所に貼付して省エネ意識を喚起している。また、法人として電力使用量を監視するためのシステム「ECOねっとシステム」を導入しており、特に電力使用量の大きい純真学園本館と1号館を24時間体制で監視している。電力使用量が設定値を超えた場合は警報が鳴るため、過剰な電力の使用を抑制するとともに、日ごろから教職員の節電への意識醸成につながっている。加えて、学内各所の照明について順次LED化を進めている。

純真学園本館及び3号館については、新築当初より雨水を利用した中水（再生水）システムを導入し、トイレの排水に利用している。

本学の教育研究活動によって生じる廃棄物（生活系廃棄物、実験系廃棄物、医療系廃棄物）の処理については、「純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程」【資料 5-1-13】及び関連法令に基づき適切に処理している。

(b) 人権についての配慮

基本的人権の尊重に則り、以下の配慮を行っている。

各種ハラスメントについては、「学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程」【資料 5-1-14】に定め、ハラスメント防止並びにハラスメントが発生した場合の迅速な対応を行うこととしている。また、学生に対してハラスメント防止の周知を図るために、新入生に対し4月のオリエンテーションで学生生活に関する小冊子「学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい」（以下、「スタートブック」とする。）【資料 5-1-15】を配付して啓発を行うとともに、学生相談窓口や学生相談室の案内を行い、防止に努めている【資料 5-1-16 学生相談室のご案内】。

個人情報の取扱いについては、「学校法人純真学園 個人情報保護に関する規程」【資料 5-1-17】を定め、情報管理担当部署により、個人情報の適正な保護、管理、教育訓練、安全対策等の措置を講じている。また、学生に対して「スタートブック」の中にネットリテラシー・防犯編を組み込み、学生に起きやすい事例を提示し、各学年担任及びSG担任を通じて指導を行っている。更に、学外実習に伴う個人情報の取扱いについては、各学科の実習要綱等に基づき周知・指導を行っている【資料 5-1-18 臨地実習要綱（新カリキュラム版）2023年度（看護学科）pp.6-7、p.26】【資料 5-1-19 臨床実習要項（指導者用、放射線技術科学科）pp.10-11】【資料 5-1-20 検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について（説明書・誓約書）】【資料 5-1-21 臨床実習指導要領（医療工学科）pp.2-3】。

(c) 安全への配慮

本学は診療放射線技師を養成する放射線技術科学科を設置している。このため、放射線関係法令に基づきエックス線装置並びに放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、教職員、学生及び大学周辺の環境や公衆の安全を確保するこ

とを目的とした「純真学園大学 放射線障害予防規程」【資料 5-1-22】を制定している。また、放射線安全管理委員会を設置し、放射線安全管理業務及び放射線障害防止に関連した業務を行っている【資料 5-1-23 純真学園大学 放射線安全管理委員会規程】。

本学における遺伝子組換え実験に関する安全対策としては、「純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」【資料 5-1-24】を制定し、安全主任者の任命や遺伝子組換え実験安全委員会の設置に加え、令和 3(2021)年 3 月には実験責任者用の「遺伝子組み換え実験安全の手引き」【資料 5-1-25】及び実験従事者用の「遺伝子組み換え実験を始める前に」【資料 5-1-26】を作成し、環境保全や安全への配慮を行うとともに緊急時の対応を定めている。

危機管理については、令和 3(2021)年 3 月に「危機管理マニュアル」【資料 5-1-27】を作成し、火災、地震等の災害時の危機管理体制を整備している。また学生委員会のもとで防災避難訓練を実施して、教職員及び学生等の安全確保を図っている。令和 4 (2022)年度は Covid-19 対策の観点から、実際の避難行動は行わず、避難経路の確認を行った。このほか、教職員で構成する自衛消防組織によって日常の火災予防や災害時の対応にあたることとしており、夜間の警備については外部の警備会社に委託している。

地震への対応については、ハード面では旧耐震基準に基づく建造物について平成 26(2014)年度に大規模な耐震補強工事を実施しており、私立学校校舎等実態調査に基づく令和 5(2023)年 4 月 1 日現在の純真学園（系列校である純真短期大学、及び埼玉純真短期大学を含む）の耐震化率は 96.74%である【資料 5-1-28 建物の耐震化率（令和 5 年 4 月 1 日現在）】。ソフト面では、毎年新生に「大地震対応マニュアル」【資料 5-1-29 大地震対応マニュアル（学生配布用）】を配付しており、地震発生時の対応に関するフローチャートの整備も行っている【資料 5-1-30 地震対応のフローチャート】。令和 4(2022)年度後期オリエンテーション時には、災害時の対応について説明を行うとともに、大地震対応マニュアルのデータを各自のスマートフォンにもダウンロードさせ、危機管理意識の向上に努めている。加えて、緊急連絡／安否確認システム「エマージェンシーコール」を運用しており、避難訓練時に同システムを用いて教職員及び学生の安否確認訓練を実施している。

このほか、表 5-1 のとおりキャンパス内に AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）を 22 台（うち大学の専用・共用施設内に 15 台）配置している。

表 5-1 AED 設置場所（大学専用・共用施設、令和 5 年 5 月 1 日現在）

建物	設置場所	建物	設置場所
1 号館	講義棟 3 階体育館入口	2 号館	1 階エントランス
	講義棟 4 階エントランス		3 階エレベーターホール
	講義棟 5 階健康管理センター	3 号館	4 階エレベーターホール
	講義棟 6 階エレベーターホール		短大棟
	講義棟 8 階エレベーターホール	純真学園本館	
	研究棟 4 階給湯室前		3 階エレベーターホール
MLC	1 階エントランス	純真学園本館	5 階エレベーターホール
	3 階エレベーターホール		

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理運営体制を今後も維持しながらも、時代の要求、変化に合わせて適宜規程等の見直し・整備を行い、内部統制とコンプライアンスが確立した組織風土を醸成する。

既存建物の改修・改築等と学生への教育環境の改善、事務組織の合理化等については、次期中期計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）にて対応する予定である。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人の最高意思決定機関である理事会は必要に応じて開催しており、適切に運営されている。理事会は、寄附行為第15条第2項【資料F-1】において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ために設置することが規定されている。

理事の定数は、寄附行為第5条において5人以上8人以内と規定されている。理事のうち1人を理事長として、理事総数の過半数の議決により選任している。理事の選任は、寄附行為第6条において、① この法人の設置する学校の学校長1人以上2人以内（1号理事）、② 評議員のうち評議員会において選任した者2人以上3人以内（2号理事）、③ 学識経験者のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内（3号理事）としている。令和5(2023)年5月1日現在は、1号理事1人、2号理事2人、3号理事3人の計6人である。また、多様な意見を取り入れるため外部理事を2人選任している。

理事会は、「寄附行為実施規則」第3条【資料5-2-1】に基づき、学校法人の業務について次に掲げる事項を決定している。

- ① 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
- ② 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ③ 事業計画
- ④ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併及び解散
- ⑦ 決算
- ⑧ 収益事業に関する重要事項
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ 理事会が行う理事、理事長及び評議員の選任
- ⑪ 人事のうち重要と認めるもの
- ⑫ 学則及び教授会規程その他理事会の定める諸規程の制定及び変更

⑬ 前各号に掲げるものの他、重要又は異例にわたる事項

決算及び事業の実績については、寄附行為第33条の規定により毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会での議決を得た上で評議員会に報告し、その意見を求めている。

また、理事会は寄附行為第15条第10項により、理事総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないとされているが、令和4(2022)年度中に10回開催された理事会への理事の出席状況は、全ての回において100%であった【資料F-10 令和4年度理事会の開催状況】

また、理事会の開催に際しては、事前に書面案内による議題と出欠確認を適切に行っており、理事が欠席する場合はあらかじめ「回答書」によって各議案に対する賛否の意思表示ができるとしている。

以上のように、寄附行為は適切に整備されており、理事会を必要に応じて開催し、安定した業務執行がなされている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会は寄附行為に基づき適切に運営されており、外部理事を含め理事の出席状況も良好である。

今後は、令和5(2023)年4月26日の参議院本会議にて可決・成立した改正私立学校法に基づき、令和7(2025)年4月1日の同法施行に向け、役員等の資格・選解任の手続きや各機関の職務・運営等の管理運営制度、及び本学園の意思決定の在り方の見直し等を進めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学では学校法人の代表である理事長が大学学長を兼務し、経営管理部門と教学部門の調整を図っている。経営管理部門の運営においては、法人事務局に法人事務局長を配し、理事長による管理運営を補佐している。また大学には、教学部門に副学長兼研究科長及び学部長を置き、管理部門に事務局長を配して、学長による管理運営を補佐している。副学長兼研究科長、学部長及び事務局長は本学園の評議員であり、大学運営について評議員会の席上で意見を述べる機会を有している【資料F-10 理事・評議員・監事一覧リスト】。

更に、法人事務局と福岡地区の各設置校（本学、純真短期大学、純真高等学校）の間で定期的に連絡会議を開催し、法人と各学校間との情報の交換・共有化を図っている。月例

で開催される連絡会議は、法人事務局長、大学・短大各事務局長、高校事務長で組織されており、各設置校の現況並びに問題点等を早期に把握、解決する体制をとっている。各設置校における職員からの意見、提案等についても、同連絡会議にて協議され、必要に応じて評議員会、理事会への上程事項として取扱い、事務部門の問題点をいち早く解決している。このことにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。

ボトムアップについては、教授会や学部運営会議、各種委員会、学科会議、研究科委員会、研究科運営会議等を通じて、教員の意見を汲み上げる仕組みが構築されている。また、事務局職員の意見の汲み上げについては、教授会や学部運営会議、各種委員会等に事務局長又は各委員会業務を所管する係の担当者が正規メンバー、あるいは事務担当者として出席することにより担保されている。

本学は在籍学生数が1,200人程の大学であることから、教員組織と事務局組織とが近い距離にあり、教職員が互いに情報共有できる環境にあるといえる。このため、教職員間のコミュニケーションも比較的容易であり、このことは本学の教学部門と管理運営部門の連携強化にもつながっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

前項で触れたとおり、本学園の理事長が本学学長を兼務しており、また本学の幹部教職員が本学園の評議員を兼ねている。加えて、法人事務局と福岡地区の設置校で定期的に連絡会議が開催されており、これらの仕組みを通じて法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整備されている。

監事の選任については、寄附行為第5条第1項第2号において定数を「2～3人」、更に寄附行為第7条において「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定されており、令和5(2023)年度現在は3人が選任されている【資料 F-10 理事・評議員・監事一覧】。

監事は、寄附行為第14条並びに「学校法人純真学園 監事監査規程」【資料 5-3-1】第2条及び第3条に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を実施しており、監査結果を当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に報告している【資料 F-11 監査報告書】。監事の令和4(2022)年度理事会（10回開催）への出席状況は実出席率平均94.4%、評議員会（9回開催）への出席状況は実出席率平均93.9%の状況である【資料 F-10 令和4年度評議員会の開催状況】。また、監査法人監査の際は監事と理事長及び監査法人を交えて財産の状況について意見交換がなされている【資料 5-3-2 監査概要書】。

監事の職務執行を補佐する体制については、原則として法人総務課が対応している【資料 5-3-3 学校法人純真学園事務組織規則第4条】。また監事監査の際は、理事長の承認を得て法人総務課以外の職員も監査に関する事務を補助させることができるようにしている（監事監査規程第8条）。

評議員の選任については、寄附行為第22条において「この法人の職員のうちから5人～9人」（1号評議員）、「この法人の設置する学校の卒業生で年齢25才以上のものの中から

1人」(2号評議員)、「この法人に関係ある学識経験者から5人～7人」(3号評議員)と規定されている。令和5(2023)年5月1日現在では、1号評議員9人、2号評議員1人、3号評議員5人の計15人である。

寄附行為第20条において、予算、事業計画等の重要事項は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと規定されている。また、決算及び事業報告については、理事会承認後、評議員会に報告し、意見を求めている。

寄附行為第18条第8項において、評議員会は評議員総数の過半数の評議員が出席しなければならないと規定されている。評議員会は令和4(2022)年度に10回開催されたが、出席状況は良好で、実出席率平均は99.4%であった。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

法人及び大学の管理運営は、評議員に大学等の教職員が選任されており、評議員会においても活発に意見交換がされており、大学教学部門及び管理部門からの提案などを汲み上げる仕組みがある。

監事は理事会・評議員会に出席し、また業務監査・財務監査を適切に行っている。評議員会についても、法令及び寄附行為に則り適切に開催されている。

前述のとおり、今後は令和7(2025)年4月1日に予定されている改正私立学校法施行に向け、役員等の資格・選解任の手続きや各機関の職務・運営等の管理運営制度、及び本学園の意思決定の在り方の見直し等を進めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中長期的な財政については、収支の均衡を前提とした中期計画を作成しており、基本金組入前当年度収支差額がプラスとなるよう、収容定員の充足や教育研究の充実を図っている【資料5-4-1 事業活動収支計画書(令和2年度～令和6年度)】。

学生数は、表5-2に示すとおり順調に推移しており、本学の基本金組入前当年度収支差額はプラス(令和4(2022)年度:3億6,743万円の黒字)を維持している。

表 5-2 学生数及び基本金組入前当年度収支差額の推移（最近 5 ヶ年、大学のみ）

	学生数 (5月1日現在) (単位：人)	基本金組入前当年度収 支差額（実績） (単位：千円)	備考
平成 30 年度	1,123	285,288	
令和元年度	1,194	94,361	
令和 2 年度	1,235	253,026	
令和 3 年度	1,263	247,555	
令和 4 年度	1,276	367,433	

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の令和 4(2022)年度の基本金組入前当年度収支差額は表 5-3 に示すとおり、約 3 億 4,318 万円のプラスであり、前年度より約 2 億 4,895 万円増加している。この要因として、令和 3(2021)年度は旧図書館棟の解体工事や純真学園本館 6 階ホールの特定期間天井改修工事等の大規模修繕工事を実施したが、令和 4 (2022)年度は大規模修繕工事に該当する工事が発生しなかったことが挙げられる。

学園全体の財務比率は、人件費比率 49.0%（前年度：49.0%）、教育研究経費比率 33.9%（前年度：36.7%）、事業活動収支差額比率 8.9%（前年度：2.4%）、積立率 31.9%（前年度：30.3%）となっており、ほとんどの項目で改善されている【資料 5-4-2 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）】。

これらの結果、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、法人全体では A3（正常状態）となっている。

表 5-3 学園全体の収支状況（最近 5 ヶ年）

	実績（単位：千円）			
	事業活動収入	事業活動支出	基本金組入前当年度収支差額	
			前年度からの増減	
平成 30 年度	3,414,468	3,193,045	221,422	281,620
令和元年度	3,505,781	3,488,495	17,286	△204,136
令和 2 年度	3,747,737	3,495,095	252,642	235,356
令和 3 年度	3,886,684	3,792,457	94,227	△158,415
令和 4 年度	3,835,496	3,492,316	343,180	248,953

外部資金の導入の努力については、文部科学省科学研究費補助金をはじめ、積極的に奨励し、その獲得を支援している。最近 5 ヶ年における文部科学省科学研究費補助金の採択件数は以下のとおりとなっている。

表 5-4 科学研究費補助金の獲得状況（最近 5 ヶ年）※表 4-5 の再掲

	採択件数（件）※1			配分金額（千円）※1		
	新規	継続※2	合計	直接経費	間接経費	合計
平成 30 年度	2	8	10	2,680	804	3,484
令和元年度	7	7	14	8,790	2,637	11,427
令和 2 年度	6	9	15	9,745	2,924	12,669
令和 3 年度	5	16	21	10,350	3,083	13,433
令和 4 年度	3	26	29	9,906	2,922	12,828

※1 研究分担者に係る採択件数及び配分金額を含む。

※2 前任校からの継続を含む。

資産運用については、「学校法人純真学園資金運用に関する取扱基準」【資料 5-4-3】を順守し、適切な運用が行われている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤の確立を図るため、入学生確保による定常的な学生生徒納付金収入を得ることと、学生生徒納付金収入以外（私立大学等経常費補助金（特に私立大学等改革総合支援事業等の補助金）及び寄付金）の収入を獲得することで事業活動収入の増加を目指す。

また、今後も中期計画を確実に履行することで、金融資産の積み上げに尽力していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理にあたっては、「学校法人純真学園経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人純真学園経理規程施行細則」【資料 5-5-2】、「学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程」【資料 5-5-3】に則って、学校法人会計基準に基づき適正に会計処理を行っている。

予算執行にあたっては、部門ごとに詳細に予算承認番号を付し、執行伝票（支払伺）の内容を大学庶務課において証憑に基づき点検し、更に事務局長が予算承認番号を確認し、業務計画に基づいた適切な支出であることを確認した上で、決裁を行っている。その後、支払伺は法人事務局に回付され、財務課経理係で予算承認番号、積算基礎、支出内容の適否、証憑との金額を点検後、財務課長が確認する仕組みで二重チェックを行っている。

執行された予算結果は、毎月初めに予算執行状況表（目的別予実対比一覧表）として財

務課経理係から事務局長へ通知し、適切に管理を行っている。

事務局長はその予算執行状況表に基づき、予算と著しくかい離している勘定科目について再精査し、補正予算を財務課経理係へ通知している。経理係はその補正された数値を学園全体の計算書類（案）として取りまとめ、補正予算書として編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

基準 5-3-②でも触れたとおり、本学園では法令に基づき、監事による業務・財務監査、監査法人による会計監査が行われている。監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、設置校に出向き業務監査を行っている。また財務状況の監査は、毎年度決算時に財務課長から説明を受け監査を行っている。監査法人の監査は、理事長との面談、内部統制の状況と会計処理について行われ、その結果を「監査概要書」【資料 5-5-4】にまとめ、監事に報告するとともに意見交換がされている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び学内の関連諸規程に基づき、適切に行われている。今後も引き続き会計処理を適切に実施するとともに、監査法人による外部監査、監事による監査等を通じて、本学の業務の適正且つ効率的な運営を図っていく。

【基準 5 の自己評価】

理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適切に開催しており、経営と教学が一体化して運営している。監事の監査も業務監査、財務監査及び教学監査が行われており、適切に機能している。

財政も収容定員の充足率が高いことにより、資金の積み上げを行ない、退職給与引当特定資産も適切に計上している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、法人全体では A3（正常状態）となっている。しかし、積立率については全国平均を下回っているため、資金の蓄積に向けて安定した財務経営を目指していく。

基準 6. 内部質保証**6-1. 内部質保証の組織体制****6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立****(1) 6-1 の自己判定**

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

本学では開学時より学内に自己点検・評価委員会を設置し、これを内部質保証のための委員会組織として位置づけている。同委員会の構成員は「自己点検・評価委員会規程」【資料 6-1-1】に定めており、令和 5(2023)年度は委員長である学長以下 24 人で構成されている。なお、自己点検・評価委員会構成員の 1 人を LO（自己評価担当者）に任命しており、またオブザーバーとして IR 室職員も委員会に出席している。

各委員は、学内における取組みの現状を把握するとともに、学内の関係部署と協働して自己点検・評価を実施し、改善案を取りまとめている。自己点検・評価に必要な各種資料については、関係する業務を担当する事務部門と執筆担当者が連携しながら作成・準備しており、自己点検評価書作成の際に IR 室が集約している。また委員長である学長は、基準項目ごとに作成された報告書をもとに評価の確認・確定、改善等の確認を行っている。このため、委員長は大学の目標の設定や改善策を実施・活動する権能を有する責任者として位置づけられている。

このように自己点検・評価書の作成にあたっては、自己点検・評価委員会を中心に各委員会及び法人・大学の各事務局が連携しながら実施する責任体制が構築されている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

第 3 期の認証評価システムにおける要点を踏まえ、本学における内部質保証の更なる向上を目指すために継続すべき事項、改善・修正すべき事項等を検討し、全学的な PDCA サイクルを構築していく。具体的には、内部質保証について 3 層構造での実施体制の構築に取り組んでおり、教員レベル・学部学科レベル・機関レベルにおけるそれぞれでの内部質保証と全体での取組みの一体化を図ることを目標にしている。

教員レベルでは、基準 4-2-①でも触れたように、令和 4(2022)年度から試験的に教員評価制度の導入を始めており、令和 6(2024)年度の本格的な導入に向けた取組みを進めるとともに、裁量労働制の導入を図ることで働きやすさの実現にも取り組んでいる。

学部学科レベルにおいては、これまでの委員会体制を基本的な枠組みとして、それぞれの委員会組織が PDCA サイクルを回しつつ、アセスメント・プランに則って全体的な教育環境の不断の改善に取り組むことを目指している。また、教育・研究・財務・施設環境についてのデータ収集及び課題の抽出については、現在導入予定の情報集約システム上のサーバーに集約する作業を終えており、逐次更新を行っていくとともに、IR 委員会を通じて機関レベルでの情報共有へとつなげていく。アセスメント・プランに基づく学修成果の可視化、教育的課題の改善については、教授会において報告・審議され、教学マネジメント

委員会を通じて機関レベルで共有される。またそれぞれの改善事項は、FD・SD委員会において教職員への研修という形で取り組む仕組みとしている。

機関レベルにおいては、全体的な内部質保証の仕組みを再構成し、将来計画協議会を発展的に解消して内部質保証検討会議と改め、教学マネジメント委員会、IR委員会そして自己点検・評価委員会とともに機動的な内部質保証PDCAサイクルを回すことを目指している。同時に、不定期で弾力的に開催する内部質保証チーム会議において、そうした機関レベルでの内部質保証、教員評価、学部学科での取組等を総合的に統括し、中長期計画へと反映するとともに評議員会・理事会においても、協議を行うことで幅広くきめ細かな質保証体制への昇華へとつなげていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、学則第2条【資料F-3】において「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と明記しており、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。

この規定に基づき、自己点検・評価委員会は、年度ごとに自己点検・評価報告書を取りまとめている。自己点検・評価活動にあたり、具体的な基準として公益財団法人日本高等教育評価機構(JIHEE)が定める6基準（① 使命・目的、② 学生、③ 教育課程、④ 教員・職員、⑤ 経営・管理と財務、⑥ 内部質保証）並びに大学独自基準（「地域貢献」及び「自校教育」）を採用している。この基準に基づき、学部、学科、研究科、委員会、事務部門等、学内の各組織における各年度の活動内容の取りまとめを行うとともに、その根拠となる資料を整備している。このように、自己点検・評価活動は本学の全学的な取組みとして位置付けられており、その成果は各部署の戦略の策定や展開に活かされている。

また、法人全体として毎年度『事業計画』【資料F-6】及び『事業報告書』【資料F-7】を作成し、自己点検・評価を行っており、その中で本学としても中期計画【資料6-2-1 純真学園大学 5ヶ年計画（令和2～6年度）】に基づき、年度単位で取り組む各種事業についての自己点検・評価を行っている。

作成した自己点検評価書は、本学ホームページ上に掲載することによって広く学外へも情報公開している【資料6-2-2 本学ホームページ>情報公開>14.純真学園大学自己点検評価書】。また、事業報告書や財務指標等についても同様にホームページで公開している【資料6-2-3 本学ホームページ>情報公開>11.財務情報】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、教育、研究、学生支援、経営等に関するデータ及び情報を管理・分析し、本学の内部質保証、計画立案及び意思決定を支援することを目的とした「IR室」を設置している。

IR室の業務内容は「純真学園大学 IR室規程」【資料 6-2-4】に定められているが、その中には情報公開や認証評価への対応、入学者や休学者・退学者に関する調査等も含まれていることから、日頃より大学の教育活動に関する幅広いデータの収集を行っている。

IR室職員は、本学が運用している教務システムの閲覧権限を有しており、各種成績データや学籍異動に関するデータを直接参照できるほか、入試、学生支援、進路に関する各種データについても、関係部署からのデータ提供を受けることにより参照が可能である。

また、IR室では Web アンケートシステム「E2Servey」を導入しており、本学入学時点での状況、在学中の学生の学修状況や学修成果、卒業時の学生満足度等に関する各種アンケートの実施に利用している。E2Servey を用いて実施した各種アンケートについては、システム上で集計の上、簡易分析まで表示されるが、より詳細な分析については IR 室職員が作業を行い、関係部署へのフィードバックを図っている。

更に、IR室は基準 3-3 でも触れた達成度自己評価システム「Assessmentor」についても管理者権限を有しており、令和 5(2023)年度から「授業評価アンケート」利用システムを E2Servey から Assessmentor に移行した際には、アンケート実施に必要な各種設定を行うとともに、分析に必要なデータを収集するための準備を行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動の要となるエビデンスの収集にあたっては、今後も日本高等教育評価機構の基準に準拠することで、必要となる情報の収集に万全を期すとともに、各種会議体や委員会等の議事録をはじめとするその他のエビデンスについても確実に収集・蓄積することを通じて、エビデンスの質・量とも一層高めていく。

IR室では、独自に収集している各種アンケートデータに加え、必要に応じて学内の各部署で扱っている教育、研究、学生支援、経営等に関するデータの提供を受けることにより、学内外の様々な要望に合わせたデータの集計・分析を行っているが、基準 6-1 においても記述したとおり、現在導入に向けて取り組んでいる情報集約システムでもデータの一元化を進めており、これまで部署ごとに蓄積していたデータをまとめるとともに、横断的な分析や課題抽出を行うこととしている。上述の E2Servey や Assessmentor だけでなく、学内で独自に作成している学生カルテの情報等も取り込みながら量的・質的な情報の収集に取り組んでいる。

また、自己点検評価の客観性や妥当性を担保し、大学のより良い改善につなげていくためにも、作成した自己点検評価書の内容について学内での共有を徹底するとともに、広く学外への情報提供も行っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の建学の精神に基づく教育目的・社会的使命を達成するために、また、三つのポリシーを起点とした教育の改善・向上を目的として、基準 6-2-①で触れたとおり自己点検・評価活動を毎年実施し、次年度の活動に活かす PDCA サイクルを構築している。

また本学では、基準 1-2-③でも触れたとおり 5 年毎に中期計画を策定しており、現在は令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画を実施している【資料 6-3-1 純真学園大学 5 ヶ年計画 (令和 2~6 年度)】。この中期計画に基づき、各学科及び各委員会が年度の方針・目標としてそれぞれ「3 つの目標」を設定し、年度開始時に開催される学部運営会議 I・II 合同会議において各学科・各委員会の目標を共有するとともに、年度末に開催される学部運営会議 I・II 合同会議において目標達成度の提示及び総括を行っている【資料 6-3-2 令和 4 年度 各学科・各委員会目標 (達成度)】。これにより、各学科・各委員会の目標や達成度を可視化し、活動内容を自己点検・評価して次年度の活動につなげるとともに、中期計画についても進捗状況を確認し、見直しにつなげるという PDCA サイクルを構築している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の起点となる三つのポリシーについては、令和 4(2022)年度から運用を開始した第 3 次カリキュラムに合わせて改定を行った。今後はこの新たな三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルの構築と機能について点検・評価し改善を図っていく。また、令和 5(2023)年度より「純真学園大学内部質保証の方針」を施行し、この方針のもとで、基準 6-1 で触れたように教員レベル・学部学科レベル・機関レベルにおける情報収集と分析、並びに改善策の検討を行いながら、それぞれのレベルでの PDCA サイクルを回しつつ、全体的な統括を学長のリーダーシップのもとに行い、理事会・評議員会やステークホルダーの意見を取り入れながら幅広くきめ細かい質保証体制の確立へとつなげていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では自己点検・評価委員会を内部質保証のための委員会組織として位置づけ、日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づき自主的・自律的に自己点検・評価を実施している。並行して「中期計画」に応じて、学内の各組織が年次毎に現状確認と自己評価を行い、学部運営会議 I・II 合同会議に報告するとともに、事業報告書としてまとめている。これらの仕組みにより、内部質保証のための組織及び責任体制が確立されている。また作成した自己点検評価書や事業報告書、財務指標等についてはホームページで公開している。

IR 室においては、引き続き本学の内部質保証、計画立案等を支援する体制を構築し、各種アンケートの実施をはじめ、学内の幅広いデータを収集・分析していくための取組みを続ける。

今後も引き続き、自己点検・評価の結果と中期計画における実践・評価・フィードバックの PDCA サイクルを連動させた取組みを更に推進し改善に役立てていく。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 活動方針と組織

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 活動方針と組織

本学における地域貢献活動は、次の 2 つに大別できる。第一に、学園訓の一つである「奉仕」の具体的活動である地域の「ボランティア活動及びその支援活動」、第二に、保健医療系大学としてその専門性を地域に還元する「保健医療関連分野での地域連携に関する活動」である。

本学の地域貢献については、広報委員会が担当している。令和 4(2022)年度の広報委員会は広報部長を委員長とし、研究科長、各学科長、入試委員長、学外実習対策委員長、進路対策委員長及び各学科より学科長以外の教員各 1 人が委員として加わることで構成されている。また、事務局からは入試広報係及び庶務課（情報管理担当）の事務職員が出席している【資料 A-1-1 広報委員会規程】。

令和 2(2020)年度まで、「未来の科学者を育成すること」を目標に地域の中学生及び高校生を対象とした「サイエンスキャンプ」の開催に向けて企画・立案・運営を行う「サイエンスキャンプ委員会」及び総務省による国家 ICT 成長戦略の一つとして実施している「異能(Inno)vation プログラム」への全学的な参画のために活動していた「イノベーション推進委員会」の両委員会を設置していたが、委員会活動の整理・統合に伴う組織見直しの一環として、両委員会とも令和 3(2021)年度からは広報委員会に統合された。併せて、地域住民の方々が科学リテラシーに触れる機会を設けるための地域貢献活動の一環として平成 26(2014)年度より実施してきた「純真学園大学学術講演会」は、令和 3(2021)年度より「サイエンスカフェ」へと改称した。

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

A-1-②(i) 大学独自の活動による地域貢献への取組み

(a) ボランティア活動に関する取組み

本学におけるボランティア活動については、学生が組織する学友会や各サークルが主にその役割を担っており、地域の看護協会・技師（士）会等が主催する学会や勉強会の運営補助、各団体の広報活動等に参加することによって、それぞれの職業を認知してもらえるよう活動している。加えて、2年次に開講する純真学関連科目の「ボランティア」においては、積極的なボランティア活動への参加を通して、地域貢献や奉仕の意味を知る取組みを行っている【資料 A-1-2 「ボランティア」シラバス】。

(b) 自治体との連携

本学は開学以来、福岡市南区と南区にキャンパスを構える各大学及び短期大学で構成する「南区大学連絡会議」に併設の純真短期大学とともに参加しており、本学を含む参加各校が特色ある専門分野や学生の活力を区のまちづくりに活かし、また、各校がより一層住民や地域に開かれた大学として、人材育成や学術研究を充実・発展させることを目的として、「福岡市南区大学連絡会議構成校と福岡市南区との連携に関する協定書」【資料A-1-3】を締結している。そして、この協定書に付属する覚書【資料A-1-4 純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書】により、本学は保健医療、健康福祉、栄養に関するに加え、環境保全、ボランティア活動等について連携・協力を行うこととしている。また、この協定締結に合わせて、本学と福岡市南区との間で「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」【資料A-1-5】の調印を行っている。これは、福岡市南区及びその周辺地域において大規模災害が発生し、南区役所の施設機能が著しく失われた際に、本学園施設に南区災害対策本部を移転させることにより、南区における災害対応業務の円滑な遂行を図ることを目的としている。

(c) 健康福祉関連分野における地域貢献に関する取組み

平成25(2013)年度より開催している地域貢献を目的とした「公開講座」は、令和4(2022)年度で10回目を迎えた。開催当初は地域の方々に役立つ最新医療情報や、メディアで取り上げられ話題となっている疾病等をテーマとして取り上げていたが、近年は本学教員の専門とする領域の講座を小規模でも年に複数回開催することで、より多くの方々に喜んで頂けるような地域に貢献できる講座企画として、「育児（体験）教室」を実施している。

令和 4(2022)年度の育児教室はオンラインで計 6 回開催し、合計 34 人の妊婦夫婦の参加があった【資料 A-1-6 オンライン公開講座 2022 ママとパパのための育児教室（チラシ）】。

内容としては、各回とも妊婦体験・赤ちゃんの抱き方・授乳・調乳・おむつ交換・沐浴の方法など実施した。この際、家庭にあるもので赤ちゃん人形を作成し実演をして貰うなど、オンラインであっても参加者が育児体験をできるように工夫した。終了後のアンケートから、参加された方はこの育児教室に満足されていたことが伺える【資料 A-1-7 『純真の翼』第 10 号 p.35】。

なお、この「育児教室」は看護学科 3 年次開講科目である「母性看護学実習」、及び 4 年次開講科目である「統合実習」の一環としての位置づけも有している。「育児教室」の教育的側面については、基準 3-2-⑤で触れたとおりである。

表A-1 育児教室の実施概要（令和4年度）

回数	実施日時	参加者数
1	2022年6月25日（土）	3組(6人)
2	2022年10月15日（土）	3組(6人)
3	2022年11月12日（土）	4組(7人)
4	2022年12月10日（土）	3組(5人)
5	2023年2月5日（日）	4組(6人)
6	2023年3月4日（土）	2組(4人)

A-1-②(ii) 大学が有する物的・人的資源の地域への提供

広報委員会を中心とした取組みのほかに、本学が有する物的・人的資源（教室・ホール

等の施設及び本学教員)を地域・社会に提供している。

教室・ホール等の施設については、令和4(2022)年度実績として20件の貸出を行った。その内訳は以下のとおりである。

表 A-2 大学施設の貸出件数 (令和4年度実績)

学会 研究会	講習会 研修会	試験関係	グラウンド の年間利用	テニスコート の年間利用	その他	計
0	6	6	1	6	1	20

このほか、福岡県南警察署との間で、大規模災害により警察署庁舎の機能が失われた場合に、要請に基づき本学園内施設の一部について使用を認める「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書」【資料 A-1-8】を締結している。更に先述のとおり、福岡市南区との間で、大規模災害によって南区役所の施設機能が著しく失われた際に、要請に基づき本学園施設に南区災害対策本部を移転させることを定めた「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」を調印している。

本学教員については、個々に専門性や経験を活かした社会活動・社会貢献を行っており、その活動範囲は各種専門団体や学会等の役員・委員、国・地方自治体等での活動、NPO 法人やボランティアでの活動等多岐にわたっている【資料 A-1-9 本学教員の学会活動・社会貢献活動】。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は建学の精神の1つに「奉仕」を掲げており、また保健医療系大学でもあることから、大学の使命としても本学の知的・人的・物的資源を地域へ提供していくことが重要である。前年度に引き続き、令和4(2022)年度も Covid-19 が収束していない状況であったものの、感染対策を徹底しながら可能な限り地域貢献を継続するための方策を模索した結果、少人数での開催やオンラインでの開催等を取り入れることで実施に漕ぎつけた。

今後についても、これまでと同様に南区大学連絡会議への参画に加え、南区役所、南警察署、南区内の大学、高校、中学校、小学校と連携を図りながら、地域の活性化につながるような公開講座や社会貢献活動としてのボランティア活動への参加など、地域住民のニーズに応えられる企画していく予定である。

A-2. 地域への情報発信

A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元

A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献 (健康フェスティバル)

A-2-③ 保健医療関連分野での啓発活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元

本学は、大学の使命の一つとして地域への情報発信にも力を入れている。具体的には学内で実施する「サイエンスキャンプ」「サイエンスカフェ」や「南区こども大学」に加え、本学教員が福岡市南区内の施設等へ出向いて実施する「南区出前講座」などの取組みにより、前項でも取り上げた「公開講座」等とともに社会への知の還元に取り組んでいる。

(a) サイエンスキャンプ

平成 24(2012)年度よりスタートしたサイエンスキャンプでは、本学の先進的な研究テーマに取り組む教員が協力して、主に夏休み期間中に中学生及び高校生を対象とした先進的科学技术体験プログラムを企画・実施しており、地元地域への社会貢献と併せて「未来の科学者を育成すること」を目標としている。メインテーマは「生命を科学する」と題し、毎年度サブテーマを決めて実施している（表 A-3）。

本事業は福岡県教育委員会、福岡市、福岡市教育委員会、福岡市南区、西日本新聞社、公益社団法人福岡県看護協会、公益社団法人福岡県診療放射線技師会、一般社団法人福岡県臨床衛生検査技師会、一般社団法人福岡県臨床工学技士会の後援を得ている。

令和 4(2022)年度は Covid-19 感染対策を徹底しながら、8月6日に中学生、8月7日に高校生を対象として開催した。今年度のサブテーマは、本学の学科の特色を活かし「身体のはたらきを数値で知ろう」とし、2つのプログラム（「心電図・血圧計・パルスオキシメータ」「CT 3次元画像処理・骨塩定量」）を実施した。参加者は中学生 7人及び高校生 8人であり、終了後のアンケートで参加者から高い評価が得られた【資料 A-2-1 『純真の翼』第 10号 p.38】。今年度実施分を含めた過去のサブテーマと参加者数は以下のとおりである。

表 A-3 サイエンスキャンプのサブテーマと参加者数（最近 5 ヶ年）

回数	実施年度	サブテーマ	参加者数（人）					備考
			高校生	中学生	中学校教員	その他	計	
第 6 回	平成 29	消化器を旅してみよう	36	-	13	-	49	
第 7 回	平成 30	医療とロボット	12	-	-	1	13	教員 1 人
第 8 回	令和元	MRI を操作してみよう	18	26	-	-	44	
中止	令和 2	(Covid-19 流行のため開催なし)	-	-	-	-	-	
第 9 回	令和 3	PCR と ECMO を学んでみよう	15	12	-	-	27	
第 10 回	令和 4	身体のはたらきを数値で知ろう	8	7	-	-	15	

(b) サイエンスカフェ

令和 3(2021)年度は Covid-19 対策の観点からオンライン開催としたが、令和 4(2022)年度は Covid-19 感染対策を徹底しながら対面で開催した。テーマは「新型コロナウイルス

感染症とその後遺症」とし、福岡県医師会理事を務められている西秀博先生（西内科医院院長）をお招きして、Covid-19の現状に加え、感染後の後遺症及びその治療法についてご講演いただいた。当日は近隣の方々に加え、教職員及び学生合わせて21人が参加し、講演後のアンケート結果でも全員から高い評価が得られた【資料 A-2-2 『純真の翼』第10号 p.39】。

(c) 南区こども大学

本学を含む福岡市南区の7つの大学・短期大学で平成28(2016)年12月より子育て支援や健康づくりなど、多分野での協力関係を結んでいる「包括連携協定」に基づいて、平成29(2017)年度より「南区こども大学」を実施している。本学では、医療系大学の専門性を活かし、令和2(2020)年度まで夏休み期間に小学生を対象として放射線技術科学科及び医療工学科の2学科にて講座を展開してきたが、これらの講座は非常に人気が高く、受付開始後すぐに満席となる状況だった。令和3(2021)年度より、更に看護学科及び検査科学科の2学科を加えた全4学科にて講座を開講しており、感染対策を徹底しながら、令和4(2022)年度は対面にて5講座を開催した。各講座終了後のアンケートにおいて、参加者及びその保護者からも高い評価を得ている【資料 A-2-3 『純真の翼』第10号 p.36】。

表 A-4 南区こども大学 実施状況（令和4年度）

No.	実施日時	講座テーマ	参加者数 (人)	実施 状況
1	2022年7月30日	外科手術を体験してみよう！実験して学ぼう！正しい手洗い	12	実施
2	2022年8月5日	おへそのおはなし ママのお腹の中の赤ちゃんの様子を見よう	21	実施
3	2022年8月5日	実験して学ぼう！正しい手洗い	15	実施
4	2022年8月5日	病院の先生になってみよう ～体の中を覗いてみると～	8	実施
5	2022年9月3日	X線の仕組みを学んで撮影して見よう！	12	実施

(d) 南区出前講座

前述の南区こども大学と同様に、福岡市南区と7つの大学・短期大学による「包括連携協定」の取組みの一環として「南区出前講座」を実施している。令和4(2022)年度は、本学4学科から各学科の特色を活かした講義テーマを準備し、全8講座を設定したところ、公民館及び地域各種団体より4講座の申し込みがあった。しかしながら、Covid-19感染拡大による影響で1講座が中止となり、最終的には3講座を開講した。

表 A-5 南区出前講座 実施状況（令和4年度）

No.	実施日時	講座テーマ	参加者数 (人)	実施 状況
1	2022年7月12日	あなたの骨は大丈夫？骨粗しょう症について考える	26	実施

2	2022年8月3日	あなたの骨は大丈夫？骨粗しょう症について考える	20	実施
3	2022年9月13日	あなたの骨は大丈夫？骨粗しょう症について考える	-	中止
4	2023年3月10日	ロミロミ at Home	19	実施

A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

本学は建学の精神の一つに「奉仕」を掲げていることから、医療系大学である本学の知的・人的・物的資源を地域へ提供すること、また地域住民の方々への健康に関する意識を高めることを目的として、教職員のサポートの下、学生を主体として平成28(2016)年度から併設校の純真短期大学と共同で「健康フェスティバル」を開催している。

当初は、西鉄大橋駅西口広場を会場とし、6つの検査（頸動脈エコー、血圧、血管年齢、骨密度、肺活量、足指筋力測定）を行ってきた。令和3(2021)年度開催分からはCovid-19感染拡大の影響を踏まえ、また地域との連携を更に深めるため、実施形式、実施場所及び内容の見直しを行い、本イベントを本学が立地している筑紫丘地区の公民館及び筑紫丘校区健康推進部との共同開催形式とした上で事前予約制を導入し、また開催場所も筑紫丘小学校体育館にて実施している。

令和4(2022)年度は近隣地域から157人の方々が来場され、保健医療分野における本学の地域貢献活動に接して頂くことができた。また、参加者に対するアンケート結果でも高い評価を得ている【資料A-2-4 『純真の翼』第10号 p.37】。

A-2-③ 保健医療関連分野での啓発活動

本学では平成24(2012)年度から毎年度継続して、子宮頸がん予防の啓発に関する取り組みを行っている。主な取り組みとして、例年は本学及び併設の短期大学が合同で毎年10月に開催する学園祭の中で、子宮頸がん予防に関する啓発イベントを実施している。本啓発イベントは、本学を中心として、福岡市南区保健福祉センター及び公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構との連携にて展開している。加えて、学内には子宮頸がん予防の啓発活動を担う学生主体のサークルとして「ピア・エデュケーション」が作られており、医療系大学の過密なカリキュラムの合間を縫って活動している。

この啓発イベントでは、協力団体との連携会議を経て、学園祭の開催日に合わせた移動検診車による子宮頸がんの検診、子宮頸がんに関するパネル展示、顕微鏡を用いたがん細胞等の観察等を行っている。子宮頸がん検診は原則として福岡市内に在住している20歳以上の女性が対象（原則予約制、有料）であるが、本学が費用負担することにより、大学生については本学以外の学生、また福岡市外の居住者であっても学生証を提示することにより無料で受診できるようにしている。令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度に引き続きCovid-19感染拡大のリスクへの懸念から福岡市南区保健福祉センターの協力は得られなかったが、ふくおか公衆衛生推進機構の協力を得て10月15日に検診事業を開催し、44人の学生が受診した【資料A-2-5 『純真の翼』第10号 p.34】【資料A-2-6 2022年度純真学園祭パンフレット】【資料A-2-7 令和4年度 純真学園大学学園祭 子宮頸がん検診受診者】。

また、これまでの本事業における学生の貢献が着目されたことから、令和4(2022)年度

は、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課の依頼により、『地元4大学の女子学生と連携したがん検診啓発「Cプロジェクト」』に看護学科の学生2人が参加し、活躍した【資料A-2-8 『純真学園大学だより rapport』第2号 p.2】【資料A-2-9 本学ホームページ>新着情報>2022-10-27】。

このほか、平成26(2014)年に「学生の主体的活動への支援に関する協定書」を大学と締結したNPO法人がん患者サポート(がん患者支援団体)との連携により、がん征圧・患者支援チャリティイベントである「リレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡」(主催:リレー・フォー・ライフ・ジャパン福岡実行委員会、公益財団法人日本対がん協会)でのボランティア活動に毎年大勢の学生が参加している。令和4(2022)年度は、福岡女子大学キャンパスで11月13日に開催され、福岡県と協働で学生4人ががん予防啓発講演を行った【資料A-2-10 『純真学園大学だより rapport』第3号 p.1-2】。更に、令和5(2023)年1月21日には、福岡県労働衛生研究所との協働にて、『イオンモール de 保健室 ふらっとながしめがん検診』イベントに参加し、学生4人ががんサバイバーと座談会を行うなど、精力的に活動を展開した【資料A-2-11 本学ホームページ>新着情報>2023-01-06】。

(3) A-2の改善・向上方策(将来計画)

令和4(2022)年度も引き続きCovid-19の影響を受けたものの、イベント開催におけるある程度の社会的理解が得られたことから、本学では「サイエンスキャンプ」「サイエンスカフェ」「南区こども大学」「南区出前講座」を展開してきた。今後も引き続き地域との連携を図りながら、社会のニーズに則した内容の検討及び見直しを行うことで、地域への情報発信を進めていくとともに、福岡市を中心とする高等教育の振興と地域社会の活性化を目的に設立された産学官連携事業である「福岡未来創造プラットフォーム」への積極的な参画も検討していく予定である。

また「健康フェスティバル」においても、地域住民の方々が健康に関する意識を高めることができるように継続した実施を目指すとともに、より広範囲の地域でも実施できるように検討する。

がん検診啓発活動については、今後も継続的に行うとともに、近隣大学への本事業拡大について、引き続き連携組織である福岡市南区保健福祉センターに具体的なアプローチを依頼していく予定である。

以上のように、本学の地域貢献を毎年継続して開催していくため、学外から多くの参加をいただくための広報の在り方や、大学の個性を強調した保健医療分野に則した新しい企画の検討を進めていく。

【基準Aの自己評価】

学生及び教職員による各種の地域活動を通じて、本学の存在及び活動が、地域住民の方々に浸透していくことで、その理解と協力が得られてきている。本学の学生にとってもこうした地域貢献活動に参加することは、職業意識の涵養や専門の学びの定着の機会であるほか、コミュニケーション力の養成、社会人としての心構えのトレーニングにもなる。

本学の学園訓にある「奉仕」の精神をもとに、より多くの学生が地域貢献活動に主体的

に参加するように、入学時から学友会等を通じて今後も意識付けを行っていく必要がある。加えて、教職員にとっても地域に開かれた大学づくりを目指していく上で地域活動は重要であるため、災害などの非常事態時の避難場所としての役割や官民一体となった街づくりにも参画していく。

基準 B. 自校教育

B-1. 自校教育

B-1-① 自校教育の構築と評価

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 自校教育の構築と評価

(a) 純真学の構築

平成 28(2016)年度より、本学独自の 4 学科合同カリキュラムとして『純真学』を設置している。『純真学』は、本学の理念や特徴を知ることが目的とした単なる自校教育に留まらず、医療人に共通して求められる基盤的な資質と汎用的能力の養成を目的としている。

『純真学』は、令和 4(2022)年度から適用を開始した新カリキュラムに合わせて見直しを行い、これまでの必修科目 4 科目及び選択科目 2 科目（計 5 単位取得）から、必修科目 2 科目及び選択科目 2 科目（計 3 単位取得）に再編された。【資料 B-1-1 純真学概念図（2022 年度以降）】。

新カリキュラムにおいて 1 年次に開講される「純真学Ⅰ」は、学長自らが教壇に立ち、学園訓の理解と 4 年間の目標設定を促す授業で、初年次教育としての役割を担っている。学生は、入学時に大学創設者の思いと学園訓の意味を理解し、個々の目標に向き合っていく。

2 年次では、選択必修科目である「ボランティア」で奉仕活動の実際と意義を学び、同じく選択必修科目である「異文化交流」では海外研修を通して国際的視野を学ぶ。いずれも主体的な体験から学ぶことを重視し、最終授業にて学びの共有を図る。

3 年次に開講される「純真学Ⅱ」では、一流とされる人の視点・思考を知り、古典・伝統・文化関連施設の訪問体験を通して、建学の精神の理解とともに社会人として学ぶべき方向性を考える機会とすることを目的にしている。

令和 4(2022)年度は、1 年次において『純真学』の新カリキュラム科目である「純真学Ⅰ」を、そして 2 年次以降では、旧カリキュラム科目である 2 年次開講科目「ボランティアとキャリア形成」「異文化交流」、及び 3 年次開講科目「総合純真学」の各科目を実施した。

「純真学Ⅰ」においては、学長による講義に続いて「自己発見」をキーワードにした各種の体験型授業を行った。

「ボランティアとキャリア形成」では、Covid-19 感染対策で活動に制限のある中、学生が主体となって活動を進めた。一方、「異文化交流」では、海外研修が Covid-19 の流行状況を踏まえて中止となった。

「総合純真学」では、博多座における歌舞伎鑑賞のほかオペラ鑑賞、落語鑑賞を実施した【資料 B-1-2 『純真の翼』第 10 号 p.12】。

(b) 純真学の評価

以上の『純真学』の運営・評価については、各科目責任者と純真学専門部会が担い、授

業評価結果の分析とともに、毎年、より高い教育効果をめざした工夫や改善案を検討・展開している【資料 B-1-3 純真学専門部会 総括】。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4 (2022)年度に本学の教育課程が改正され、『純真学』は「純真学入門」に相当する「純真学Ⅰ」、「ボランティア」と「国際交流」、更に「総合純真学」に相当する「純真学Ⅱ」の 4 科目に再構成された。「自己発見から自己実現へ」をテーマに、令和 6 (2024)年度開講予定の「純真学Ⅱ」について「自己探究」を促す企画の検討を行っていく。

【基準 B の自己評価】

『純真学』科目開講以降、継続した授業評価の結果から、学生は建学の精神と大学で学ぶ意味を理解していることが分かり、自校教育としての科目の役割を十分に果たしている。特に、入学直後に開講する「純真学入門」は、個々の学修目標や志を具現化する科目として適切な時期に開講しており、初年次の学修支援科目としても評価できる。更に、各科目の中で設けた教養やボランティア活動に触れる機会は、各学科で目指す職業観の育成につながっている。一連の純真学科目の最終目標である「人間力」の育成については、新カリキュラムにおいてもどのような指標によって評価可能かを引き続き検討する必要があるものの、「自己発見から自己実現へ」をテーマに再構成する純真学科目の学修は、多職種連携教育科目やキャリア形成教育科目とともに建学の精神を体現した医療人の養成に寄与するものと期待できる。

V. 特記事項

1. 国際交流

本学では、国際交流事業を担う中心組織として国際交流推進委員会を設け、海外の大学の教育研究諸機関との提携や交流協定の締結を通じて純真学園大学の国際交流を積極的に進めるとともに、現職教員を含む短期研修生の派遣や受入れを行うことにより、医療教育と研究実践の向上や人材の育成に努めている。

令和 4(2022)年度までに大韓民国 5 校、台湾 1 校、中華人民共和国 2 校、アメリカ合衆国（ハワイ）1 校、オーストラリア 1 校、及びベトナム 1 校の各大学と MOU を締結しており、本学学生の短期海外研修を行うとともに、相手国の短期研修生の受入れを行っている。

令和 4(2022)年度の国際交流については、Covid-19 の流行が継続していたため、小規模の国際交流として以下の内容を実施した。

【春海保健大学校（大韓民国）との国際交流】

- ① 令和 4(2022)年 8 月 16 日～8 月 19 日、釜山（大韓民国）における教職員の交流
- ② 令和 4(2022)年 11 月 4 日、本学における教職員の交流
- ③ 令和 5(2023)年 1 月、本学における教員及び学生との交流

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	【大学の目的】 本学の目的は、学則第 1 条（目的）において規定している。	1-1
第 85 条	○	【教育研究上の基本組織（学部）】 本学の設置する学部については、学則第 1 条第 2 項（目的）、及び保健医療学部規則において規定している。	1-2
第 87 条	○	【修業年限、その特例】 本学の修業年限は、学則第 18 条（修業年限）において規定している。	3-1
第 88 条	—	【修業年限、その特例】 本学では編入学の制度を設けていない。	3-1
第 89 条	—	【修業年限、その特例】 本学では早期卒業に関する制度を設けていない。	3-1
第 90 条	○	【入学資格】 本学への入学資格は、学則第 21 条（入学資格）において規定している。	2-1
第 92 条	○	【学長、教授等必要な職員】 本学の教職員については、学則第 8 条（教職員）において規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	【教授会の設置】 本学の教授会については、学則第 13 条（教授会）、及び教授会規程において規定している。	4-1
第 104 条	○	【学位の授与】 本学が行う学位の授与については、以下において規定している。 ・大学学則第 46 条（学位の授与） ・大学院学則第 20 条（学位） ・学位規程第 2 条（学位の名称）	3-1
第 105 条	—	【履修証明書の交付】 本学は履修証明書の交付を行っていない。	3-1
第 108 条	—	【編入学】 本学では編入学の制度を設けていない。	2-1
第 109 条	○	【自己点検・評価】 ・本学の自己点検・評価については、学則第 2 条（自己点検・評価）、及び自己点検・評価委員会規程に基づき実施している。 ・自己点検・評価の結果については、ホームページ上にて公開して	6-2

純真学園大学

		いる。 ・文部科学大臣の認証を受けた者（公益財団法人日本高等教育評価機構）による認証評価を受審している（直近では平成 28（2016）年度に受審）。	
第 113 条	○	【教育研究活動の公表】 本学教育研究活動の状況については、ホームページにて公表している。	3-2
第 114 条	○	【事務職員】 事務職員の配置については、学則第 8 条第 1 項第 2 号（教職員）及び第 12 条（大学事務局）、また「純真学園大学の事務組織に関する規程」において規定している。	4-1 4-3
第 122 条	—	【編入学】 本学は編入学の制度を設けていない。	2-1
第 132 条	—	【編入学】 本学は編入学の制度を設けていない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	<p>【学則記載事項】</p> <p>以下のとおり記載している。</p> <p>一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 → 学則第 15 条（学年）、第 16 条（学期）、第 17 条（休業日）、第 18 条（修業年限）</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項 → 学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項 → 学則第 32 条（教育課程の編成）、第 33 条（授業科目）、第 34 条（授業の方法等）、第 35 条（単位の計算方法）、第 36 条（履修方法等）</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 → 学則第 37 条（単位の授与）、第 38 条（単位の認定要件）、第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）、第 43 条（成績の評価基準）、第 44 条（卒業の要件）、第 45 条（卒業）</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項 → 学則第 5 条（学部、学生及び学生定員）、第 12 条（大学事務局）</p>	3-1 3-2

純真学園大学

		<p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項</p> <p>→ 学則第 20 条 (入学の時期)、第 21 条 (入学資格)、第 22 条 (入学志願の手続)、第 23 条 (入学者の選考)、第 24 条 (入学手続及び入学許可)、第 26 条 (休学)、第 27 条 (復学)、第 29 条 (自主退学)、第 30 条 (除籍)、第 31 条 (転学等)、第 44 条 (卒業の要件)、第 45 条 (卒業)</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項</p> <p>→ 学則第 60 条 (諸納入金)</p> <p>※ 詳細については、「諸納入金納入規程」にて規定</p> <p>八 賞罰に関する事項</p> <p>→ 学則第 53 条 (表彰)、第 54 条 (懲戒)、第 55 条 (懲戒による退学)</p> <p>九 寄宿舎に関する事項</p> <p>→ 学則第 58 条 (学生寮)</p> <p>※ 詳細については、「純真学園 向野寮規則」「純真学園 筑紫丘寮規則」にて規定</p>	
第 24 条	○	<p>【指導要録】</p> <p>学籍簿、成績表、学生カード、健康診断書により保存・管理している。</p>	3-2
第 26 条 第 5 項	○	<p>【学生に対する懲戒の手続きの決定】</p> <p>本学学生に対する懲戒手続については、学則第 54 条 (懲戒) において規定している。</p>	4-1
第 28 条	○	<p>【備えるべき表簿】</p> <p>備えるべき表簿については、各管轄部署において作成・保管している。</p>	3-2
第 143 条	—	<p>【教授会の権限】</p> <p>本学では代議員会等を設置していない。</p>	4-1
第 146 条	—	<p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p>	3-1
第 147 条	—	<p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p>	3-1
第 148 条	—	<p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p>	3-1
第 149 条	—	<p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p>	3-1
第 150 条	○	<p>【入学資格に関する細目】</p> <p>入学資格については、学則第 21 条に規定している。</p>	2-1
第 151 条	—	<p>【入学資格に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p>	2-1

純真学園大学

第 152 条	—	【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 153 条	—	【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 154 条	—	【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 161 条	—	【編入学、転学等】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 162 条	—	【編入学、転学等】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 163 条	○	【学年の始期、終期】 本学の学年の始期及び終期は、学則第 15 条において規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	【学修証明書の交付】 保健医療学部履修規程第 28 条第 1 項において、学生に対して成績証明書を発行することができる旨を定めている。また、学則第 49 条第 2 項及び科目等履修生規程第 11 条第 2 項において、科目等履修生に対して単位修得証明書を交付することができる旨を定めている。	3-1
第 164 条	—	【履修証明書の交付に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	【三つの方針】 大学の学部・学科、及び大学院の研究科・専攻ごとに「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を定め、ホームページ等で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	【自己点検・評価に関する細目】 本学の自己点検・評価体制については、自己点検・評価委員会を設置しており、また自己点検・評価の項目については、日本高等教育評価機構が定める項目を用いている。	6-2
第 172 条の 2	○	【教育研究活動等の情報の公表】 教育研究活動等の状況に関する情報は、ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	【卒業証書の授与】 学則第 45 条（卒業）及び第 46 条（学位の授与）に基づき授与している。	3-1
第 178 条	—	【高等専門学校卒業者の編入学】	2-1

純真学園大学

		本学は該当する制度を設けていない。	
第 186 条	—	【専修学校（専門課程）修了者の編入学】 本学は該当する制度を設けていない。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	【趣旨】 本学は、学校教育法、大学設置基準その他関係法令に基づき設置し、運営している。また、平成 28 年度に（公財）日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、「適合」の判定を得ている。	6-2 6-3
第 2 条	○	【教育研究上の目的】 学部・学科の教育研究上の目的については、保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）において規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	【入学者選抜の方法】 入学者選抜については、本学が定めるアドミッション・ポリシー、入試委員会規程、入学者選抜規程等に基づき適正に実施している。	2-1
第 3 条	○	【教育研究上の基本組織（学部）】 本学の学部については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）及び保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）に基づき設置しており、教員数については大学設置基準が求める人数を満たしている。	1-2
第 4 条	○	【教育研究上の基本組織（学科）】 本学の学科については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）、保健医療学部規則第 2 条（学科）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）に基づき設置している。また教員数については、大学設置基準に加え、看護学科及び放射線技術科学科については各医療職に関する学校養成所指定規則が定める要件・人数を満たしている。	1-2
第 5 条	—	【課程】 本学は、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を有していない。	1-2
第 6 条	—	【教育研究上の基本組織（学部以外の基本組織）】 本学は、学部以外の教育研究上の基本となる組織を有していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	【教育研究実施組織等】 本学は、学則第 1 条に定めた教育研究上の目的を達成するため、	2-2 2-3

純真学園大学

		純真学園大学組織規程に定める各種の教育研究実施組織を設け、教員及び事務職員を適切に配置している。また、各組織については関連規程等を整備して教育研究に関する役割分担及び責任の所在を明確にするとともに、教授会や学部運営会議等を通じて情報の共有及び組織的な連携体制を確保している。	2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	【授業科目の担当】 本学は、令和四年九月三〇日文科科学省令第三四号の附則第四条（施設及び教員に関する経過措置）を適用し、改正前の大学設置基準に基づき主要授業科目には専任の教授又は准教授を担当として配している。また、主要授業科目以外の科目についてもなるべく本学の専任教員である教授、准教授、講師又は助教を担当教員として配置するとともに、必要に応じて助手を配し、専任教員が行う授業の補助を行う体制を整えている。	3-2 4-2
第 9 条	一	【授業を担当しない教員】 本学専任教員の全員が、所属する学科において編成される教育課程に基づき開講されている授業科目を 1 科目以上担当している。	3-2 4-2
第 10 条	○	【基幹教員数】 本学は、令和四年九月三〇日文科科学省令第三四号の附則第四条（施設及び教員に関する経過措置）を適用し、改正前の大学設置基準別表第一イに定める専任教員数を満たす教員を配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	【組織的な研修等】 本学は FD・SD 委員会規程に基づき、本学教職員を対象とした FD・SD 研修を組織的に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	【学長の資格】 本学における学長の選考資格については、学長選考規程第 4 条において規定している。	4-1
第 13 条	○	【教授の資格】 本学における教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 14 条	○	【准教授の資格】 本学における准教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	【講師の資格】 本学における講師の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	【助教の資格】 本学における講師の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2

純真学園大学

第 17 条	○	【助手の資格】 本学における助手の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	【収容定員】 本学の収容定員については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）において規定している。	2-1
第 19 条	○	【教育課程の編成方針】 本学の教育課程は、関係法令並びに本学が定める教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	【連携開設科目】 本学は連携開設科目を設けていない。	3-2
第 20 条	○	【教育課程の編成方法】 本学教育課程の編成方法については、学則第 34 条（授業の方法等）、第 36 条（履修方法等）、保健医療学部履修規程第 2 条（教育課程）において適切に定めている。	3-2
第 21 条	○	【単位】 本学における単位の計算方法については、学則第 35 条（単位の計算方法）において規定している。	3-1
第 22 条	○	【一年間の授業期間】 年間の授業期間は、大学設置基準に基づき、学年暦に定めている。	3-2
第 23 条	○	【各授業科目の授業期間】 各授業科目の授業期間は、学年暦及び時間割により、定期試験期間を除き十五週を確保している。	3-2
第 24 条	○	【授業を行う学生数】 本学は、授業の内容や教育効果、設備等の要件を考慮の上、必要に応じてクラス分割を行う等の方法により、一授業科目あたりの学生数が適当な人数となるよう調整している。	2-5
第 25 条	○	【授業の方法】 授業の方法については、学則第 34 条（授業の方法等）に規定するとともに、Web シラバスにおいて科目ごとに明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	【成績評価基準等の明示等】 成績評価基準等については Web シラバスに明記し、公開している。また卒業の認定に関する基準等については、学則第 44 条（卒業の要件）及び第 45 条（卒業）、並びに保健医療学部規則第 11 条（卒業）に定めるとともに、ディプロマ・ポリシーと併せて学生便覧に明示している。	3-1
第 26 条	—	【昼夜開講制】 本学では昼夜開講制を実施していない。	3-2

純真学園大学

第 27 条	○	【単位の授与】 単位の授与については、学則第 37 条（単位の授与）及び第 38 条（単位の認定要件）、並びに保健医療学部履修規程第 6 条（単位の認定）に基づき実施している。	3-1
第 27 条の 2	○	【履修科目の登録の上限】 履修科目の登録の上限については、保健医療学部履修規程第 4 条において規定している。	3-2
第 27 条の 3	—	【連携開設科目に係る単位の認定】 本学は連携開設科目を設けていない。	3-1
第 28 条	○	【他の大学又は短期大学における授業科目の履修等】 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する取扱いについては、学則第 41 条（他の大学等における授業科目の履修等）において規定している。	3-1
第 29 条	○	【大学以外の教育施設等における学修】 大学以外の教育施設等における学修に関する取扱いについては、学則第 42 条（大学以外の教育施設等における学修）において規定している。	3-1
第 30 条	○	【入学前の既修得単位等の認定】 本学入学前に他の大学又は短期大学で修得した単位に関する取扱いについては、学則第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）において規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	【長期にわたる教育課程の履修】 本学は長期履修制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	【科目等履修生等】 科目等履修生については、学則第 49 条（科目等履修生）において規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	【卒業の要件】 本学卒業の要件については、学則第 18 条（修業年限）及び第 44 条（卒業の要件）、並びに保健医療学部規則第 11 条（卒業）において規定している。	3-1
第 33 条	—	【授業時間制をとる場合の特例】 本学では授業時間制を設けていない。	3-1
第 34 条	○	【校地】 資料 F-8（キャンパスマップ）に示すとおり、本学の校地には学生が休息その他に利用するのに適当な空地を含んでいる。	2-5
第 35 条	○	【運動場等】 基準 2-5-①に示すとおり、本学の運動場として本学からバスで 15 分の場所に那珂川グラウンド（面積：9,503.2 m ² ）を設けており、また本学から徒歩約 5 分の位置にテニスコート（2 面）を設けてい	2-5

純真学園大学

		る。 この他、基準 2-4-①に示すとおり、本学専用の学生寮として筑紫丘寮（女子寮）及び向野寮（男子寮）を設置している。	
第 36 条	○	【校舎】 資料 F-5（学生便覧） p.29 以下に示すとおり、本学の校舎等施設は大学設置基準及び関係法令に則り適正に設置している。	2-5
第 37 条	○	【校地の面積】 本学の校地面積は 30,780.3 m ² （専用面積 23,906.9 m ² 、共用面積 6,873.4 m ² ）であり、本学の基準面積 11,800 m ² を上回っている。	2-5
第 37 条の 2	○	【校舎の面積】 本学の校舎面積は 34,428.2 m ² （専用面積 26,223.1 m ² 、共用面積 8,205.1 m ² ）であり、本学の基準面積 13,726.0 m ² を上回っている。	2-5
第 38 条	○	【教育研究上必要な資料及び図書館】 基準 2-5-②に示すとおり、図書等の資料及び図書館の設備・人員については、大学設置基準に則り適正に整備・配置している。	2-5
第 39 条	—	【附属施設】 本学は、附属施設の設置を要する学部・学科を有していない。	2-5
第 39 条の 2	—	【薬学実務実習に必要な施設】 本学は、該当する学部・学科を有していない。	2-5
第 40 条	○	【機械、器具等】 本学は、大学設置基準並びに関係法令に基づき必要な種類・数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	【二以上の校地における施設整備】 本学は、筑紫丘キャンパス以外のキャンパスを有していない。	2-5
第 40 条の 3	○	【教育研究環境の整備】 資料 F-11（決算等の計算書類）に示すとおり、本学は大学設置基準に則り、必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	【大学等の名称】 本学の大学名は学園訓・建学の精神に基づき定めており、また学部学科の名称については、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。	1-1
第 41 条	—	【学部等連携課程実施基本組織に関する特例】 本学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織を設置していない。	3-2
第 42 条	—	【専門職学科とする学科等】 本学は専門職学科を設置していない。	1-2
第 42 条の 2	—	【専門職学科に係る入学者選抜】 本学は専門職学科を設置していない。	2-1

純真学園大学

第 42 条の 3	—	【実務の経験等を有する基幹教員】 本学は専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 4	—	【専門職学科に係る教育課程の編成方針】 本学は専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 5	—	【教育課程連携協議会】 本学は専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 6	—	【専門職学科の授業科目】 本学は専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 7	—	【専門職学科に係る授業を行う学生数】 本学は専門職学科を設置していない。	2-5
第 42 条の 8	—	【入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定】 本学は専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 9	—	【専門職学科に係る卒業の要件】 本学は専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 10	—	【実務実習に必要な施設】 本学は専門職学科を設置していない。	2-5
第 43 条	—	【共同教育課程の編成】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-2
第 44 条	—	【共同教育課程に係る単位の認定】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 45 条	—	【共同学科に係る卒業の要件】 本学は、共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）を設置していない。	3-1
第 46 条	—	【共同学科に係る基幹教員数】 本学は、共同学科を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	【共同学科に係る校地の面積】 本学は、共同学科を設置していない。	2-5
第 48 条	—	【共同学科に係る校舎の面積】 本学は、共同学科を設置していない。	2-5
第 49 条	—	【共同学科に係る施設及び設備】 本学は、共同学科を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	【工学に関する学部の教育課程の編成】 本学は、工学に関する学部を有していない。	3-2
第 49 条の 3	—	【工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置】 本学は、工学に関する学部を有していない。	4-2
第 49 条の 4	—	【課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数】 本学は、工学に関する学部を有していない。	4-2
第 58 条	—	【外国に設ける組織】	1-2

純真学園大学

		本学は、日本国外に学部、学科その他の組織を設けていない。	
第 59 条	—	【学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外】 本学は大学院のみを有する大学に該当しない。	2-5
第 61 条	—	【段階的整備】 本学は、新たに大学等を設置、及び薬学を履修する課程のいずれにも該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	【学士の学位授与の要件】 学位授与の要件については、学則第 46 条（学位の授与）及び学位規程において規定している。	3-1
第 10 条	○	【専攻分野の名称】 学位に付記する専攻分野の名称は、各学科の教育課程に合わせた適切な名称としている（学位規程第 2 条）。	3-1
第 10 条の 2	—	【共同教育課程に係る学位授与の方法】 本学は、共同教育課程を有していない。	3-1
第 13 条	○	【学位規程】 本学は学位に関する事項を処理するため、学位規程を定めて適正に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	【学校法人の責務】 私立学校法及び寄附行為を遵守するとともに「学校法人純真学園ガバナンス・コード」を制定し、教育の質の向上、運営基盤の強化及びその運営の透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	【特別の利益供与の禁止】 私立学校法及び寄附行為に則り、理事、監事、評議員、職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	【寄附行為の備置き及び閲覧】 寄附行為第 34 条（財産目録等の備付け及び閲覧）第 2 項の規定に基づき、寄附行為を事務所に備え置くとともに閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	【役員】 本法人の役員については、寄附行為第 5 条（役員）において規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	【学校法人と役員との関係】	5-2

純真学園大学

		私立学校法が定めるところにより、委任に関する規定に従っている。	5-3
第 36 条	○	【理事会】 本法人の理事会については、寄附行為第 15 条（理事会）において規定している。	5-2
第 37 条	○	【役員の職務】 本法人における役員の職務については、寄附行為第 11 条（理事長の職務）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）において規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	【役員の選任】 本法人における役員の選任については、寄附行為第 6 条（理事の選任）及び第 7 条（監事の専任）において規定している。	5-2
第 39 条	○	【役員の兼職禁止】 寄附行為第 7 条（監事の選任）に基づき、監事は本法人の理事、評議員又は職員以外の者から選出している。	5-2
第 40 条	○	【役員の補充】 役員の補充については、寄附行為第 9 条（役員の補充）において規定している。	5-2
第 41 条	○	【評議員会】 本法人の評議員会については、寄附行為第 18 条（評議員会）において規定している。	5-3
第 42 条	○	【評議員会】 評議員会の諮問事項については、寄附行為第 20 条（諮問事項）において規定している。	5-3
第 43 条	○	【評議員会】 評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条（評議員会の意見具申等）において規定している。	5-3
第 44 条	○	【評議員の選任】 本法人における評議員の選任については、寄附行為第 22 条（評議員の選任）において規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	【役員の学校法人に対する損害賠償責任】 寄附行為第 44 条（責任の免除）及び第 45 条（責任限定契約）において、責任の範囲を定めている。また役員賠償責任保険に加入し役員の責任を補填している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	【役員の第三者に対する損害賠償責任】 役員の第三者に対する損害賠償責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	【役員の連帯責任】 役員の連帯責任について、理事会において理事及び監事に周知して	5-2 5-3

純真学園大学

		いる。	
第 44 条の 5	○	【一般社団・財団法人法の規定の準用】 役員の責任の免除について寄附行為第 44 条に、また責任限定契約については寄附行為第 45 条にそれぞれ明記している。	5-2 5-3
第 45 条	○	【寄附行為変更の認可等】 寄附行為の変更については、寄附行為第 42 条（寄附行為の変更）において規定し、適切に実施している。	5-1
第 45 条の 2	○	【予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画】 寄附行為第 31 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）において規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	【評議員会に対する決算等の報告】 評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条第 2 項（決算及び実績の報告）において規定している。	5-3
第 47 条	○	【財産目録等の備付け及び閲覧】 寄附行為第 34 条（財産目録等の備付け及び閲覧）の規定に基づき財産目録等の作成及び閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	【報酬等】 寄附行為第 36 条（役員の報酬）及び「学校法人純真学園役員の報酬等の支給に関する基準」において規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	【会計年度】 本法人の会計年度については、寄附行為第 38 条（会計年度）において規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	【情報の公表】 寄附行為第 35 条（情報の公表）において規定するとともに、本法人のホームページにおいて関係資料を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	【目的】 本学大学院の目的については、大学院学則第 1 条（目的）において規定している。	1-1
第 100 条	○	【教育研究上の基本組織】 本学大学院における教育研究上の基本となる組織については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 102 条	○	【入学資格】 本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条（入学資格）において規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	【大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者】 本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条（入学資格）において規定している。	2-1
第 156 条	—	【大学院への入学に関し修士の学位又は同法第四百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者】 本学は博士課程を有していない。	2-1
第 157 条	—	【学校教育法第二百二条第二項の規定に基づく入学に関する制度の運用】 本学は飛び入学の制度を設けていない。	2-1
第 158 条	—	【学校教育法第二百二条第二項の規定に基づく入学に関する情報の公表】 本学は飛び入学の制度を設けていない。	2-1
第 159 条	—	【学校教育法第二百二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数】 本学は博士課程を有していない。	2-1
第 160 条	—	【学校教育法第二百二条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者】 本学は飛び入学の制度を設けていない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	【趣旨】 本学は学校教育法及び大学院設置基準に基づき設置し、適正に運営している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	【教育研究上の目的】 本学大学院が設置する研究科の教育研究上の目的については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）第 2 項において規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	【入学者選抜】 本学大学院における入学者選抜については、本学大学院が定めるアドミッション・ポリシー及び入学者選抜規程等に基づき厳正に実施している。	2-1
第 2 条	○	【大学院の課程】	1-2

純真学園大学

		本学大学院の課程は、大学院学則第 5 条（課程）において規定している。	
第 2 条の 2	—	【専ら夜間において教育を行う大学院の課程】 本学大学院は、専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない。	1-2
第 3 条	○	【修士課程】 本学大学院の修士課程については、大学院学則第 5 条（課程）、第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）、及び第 8 条（標準修業年限等）において規定している。	1-2
第 4 条	—	【博士課程】 本学大学院は博士課程を有していない。	1-2
第 5 条	○	【研究科】 本学大学院の研究科については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 6 条	○	【専攻】 本学大学院の研究科に置かれる専攻については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 7 条	○	【研究科と学部等の関係】 後述するように、大学院学則第 21 条に基づき本学大学院の教職員は学部の教職員が兼ねており、また本学大学院の施設設備は学部と共用する等、研究科は学部学科と適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	【複数の大学が協力して教育研究を行う研究科】 本学大学院は、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	【研究科以外の基本組織】 本学大学院は、研究科以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	【教育研究実施組織等】 本学大学院は、大学院学則第 1 条に定めた教育研究上の目的を達成するため、研究科委員会及び研究科運営会議を設け、教員を配置するとともに事務職員も委員あるいはオブザーバーとして配置している。またその他の委員会等については、純真学園大学組織規程により保健医療学部を設置している各委員会等が大学院に関する事項も取り扱うこととしている。 併せて、大学院学則第 21 条に基づき、本学大学院の教員は学部の教員が兼任しており、研究目的・分野に応じて適切な人数を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	【教育研究実施組織等】 本学大学院で修士課程を担当する教員については、「純真学園大学	3-2 4-2

純真学園大学

		大学院保健医療学専攻科担当教員選考に関する規程」に基づく資格審査を経た者を配置している。また教員数については、エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1 に示すとおり、法令で定められた人数を満たしている。 なお、本学大学院は博士課程を有していない。	
第 9 条の 3	○	【組織的な研修等】 本学大学院は FD・SD 委員会規程に基づき、本学教職員を対象とした FD・SD 研修を組織的に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	【収容定員】 本学大学院の収容定員については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	2-1
第 11 条	○	【教育課程の編成方針】 本学大学院の教育課程は、本学大学院が定める教育研究上の目的に沿って専攻・分野ごとに定められたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成されている。	3-2
第 12 条	○	【授業及び研究指導】 大学院の教育は、大学院保健医療学研究科履修規程第 2 条及び別表第 1・第 2 に則り実施している。	2-2 3-2
第 13 条	○	【研究指導】 研究指導は、「純真学園大学大学院保健医療学専攻科担当教員選考に関する規程」に基づく資格審査を経た教員により行われている。	2-2 3-2
第 14 条	○	【教育方法の特例】 本学大学院における教育方法の特例については、大学院学則第 14 条（教育方法の特例）において規定している。	3-2
第 14 条の 2	○	【成績評価基準等の明示等】 本学大学院における開講科目の成績評価基準等については Web シラバスに明記し、公開している。 修士課程の修了要件については大学院学則第 19 条（修了の要件）に明記し、学生便覧に掲載している。加えて、学位論文の評価に関する基準として「学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準」を定め、本学ホームページ上で公表している。	3-1
第 15 条	○	【大学設置基準の準用】 本学大学院における各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修については以下のとおり定めている。 ・各授業科目の単位 → 大学院保健医療学研究科履修規程別表第 1 及び第 2 において規定している。	2-2 2-5 3-1 3-2

純真学園大学

		<ul style="list-style-type: none"> ・授業日数・授業期間 → 大学院学則第 25 条に基づき大学学則第 16 条（学期）を準用し、学年暦において規定している。 ・授業を行う学生数 → 授業を行う学生数は、授業の内容や教育効果を考慮し、適切に定めている。 ・授業の方法及び単位の授与 → 授業の方法については、大学院学則第 25 条に基づき大学学則第 34 条（授業の方法等）を準用し、Web シラバスにおいて科目ごとに明示している。 単位の授与については、同じく大学学則第 37 条（単位の授与）を準用している。 ・他の大学院における授業科目の履修等 → 大学院学則第 16 条（単位互換による他の大学の大学院における授業科目の履修等）において規定している。 ・入学前の既修得単位等の認定 → 大学院学則第 17 条（入学前の既修得単位等の認定）において規定している。 ・長期にわたる教育課程の履修 → 大学院学則第 8 条（標準修業年限等）において規定している。 <p>なお、本学大学院は連携開設科目を設けていない。また、科目等履修生等については受入れを行っていない。</p>	
第 16 条	○	<p>【修士課程の修了要件】 修士課程の修了要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）において規定している。</p>	3-1
第 17 条	—	<p>【博士課程の修了要件】 本学大学院は博士課程を有していない。</p>	3-1
第 19 条	○	<p>【講義室等】 エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1 に示すとおり、必要とされる講義室等については適切に設置している。</p>	2-5
第 20 条	○	<p>【機械、器具等】 各専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。</p>	2-5
第 21 条	○	<p>【図書等の資料】 エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1 に示すとおり、専攻の種類に応じて教育研究上必要とされる図書、学術雑誌、視聴覚資料等の資料を確保しており、系統的に整備している。</p>	2-5
第 22 条	○	<p>【学部等の施設及び設備の共用】 本学大学院における施設設備等については、学部と共用している。</p>	2-5
第 22 条の 2	—	<p>【二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備】 本学大学院は、筑紫丘キャンパス以外のキャンパスを有していな</p>	2-5

純真学園大学

		い。	
第 22 条の 3	○	【教育研究環境の整備】 資料 F-11（決算等の計算書類）に示すとおり、本学大学院は必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	【研究科等の名称】 本学大学院の研究科等の名称は、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。	1-1
第 23 条	—	【独立大学院】 本学は独立大学院に該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	【独立大学院】 本学は独立大学院に該当しない。	2-5
第 25 条	—	【通信教育を行う課程】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	3-2
第 26 条	—	【通信教育を行い得る専攻分野】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	3-2
第 27 条	—	【通信教育を併せ行う場合の教員組織】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	【大学通信教育設置基準の準用】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	【通信教育を行う課程を置く大学院の施設】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	2-5
第 30 条	—	【添削等のための組織等】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	【研究科等連係課程実施基本組織に関する特例】 本学大学院は、研究科等連係課程実施基本組織を有していない。	3-2
第 31 条	—	【共同教育課程の編成】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-2
第 32 条	—	【共同教育課程に係る単位の認定等】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 33 条	—	【共同教育課程に係る修了要件】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 34 条	—	【共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 34 条の 2	—	【工学を専攻する研究科の教育課程の編成】 本学大学院は、工学を専攻する研究科を有していない。	3-2
第 34 条の 3	—	【工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置】 本学大学院は、工学を専攻する研究科を有していない。	4-2
第 42 条	—	【学識を教授するために必要な能力を培うための機会等】	2-3

純真学園大学

		本学大学院は博士課程を有していない。	
第 43 条	○	【経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示】 本学大学院は、授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用、並びに本学が独自に実施する減免制度及び奨学金制度に関する情報を整理し、学生募集要項（資料 F-4）に掲載するとともに本学ホームページ上で公表している。	2-4
第 45 条	—	【外国に設ける組織】 本学大学院は、日本国外に研究科、専攻その他の組織を有していない。	1-2
第 46 条	—	【段階的整備】 本学大学院は、新たに大学院及び研究科等を設置する場合に該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 2 条	—		1-2
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-2 4-2
第 5 条	—		3-2 4-2
第 5 条の 2	—		3-2 3-3 4-2
第 6 条	—		3-2
第 6 条の 2	—		3-2
第 6 条の 3	—		3-2
第 7 条	—		2-5
第 8 条	—		2-2 3-2
第 9 条	—		2-2 3-2
第 10 条	—		3-1
第 11 条	—		3-2
第 12 条	—		3-1
第 13 条	—		3-1

第 14 条	—		3-1
第 15 条	—		3-1
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—		1-2 3-1 3-2
第 19 条	—		2-1
第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2 3-1 3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		3-1
第 42 条	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	<p>【修士の学位授与の要件】</p> <p>本学における修士の学位授与の要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）及び第 20 条（学位）において規定している。</p>	3-1

純真学園大学

第4条	—	【博士の学位授与の要件】 本学大学院は、博士課程を有していない。	3-1
第5条	○	【学位の授与に係る審査への協力】 学位の授与に係る審査については、学位審査規程第4条において規定している。	3-1
第12条	—	【学位授与の報告】 本学大学院は、博士課程を有していない。	3-1

大学通信教育設置基準 ※該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		3-2
第3条	—		2-2 3-2
第4条	—		3-2
第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第8条	—		3-2 4-2
第9条	—		2-5
第10条	—		2-5
第11条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人純真学園 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	2024 純真学園大学大学案内		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	純真学園大学 学則		
	純真学園大学大学院 学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2023 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（学校推薦型選抜（指定校））		

純真学園大学

	2023 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（学校推薦型選抜（公募）・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・社会人選抜） 2023 年度純真学園大学大学院保健医療学研究科学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧 令和 5 年度学生便覧（純真学園大学保健医療学部、純真学園大学大学院保健医療学研究科）	
【資料 F-6】	事業計画書 令和 5 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書 令和 4 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ： ・2024 純真学園大学大学案内 p.49 キャンパスマップ： ・令和 5 年度学生便覧 p.28	資料 F-2 に掲載 資料 F-5 に掲載
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人純真学園 法人規程一覧表 純真学園大学 規程一覧表 純真学園大学大学院 規程一覧表	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 理事・評議員・監事一覧リスト 令和 4 年度理事会の開催状況 令和 4 年度評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間） 令和 4 年度決算関係書類、監査報告書 令和 3 年度決算関係書類、監査報告書 令和 2 年度決算関係書類、監査報告書 令和元年度決算関係書類、監査報告書 平成 30 年度決算関係書類、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） Web シラバス（純真学園大学保健医療学部） Web シラバス（純真学園大学大学院）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 純真学園大学 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（令和 5 年度学生便覧 pp.41-49） 純真学園大学大学院 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（令和 5 年度学生便覧 pp.119-123）	資料 F-5 に掲載
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	純真学園大学 保健医療学部規則 第 3 条、第 4 条	
【資料 1-1-2】	本学ホームページ>情報公開>1. 大学の教育研究上の目的に関する事	
【資料 1-1-3】	『純真の翼』第 10 号	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「純真学 I」シラバス	資料 F-12 (学部) に掲載
【資料 1-2-2】	純真学園大学 5 ヶ年計画 (令和 2~6 年度)	
【資料 1-2-3】	純真学園情報共有サイト (トップページ)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	純真学園大学説明会のご案内	
【資料 2-1-2】	純真学園大学 入学者選抜規程	
【資料 2-1-3】	純真学園大学大学院 入学者選抜規程	
【資料 2-1-4】	純真学園大学 入試委員会規程 第 4 条	
【資料 2-1-5】	純真学園大学 入試判定会規程	
【資料 2-1-6】	純真学園大学大学院 入試判定会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	本学ホームページ>大学案内>健康管理センター	
【資料 2-2-2】	オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-3】	純真学園大学における評価平均値の活用に関する内規	
【資料 2-2-4】	純真学園大学 成績不振学生への指導に関する申し合わせ事項	
【資料 2-2-5】	各学科における成績不振学生面談記録 (様式)	
【資料 2-2-6】	令和 4(2022)年度 前期 学籍異動に係る原因一覧 (様式)	
【資料 2-2-7】	純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程	
【資料 2-2-8】	令和 4 (2022) 年度前期 ティーチング・アシスタント実施計画	
【資料 2-2-9】	令和 4 (2022) 年度後期 ティーチング・アシスタント実施計画	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	純真学園大学 進路対策委員会規程	
【資料 2-3-2】	純真学園大学 国家試験対策委員会規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	純真学園大学 学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学生相談室、保健室等の状況	エビデンス集 (データ編) 表 2-9 に同じ
【資料 2-4-3】	2023 住まいのご案内	
【資料 2-4-4】	純真学園大学 学友会会則 第 2 条	
【資料 2-4-5】	2023 年度 純真学園大学サークル一覧	
【資料 2-4-6】	大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度) (前年度実績)	エビデンス集 (データ編) 表 2-7 に同じ
【資料 2-4-7】	本学ホームページ>入試情報>学費・奨学金	
【資料 2-4-8】	純真学園大学大学院 奨学金規程	
【資料 2-4-9】	本学ホームページ>純真学園大学大学院	
2-5. 学修環境の整備		

純真学園大学

【資料 2-5-1】	校地、校舎等の面積	エビデンス集(データ編 認証評価共通基礎デー タ様式【改正前基準】【大 学用】様式 1 (令和 5 年 5 月 1 日現在) に同じ
【資料 2-5-2】	建物の耐震化率 (令和 5 年 4 月 1 日現在)	
【資料 2-5-3】	純真学園図書館資料収集管理規則	
【資料 2-5-4】	純真学園図書館資料廃棄に関する細則	
【資料 2-5-5】	純真学園図書館収蔵資料の除籍に関する細則	
【資料 2-5-6】	純真学園図書館運営委員会規程	
【資料 2-5-7】	令和 4 年度図書館運営状況	
【資料 2-5-8】	令和 5 年度 ホームルーム配置図	
【資料 2-5-9】	令和 5 年度 演習・実習室収容人数と在籍者数一覧	
【資料 2-5-10】	令和 4(2022)年度 遠隔授業実施状況一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生満足度調査 (質問項目)	
【資料 2-6-2】	学修等に関するアンケート (質問項目)	
【資料 2-6-3】	令和 4 年度後期授業評価アンケート (質問項目: 講義科目用、 演習・実験・実習科目用、卒業研究用)	
【資料 2-6-4】	令和 4 年度大学院懇談会実施結果報告	
【資料 2-6-5】	大学院生アンケート (質問項目)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	純真学園大学 保健医療学部履修規程	
【資料 3-1-2】	純真学園大学大学院 保健医療学研究科履修規程	
【資料 3-1-3】	学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準	
【資料 3-1-4】	成績評価基準	エビデンス集 (データ 編) 表 3-2 に同じ
【資料 3-1-5】	純真学園大学 入学前の既修得単位等の認定に関する規程	
【資料 3-1-6】	純真学園大学 保健医療学部規則 第 11 条	資料 1-1-1 を参照
【資料 3-1-7】	純真学園大学大学院 入学前の既修得単位等の認定に関する規 程	
【資料 3-1-8】	純真学園大学大学院 単位互換に関する取扱規程	
【資料 3-1-9】	純真学園大学大学院 長期履修学生に関する規程	
【資料 3-1-10】	純真学園大学大学院 学位審査規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	純真学園大学の『初年次教育』	
【資料 3-2-2】	純真学園大学 保健医療学部履修規程 第 4 条	資料 3-1-1 を参照
【資料 3-2-3】	非常勤講師の支援体制	
【資料 3-2-4】	純真学園大学 純真学専門部会規程	
【資料 3-2-5】	純真学園大学 多職種連携教育専門部会 (IPE 専門部会) 規程	
【資料 3-2-6】	純真学園大学 進路対策委員会規程	資料 2-3-1 に同じ
【資料 3-2-7】	純真学園大学 教育助成に関する規程	
【資料 3-2-8】	第 4 回 FD・SD 研修会の開催について	
【資料 3-2-9】	純真学園大学 学外実習対策委員会規程	
【資料 3-2-10】	臨床教授等の称号の授与に関する規程	
【資料 3-2-11】	純真学園大学 臨床教授等選考委員会規程	
【資料 3-2-12】	令和 4 年度第 10 回学外実習対策委員会議事録	

【資料 3-2-13】	臨地実習要綱（新カリキュラム版）2023 年度（看護学科）	
【資料 3-2-14】	2022 年臨地実習協議会・実習指導者研修会（プログラム）	
【資料 3-2-15】	オンライン公開講座 2022 ママとパパのための育児教室（チラシ）	
【資料 3-2-16】	オンライン育児教室の実際と学修効果（純真学園大学雑誌第 13 号、pp.101-111）	
【資料 3-2-17】	純真の翼第 10 号 p.35	資料 1-1-3 に掲載
【資料 3-2-18】	純真学園大学 放射線技術科学科 令和 4 年度臨地実習協議会プログラム	
【資料 3-2-19】	令和 4 年度 臨地実習要項（純真学園大学保健医療学部検査科学科）	
【資料 3-2-20】	令和 4 年度 臨地実習協議会・指導者会議プログラム	
【資料 3-2-21】	臨床実習の手引き（純真学園大学保健医療学部医療工学科）	
【資料 3-2-22】	臨床実習指導要領（純真学園大学保健医療学部医療工学科）	
【資料 3-2-23】	「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス	資料 F-12（大学院）に掲載
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 4 年度後期授業評価アンケートの実施要領	
【資料 3-3-2】	令和 4 年度後期授業評価アンケート（質問項目：講義科目用、演習・実験・実習科目用、卒業研究用）	資料 2-6-3 に同じ
【資料 3-3-3】	学修等に関するアンケート（質問項目）	資料 2-6-2 に同じ
【資料 3-3-4】	2022 年度卒業者に関するアンケート（質問項目）	
【資料 3-3-5】	大学院生アンケート（質問項目）	資料 2-6-5 に同じ
【資料 3-3-6】	令和 4 年度授業評価アンケート結果からの振り返りフォーム	
【資料 3-3-7】	令和 4 年度 各学科・各委員会目標（達成度：国家試験対策委員会、進路対策委員会）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	純真学園大学 学長選考規程	
【資料 4-1-2】	純真学園大学 副学長選任規程	
【資料 4-1-3】	純真学園大学 学部長選任規程	
【資料 4-1-4】	純真学園大学大学院 研究科長選任規程	
【資料 4-1-5】	純真学園大学 役職者等選任規程	
【資料 4-1-6】	純真学園大学 学部運営会議規程 第 4 条	
【資料 4-1-7】	純真学園大学 内部質保証の方針 第 2 条	
【資料 4-1-8】	純真学園大学 内部質保証協議会規程 第 2 条第 2 項	
【資料 4-1-9】	純真学園大学 自己点検・評価委員会規程 第 3 条第 2 項	
【資料 4-1-10】	純真学園大学 IR 委員会規程 第 2 条第 2 項	
【資料 4-1-11】	純真学園大学 教学マネジメント委員会規程 第 3 条第 2 項	
【資料 4-1-12】	純真学園大学 中期計画策定委員会規程 第 2 条第 2 項	
【資料 4-1-13】	純真学園大学 福田昌子記念育英学生規程 第 3 条第 2 項	
【資料 4-1-14】	学長裁定書	
【資料 4-1-15】	純真学園大学 教授会規程 第 3 条	
【資料 4-1-16】	純真学園大学大学院 研究科委員会規程 第 3 条	
【資料 4-1-17】	純真学園情報共有サイト（トップページ）	資料 1-2-3 に同じ
【資料 4-1-18】	純真学園大学 組織規程	
【資料 4-1-19】	純真学園大学 入試判定会規程 第 3 条	
【資料 4-1-20】	純真学園大学大学院 入試判定会規程 第 3 条	

【資料 4-1-21】	純真学園大学大学院 奨学金規程 第 4 条	
【資料 4-1-22】	純真学園大学 教務委員会規程	
【資料 4-1-23】	純真学園大学 IR 室規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員組織	エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学用】様式 1（令和 5 年 5 月 1 日現在）に同じ
【資料 4-2-2】	指定規則に定める有資格者数	
【資料 4-2-3】	純真学園大学 教育職員選考規程 第 5 条	
【資料 4-2-4】	純真学園大学 教育職員選考委員会規程	
【資料 4-2-5】	純真学園大学 教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項	
【資料 4-2-6】	純真学園大学 教育職員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-7】	純真学園大学 任期を定めた教育職員の任用に関する細則	
【資料 4-2-8】	純真学園大学 客員教授等に関する規程	
【資料 4-2-9】	純真学園大学 特別任用教員規程	
【資料 4-2-10】	純真学園大学 非常勤講師に関する規程	
【資料 4-2-11】	純真学園大学 名誉教授規程	
【資料 4-2-12】	勤務評価記録書	
【資料 4-2-13】	純真学園大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-14】	『純真の翼』第 10 号 p.19	資料 1-1-3 に掲載
【資料 4-2-15】	令和 4 年度後期授業評価アンケートの実施要領	資料 3-3-1 に同じ
【資料 4-2-16】	授業評価アンケート結果からの振り返りフォーム	資料 3-3-6 に同じ
【資料 4-2-17】	令和 4 年度 FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-2-18】	学科別 FD・SD 報告書	
【資料 4-2-19】	2022 年度 FD・SD 委員会の目標と総括	
【資料 4-2-20】	FD・SD 研修会アンケート結果	
【資料 4-2-21】	2022 年度相互授業参観 実施一覧（前期・後期）	
【資料 4-2-22】	教員自主計画研修要領	
【資料 4-2-23】	教員自主計画研修要領細則	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	純真学園大学 FD・SD 委員会規程	資料 4-2-13 に同じ
【資料 4-3-2】	FD・SD 研修会の内訳（令和 4 年度）	
【資料 4-3-3】	事務職員 SD 研修会（次第）	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	純真学園大学 臨床研究専門部会規程	
【資料 4-4-2】	純真学園大学 倫理委員会規程	
【資料 4-4-3】	純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程	
【資料 4-4-4】	純真学園大学競争的資金等にかかる不正行為に関する取り決め	
【資料 4-4-5】	純真学園大学 競争的資金不正防止部会規程	
【資料 4-4-6】	純真学園大学 公的研究費の不正防止に関する基本方針	
【資料 4-4-7】	純真学園大学競争的資金等不正防止計画	
【資料 4-4-8】	純真学園大学 研究費助成に関する規程	
【資料 4-4-9】	第 5 回 FD・SD 研修会の開催について	
【資料 4-4-10】	『純真の翼』第 10 号 pp.15-18	資料 1-1-3 に掲載
【資料 4-4-11】	勤務評価記録書	資料 4-2-12 に同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人純真学園 ガバナンス・コード【第1版】	
【資料 5-1-2】	学校法人純真学園 就業規則 第32条、第39条	
【資料 5-1-3】	学校法人純真学園 公益通報規程	
【資料 5-1-4】	純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程	資料 4-4-3 に同じ
【資料 5-1-5】	本学ホームページ>情報公開	
【資料 5-1-6】	本学園ホームページ>情報公開	
【資料 5-1-7】	学校法人純真学園 組織規程	
【資料 5-1-8】	純真学園大学 5ヶ年計画（令和2～6年度）	資料 1-2-2 に同じ
【資料 5-1-9】	純真学園大学 教授会規程	資料 4-1-15 に同じ
【資料 5-1-10】	純真学園大学大学院 研究科委員会規程	資料 4-1-16 に同じ
【資料 5-1-11】	純真学園大学 学部運営会議規程	資料 4-1-6 に同じ
【資料 5-1-12】	純真学園大学大学院 研究科運営会議規程	
【資料 5-1-13】	純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程	
【資料 5-1-14】	学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程	
【資料 5-1-15】	学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい	
【資料 5-1-16】	学生相談室のご案内	
【資料 5-1-17】	学校法人純真学園 個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-18】	臨床実習要綱（新カリキュラム版）2023年度（看護学科）pp.6-7、p.26	資料 3-2-13 に掲載
【資料 5-1-19】	臨床実習要項（指導者用、放射線技術科学科）pp.10-11	
【資料 5-1-20】	検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について（説明書・誓約書）	
【資料 5-1-21】	臨床実習指導要領（純真学園大学保健医療学部医療工学科）pp. 2-3	資料 3-2-22 に掲載
【資料 5-1-22】	純真学園大学 放射線障害予防規程	
【資料 5-1-23】	純真学園大学 放射線安全管理委員会規程	
【資料 5-1-24】	純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 5-1-25】	遺伝子組み換え実験安全の手引き	
【資料 5-1-26】	遺伝子組み換え実験を始める前に	
【資料 5-1-27】	危機管理マニュアル（令和3年3月22日版）	
【資料 5-1-28】	建物の耐震化率（令和5年4月1日現在）	資料 2-5-2 に同じ
【資料 5-1-29】	大地震対応マニュアル（学生配布用）	
【資料 5-1-30】	地震対応のフローチャート	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人純真学園 寄附行為実施規則 第3条	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人純真学園 監事監査規程 第2条、第3条	
【資料 5-3-2】	監査概要書	
【資料 5-3-3】	学校法人純真学園 事務組織規則 第4条	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	事業活動収支計画書（令和2年度～令和6年度）	
【資料 5-4-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）表 5-2 に同じ
【資料 5-4-3】	学校法人純真学園 資産運用に関する取扱基準	
5-5. 会計		

純真学園大学

【資料 5-5-1】	学校法人純真学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人純真学園 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	監査概要書	資料 5-3-2 に同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	純真学園大学 自己点検・評価委員会規程	資料 4-1-9 に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	純真学園大学 5ヶ年計画（令和 2～6 年度）	資料 1-2-2 に同じ
【資料 6-2-2】	本学ホームページ>情報公開>14.純真学園大学自己点検評価報告書	資料 5-1-5 に掲載
【資料 6-2-3】	本学ホームページ>情報公開>11.財務情報	資料 5-1-6 に同じ
【資料 6-2-4】	純真学園大学 IR 室規程	資料 4-1-23 に同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	純真学園大学 5ヶ年計画（令和 2～6 年度）	資料 1-2-2 に同じ
【資料 6-3-2】	令和 4 年度 各学科・各委員会目標（達成度）	資料 3-3-7 を参照

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への貢献		
【資料 A-1-1】	純真学園大学 広報委員会規程	
【資料 A-1-2】	「ボランティア」シラバス	資料 F-12（学部）に掲載
【資料 A-1-3】	福岡市南区大学連絡協議会構成校と福岡市南区との連携に関する協定書	
【資料 A-1-4】	純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書	
【資料 A-1-5】	大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書	
【資料 A-1-6】	オンライン公開講座 2022 ママとパパのための育児教室（チラシ）	資料 3-2-15 に同じ
【資料 A-1-7】	『純真の翼』第 10 号 p.35	資料 1-1-3 に掲載
【資料 A-1-8】	大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書（写し）	
【資料 A-1-9】	本学教員の学会活動・社会貢献活動	
A-2. 地域への情報発信		
【資料 A-2-1】	『純真の翼』第 10 号 p.38	資料 1-1-3 に掲載
【資料 A-2-2】	『純真の翼』第 10 号 p.39	資料 1-1-3 に掲載
【資料 A-2-3】	『純真の翼』第 10 号 p.36	資料 1-1-3 に掲載
【資料 A-2-4】	『純真の翼』第 10 号 p.37	資料 1-1-3 に掲載
【資料 A-2-5】	『純真の翼』第 10 号 p.34	資料 1-1-3 に掲載
【資料 A-2-6】	2022 年度純真学園祭パンフレット	
【資料 A-2-7】	令和 4 年度 純真学園大学学園祭 子宮頸がん検診受診者	
【資料 A-2-8】	『純真学園大学だより rapport』第 2 号 p.2	
【資料 A-2-9】	本学ホームページ>新着情報>2022-10-27	
【資料 A-2-10】	『純真学園大学だより rapport』第 3 号 p.1-2	
【資料 A-2-11】	本学 HP 内「情報公開」2023-01-06	

基準 B. 自校教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 自校教育		
【資料 B-1-1】	純真学概念図 (2022 年度以降)	
【資料 B-1-2】	『純真の翼』第 10 号 p.12	資料 1-1-3 に掲載
【資料 B-1-3】	純真学専門部会 総括	資料 3-3-7 に掲載

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

令和 5 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書

発行日	令和 5 年 6 月 30 日
-----	-----------------

編集・発行	純真学園大学 〒815-8510 福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1
電話	092-554-1255 (代表)
FAX	092-552-2707
E-mail	ir@junshin-u.ac.jp
URL	http://www.junshin-u.ac.jp/
印刷	株式会社九州カスタム印刷
